The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ウクライナにおける「リードナ・モーヴァ」概念とその解釈
Author(s)	〆木, 裕子
Citation	大阪大学, 2014, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/50576
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

2013 年度博士学位申請論文

ウクライナにおける
「リードナ・モーヴァ」概念とその解釈

大阪大学大学院言語文化研究科
言語文化専攻

〆木裕子

目次

序章 6

0.1. 研究の目的 6

0.2. ウクライナにおける言語問題と「リードナ・モーヴァ」 8

0.3. 「母語」「ラドノイ・イズィーク」「リードナ・モーヴァ」に関する先行研究 .. 9

0.4.本論における用語 12

0.4.1. 「リードナ・モーヴァ」と周辺概念 12

0.4.2. 「国家語」と「国語」 12

0.4.3. 「ナショナリティ」 14

0.4.4. 「母語話者」、「少数言語話者」と言語権 15

0.4.5. 地名表記について 15

0.5. 本論の構成 16

第 1 章 ウクライナにおける言語政策史と地政学的状況 17

1.1. 言語政策史の概観 18

1.2. 言語問題と地政学的状況 22

1.3. 言語問題と言語内的要因 25

1.3.1. ウクライナ語とロシア語の相違 26

1.3.2. 混合語と「スルジク」 27

1.4. 結論 28

第 2 章「母語」と「リードナ・モーヴァ」 30

2.1. MOTHER TONGUE,「母語」と「母国語」 30

2.2. 「ラドノイ・イズィーク」と「リードナ・モーヴァ」 32

2.3. 言語権と「リードナ・モーヴァ」 35

2.4. 結論 38

第３章　「リードナ・モーヴァ」の多義性とその意味内容 40

3.1. 「リードナ・モーヴァ」の特殊性 40

3.2. 法文で用いられる「リードナ・モーヴァ」 41

3.3. ウクライナ語関連政策と「リードナ・モーヴァ」 43

3.4. マスメディアで用いられる「リードナ・モーヴァ」 45

3.5. 「スルジク」と「リードナ・モーヴァ」 47

3.6.　「リードナ・モーヴァ」の意味内容 49

3.７.結論 53

第４章　ウクライナにおける政治と言語 55

4.1. ウクライナにおける言語の法的地位 55

4.2. 言語問題と選挙キャンペーン 56

4.3. 主要政党とその「言語政策」スローガン 57

4.3.1. 地域党 58

4.3.2. 『バシキウシチナ』(全ウクライナ連合『祖国』) 59

4.3.3. 『ウダール』 61

4.3.4. ウクライナ共産党 62

4.3.5. 『スヴォボダ』(全ウクライナ連合「自由」) 63

4.4. 政治活動で用いられる「リードナ・モーヴァ」 65

4.5. 「言語政策の基本法」とその施行 68

4.6. 結論 72

第５章　国勢調査、社会調査からみるウクライナにおける言語状況 74

5.1. 国勢調査と「ラドノイ・イズィーク」、「リードナ・モーヴァ」 74

5.2. 2001 年度全ウクライナ国勢調査からみる言語状況 75
5.2.1. ウクライナ国勢調査の調査概要 76
5.2.2. センサスによる地域別民族言語状況 76
5.2.2.1. スロビツカ・ウクライナ、ドン地域 76
5.2.2.2. 中部地域 77
5.2.2.3. 北部地域 77
5.2.2.4. 「新ロシア」南部地域 78
5.2.2.5. 「ハリチナ」地方、西部 79
5.2.3. センサス結果による言語状況の傾向 79
5.3. 各種機関による言語状況に関する調査結果 81
5.3.1. 言語使用状況 81
5.3.2. 言語意識 82
5.4. 行政、教育、マスメディアと使用言語 84
5.5. 結論 87

第 6 章 「リードナ・モーヴァ」の解釈 89

6.1.「リードナ・モーヴァ」解釈の可能性 89
6.2. パイロットスタディ概要と結果 89
6.2.1. 「リードナ・モーヴァ」と“MOTHER TONGUE” 90
6.2.2. 2006 年パイロット調査における言語使用と言語意識 94
6.2.4. 「リードナ・モーヴァ」と「矛盾回答」 101
6.3. 本調査概要 105
6.4. 2010 年調査における「リードナ・モーヴァ」 と“MOTHER TONGUE” . 106
6.5. 2010 年調査における「リードナ・モーヴァ」、言語使用と言語意識 112
6.5.1. 2010 年調査における「リードナ・モーヴァ」と言語使用 118
6.5.2. 2010 年本調査における言語意識と「リードナ・モーヴァ」 119
6.6. 「矛盾回答」 121

6.7. 地域別言語状況と「矛盾回答」 125
6.7.1. 各地域における「リードナ・モーヴァ」と“MOTHER TONGUE” 126
6.7. 2. 各地域における言語使用状況と言語態度 129
6.7.3. 「矛盾回答」と地域差 131
6.8. 結論 132

終章　現代ウクライナにおける「リードナ・モーヴァ」 134
7.1. 「リードナ・モーヴァ」の有用性 **134**
7.2. 第２回全ウクライナ国勢調査と「リードナ・モーヴァ」 136
2006 年パイロット調査のアンケート票（原語） 138
2010 年本調査のアンケート票（原語） 140
調査票（日本語訳） 143
参考資料 145

序章

0.1. 研究の目的

ソ連邦の崩壊後のウクライナ独立から四半世紀を経て、現代ウクライナはロシアと EU の間で地理的にも政治的にも常に微調整を施しつつ難しい舵取りをしいられている。独立後初代大統領として政権に就いたクラウチュークは親欧州路線をとったものの、二代大統領となったクチマは原則的に親露の政策をとった。その後、記憶に新しい 2004 年大統領選挙にともなう「オレンジ革命」を経て第 3 代大統領には親欧米のユーシチェンコが選任されると、「革命」後のウクライナはロシアと距離を置きつつ欧米寄りの路線を歩むものと予想された。しかしそのわずか 2 年後の 2006 年には「オレンジ革命」で大統領の座をユーシチェンコと争ったヤヌコーヴィッチが首相に就き、議会選挙もヤヌコーヴィッチ率いる「地域党」が勝利するなど、親欧米の大統領の在任中に親露路線の政権が誕生した。2010 年の大統領選挙ではこのヤヌコーヴィッチとオレンジ革命でユーシチェンコを支持し「ティモシェンコブッロク」を率いる親欧米路線のユリア・ティモシェンコの一騎打ちとなり、決選投票の結果ヤヌコーヴィッチが勝利し、第 4 代大統領として就任した。当初明らかなロシア寄りの政策はとらないものと予想されていたが、2012 年には事実上ロシア語の公用語化が可能となる「国家言語政策基本法」を採択し、2013 年秋に欧州連合協定調印の棚上げを発端に反政府デモが盛んになり、2014 年 2 月にはヤヌコーヴィチ政権が事実上の崩壊し「革命」につながった。このような例で明らかなようにウクライナの政治志向は主として親欧米、親露という方向性に分かれ、それぞれ拮抗している。それぞれの支持層は、ロシア系住民、もしくはロシア語話者が多いとされ親露路線が支持される東部南部ウクライナと、ウクライナ語話者が多くを占め親欧米路線が支持される西部ウクライナが基盤となっている。選挙では親露派政党の安定した支持基盤となっている東南部、親欧米派政党の確固たる支持基盤となる西部という一方、首都キエフを含む中央ウクライナは選挙ごとに支持政党の傾向が若干変化しているという。親露路線と親欧米路線、また東部南部と西部の力関係は国内で常に拮抗して

いる中で、選挙キャンペーンに決まって取り上げられるのが「言語問題」である[1]。

ウクライナにおいてウクライナ語は独立前の 1989 年ウクライナ社会主義共和国で採択された「言語法」の文中で「国家語」であると規定されており、また独立後の 1996 年に制定された「ウクライナ憲法」でも同様の記述がなされている[2]。現在はウクライナ語が唯一の「国家語」ではあるものの、歴史的には帝政ロシア支配下では厳しい「ロシア化政策」を経験し、またソ連時代も 1930 年代にわかの「現地化政策」を除けばウクライナ共和国内においてもロシア語が圧倒的優位の状態にあり、無論結果的にこのような長期にわたる「ロシア語優位」の状況は現代にも引き継がれている。現代ウクライナ国内においても「国家語」のウクライナ語を話さないロシア語話者も多く存在している。しかし事実上優位な地位にあるとはいっても、ソ連崩壊後の独立ウクライナにおいてロシア語の地位に関する法による明確な記述は 2012 年までは皆無であった。

帝政ロシア時代に用いられた「小ロシア」、ロシア革命後の 1917 年から 1920 年短期間ではありながらも独立国となった「ウクライナ人民共和国」、ソ連時代の「ウクライナ社会主義ソビエト共和国」及び「ウクライナ・ソビエト社会主義共和国」[3]、そして独立「ウクライナ」と帝政ロシア、ソ連政権下で多様な名称を有しつつも現在にいたるまで当該地域で実施されてきた国勢調査では言語関連項目として殆どの場合日本語でいうところの「母語」を問う項目、つまりロシア帝国時代及びソ連時代にはロシア語の「ラドノイ・イズィーク(родной язык)」が、独立後は調査票はウクライナ語で作成されているためウクライナ語の「リードナ・モーヴァ (рідна мова)」が設けられていた。この「ラドノイ・イズィーク」や「リードナ・モーヴァ」の結果こそソ連時代から主に人々がどれほど「ロシア語化された」のか、あるいは「ロシア語離れが進んだ」のかといった観点から言語状況の変化を判断するために重要な役割を果たすものとして用いられて来たのだ。独立ウクライナにおいても 2001 年に独立後初となる国勢調査でこの「リー

[1] Arel 1995 “Language politics in independent Ukraine: Towards one or two state languages?” p. 598.

[2] 1989 年『言語法』第 2 条 “ЗАКОН УКРАЇНСЬКОЇ РАДЯНСЬКОЇ СОЦІАЛІСТИЧНОЇ РЕСПУБЛІКИ "Про мови в Українській РСР"(1989) Стаття 2 及び 1996 年『ウクライナ憲法』第 10 条 КОНСТИТУЦІЯ УКРАЇНИ (1996) Стаття 10 を参照。

[3] 1919-1937 年までは「ウクライナ社会主義ソビエト共和国」ウクライナ語で Українська Соціалістична Радянська Республіка, ロシア語で Украинская Социалистическая Советская Республика と呼ばれたが、1937 年以降から独立までは「ウクライナ・ソビエト社会主義共和国」ウクライナ語で Українська Радянська Соціалістична Республіка, ロシア語で Украинская Советская Социалистическая Республика と呼ばれた。

ドナ・モーヴァ」が問われ、本来であれば2012年に実施が予定されていたものの度重なる延期となっている2回目となる次回全ウクライナ国勢調査でもこの質問が含まれる予定である[4]。

本論は現代ウクライナにおいて言語問題を語る上で欠くことのできないこの「リードナ・モーヴァ」がどのような具体的意味内容を有しているか、さらにそこで明らかなった意味内容が人々の「リードナ・モーヴァ」解釈にどう影響しているか、理解されているのかを踏まえ、この概念をキーワードにウクライナにおける言語政策、言語状況の論述を試みる。そしてその上でこの「リードナ・モーヴァ」概念の有用性および脆弱性を明らかにする。

0.2. ウクライナにおける言語問題と「リードナ・モーヴァ」

ウクライナでは独立後初めてとなった2001年全ウクライナ国勢調査において「リードナ・モーヴァ」が質問項目の一つに加えられており[5]、全国民約4846万人の67.5%がウクライナ語を「リードナ・モーヴァ」と回答した[6]。このウクライナ語「母語話者」の割合はソ連時代の前調査から増加し[7]、ロシア語「母語話者」は若干ではあるが減少しているという結果は「ウクライナ化」が進んでいる事実として様々なメディアで取り上げられた。過半数を大きく超えるウクライナ語「母語話者」の存在が官公庁、教育、マスメディア等におけるウクライナ語化推進の基盤となっている一方で、その多くがロシア

---

[4] Корреспондент. net の記事によると、「リードナ・モーヴァ」以外にウクライナ語使用能力、手話を用いることができるかという問いが用意される予定であった。“Оновлена анкета перепису населення 2013 року містить 27 питань” 2012年4月20日(Зокрема, відповідаючи на питання про рідну мову, учасники опитування повинні будуть також вказати, чи володіють українською і чи вміють користуватися мовою жестів.) 2012年から2013年に延期が発表さたが、2013年9月には更に2016年に延期されることが発表された。

[5] 2001年ウクライナ国勢調査の「リードナ・モーヴァ」の補足説明には「自分で『リードナ・モーヴァ』と考える言語を提示し、まだ話せない子供に関しては両親が判断する」とあるが、その「リードナ・モーヴァ」としてどのようなものを自己申告すべきかは指示されていない。ウクライナ2001年度国政調査結果HP（http://www.ukcensus.gov.ua/ 2014年3月15日閲覧）を参照。

[6] 全人口におけるウクライナ人の割合は77.8%、ウクライナ人のうちウクライナ語を「リードナ・モーヴァ」としているのが85.2%、ロシア語を「リードナ・モーヴァ」としているのが14.8%であった。

[7] 1989年ソ連国勢調査との比較は第5章で詳述。

語を「リードナ・モーヴァ」とする非ウクライナ語「母語話者」の存在は「言語権」という新たな概念を手楯にウクライナにおけるロシア語をはじめとする少数言語の地位をめぐる論争を起こしていた。このように現代ウクライナにおいて「リードナ・モーヴァ」という国勢調査の設問の結果は政策方針を決定する上で重要な論拠になりうるものであり、後の言語政策に多大な影響を与えていると考えられる。最近では、2012 年の「国家言語政策基本法」の施行により、ロシア語を含む「少数言語」の「母語話者」数を測る指標として用いられており、それにより「地域語」という地位が与えられているゆえ、「母語話者」数を測る設問「リードナ・モーヴァ」の重要性は更に増しつつある。

このように、ウクライナにおける言語政策や言語状況を語る文脈で最もよく目にするキーワードの一つが「リードナ・モーヴァ」であるのだが、一方でこの「リードナ・モーヴァ」という概念が何を意味するものなのか明確にされることは殆どなかった。にもかかわらず、言語問題を扱う際には確固たる論拠として「リードナ・モーヴァ」という設問から得られたの結果である「母語話者」数が引き合いに出されてきたのである[8]。ここでこの「母語」ロシア語「ラドノイ・イズィーク」、ウクライナ語「リードナ・モーヴァ」についてみてみよう。

0.3.「母語」「ラドノイ・イズィーク」「リードナ・モーヴァ」に関する先行研究

ウクライナ語の術語「リードナ・モーヴァ」に特化して論じる前にまず「母語」について触れておきたい。ある人が何をもって「母語」とするか、「母語」概念に関しては膨大な研究がある。言語権に関する多数の著書があるスクトゥナブ・カンガスは「母語」の定義として「第一言語」以外にその詳細として「出自」「駆使能力」「機能・使用」「自己によるアイデンティフィケーション（インターナル・アイデンティフィケーション）」「他者からのアイデンティフィケーション（エクスターナル・アイデンティフィケーション）」という複数の解釈の可能性を挙げており、一つ以上の言語を「母語」とする可能性についても指摘している[9]。

[8] 後述するように「国家言語政策基本法」では「リードナ・モーヴァ」の定義が法文書としては初めて明記された。
[9] Skutnabb-Kangas,T. and Phillipson. R. (1989) p.453.

表 0.3.1. Skutnabb-Kangas and Phillipson による「母語」の定義

基準	定義
Origin (起源) Competence (能力) Function (機能) Identification (アイデンティティ) Internal (内的) External (外的)	はじめに学んだ言語 最も良く知っている言語 最も良く用いる言語 自己同定の基になる言語 他者による同定の基になる言語

旧ソ連邦では、この「母語」という日本語に訳されるロシア語「ラドノィ・イズィーク」が長年にわたり不確定な定義のまま用いられ、さらに神格化までされてきたという[10]。この「ラドノィ・イズィーク」やウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」が具体的に定義されることは極めて稀であり、具体的に何を意味するかはっきりしていないという曖昧さはソ連時代から指摘されていた[11]。国勢調査をはじめとし、様々な社会調査やアンケート中で設問として用いられる他、新聞雑誌や書籍をはじめとするあらゆる情報媒体において「ラドノイ・イズィーク」や「リードナ・モーヴァ」という語は頻出するにもかかわらず、明確な定義がなされて用いられることは極めて稀である。

国勢調査にこの「ラドノイ・イズィーク」が初めて用いられたのは帝政ロシア支配下の 1879 年の調査であった。そこでは「ラドノイ・イズィーク」は回答者の「ラドノイ・イズィーク」そのものを得るために用意されたものではなく、その回答言語から被験者の民族的自意識である「ナショナリティ」を間接的に得るために用意された。「ラドノイ・イズィーク」が「ナショナリティ」の指標として国勢調査で用いられたのはこの一度のみであったが、その後数回の国勢調査では、そのような解釈を避けるため、例えば 1920 年以降の国勢調査では「ラドノイ・イズィーク」として「回答者の家庭で話されている言語」(1920 年)や「回答者が最もよく身につけているか、普段話している言語」(1926 年)をあげるよう「ラドノイ・イズィーク」の解釈に説明が加えらることもあ

[10] 渋谷謙次郎 「『母語』と統計」175 ページ。
[11] Anderson BA,Silver BD. “Some factors in the linguistic and ethnic Russification of Soviet nationalities: Is everyone becoming Russian?”

った[12]。しかしこのような解釈は広がることなく、コズロフによると当時の国勢調査では多くの回答者は「ラドノイ・イズィーク」を自分の民族的帰属意識である「ナツィオナーリナスチ」として回答していたとしている[13]。またソ連の社会言語学者グボグロは「ラドノイ・イズィーク」を「幼少期の早い段階でに身につけた言語」であるとしつつ、ソ連時代 1920 年、1926 年の国勢調査で問われ回答された「ラドノイ・イズィーク」がこの定義と一致するものではないことを指摘している[14]。

ソ連崩壊後にはティシコフが民族政策を論じる上で国勢調査のデータの取り扱いについて言及しており、「民族的自意識」を意味する「ナショナリティ」とともに「ラドノイ・イズィーク」についても言及している[15]。ソ連崩壊後、2002 年にロシア連邦で実施された国勢調査の質問項目にはインフォーマントの「ラドノイ・イズィーク」を問うものはなく、言語関連項目として「ロシア語能力」と「ロシア語以外の言語能力」が問われた[16]。ティシコフはそれまでソ連時代に実施されていた国勢調査とともに特に 2002 年実施された全ロシア国勢調査を引き合いに出し、「ラドノイ・イズィーク」を問うこと、問わないこととその結果から期待される言語政策の可能性について論じている。ティシコフはロシア国内の自民族共和国、自治州等一定のレベルの自治権を有する民族とともにそれ以外の少数民族政策を扱っているものの、国勢調査結果と以降の民族政策、言語政策を踏まえた上で調査項目を作成しているという指摘は、ロシア国内のみならず他の旧ソ連圏の国々で実施される国勢調査にも言えることであろう。

カナダの政治学者アレルは特にウクライナに限定し「リードナ・モーヴァ」とともに国勢調査で用いられる「ナショナリティ」[17]という概念との関連について考察している。アレルによると、国勢調査の回答として「リードナ・モーヴァ」と「ナショナリティ」を一致させることが望ましいとする回答者の意識と、それを見越し利用していた実施する当局側の思惑があったという。そのため「リードナ・モーヴァ」としては「第一言語」（アレルのいう“mother tongue”）というよりも「自分のナショナリティの言語」

---

[12] 渋谷謙次郎 「『母語』と統計」 p.177 ページ。
[13] Козлов В. Национальности СССР.
[14] Губогло М. Взаимадействие языков и межнациональные отношения в советском обществе, с. 25.
[15] Тишков В. А. Реквием по этносу.
[16] 2002 年ロシア国勢調査の言語関連項目をめぐる問題については渋谷「『母語』と統計」199-203 ページを参照。
[17] 0.4.3.で後述のロシア語「ナツィオナーリナスチ」ウクライナ語「ナツィオナーリニスチ」の訳語として用いる。

（“native language”）が回答される傾向にあったのだという。

本論文はこのアレルが用いた「リードナ・モーヴァ」のサブカテゴリーである“mother tongue,” “native language”を援用し[18]、特にウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」概念とその解釈を考察する。

0.4.本論における用語

本論はウクライナにおける「リードナ・モーヴァ」という概念を中心にウクライナの言語問題を扱うものである。ここでこの「リードナ・モーヴァ」にまつわる周辺概念及びウクライナ言語問題を扱う上で定義されるべき用語を挙げ本論での意味について言及しておこう。

0.4.1.「リードナ・モーヴァ」と周辺概念

「リードナ・モーヴァ」は日本語では「母語」、英語では“mother tongue”や“native language” と訳されニュートラルな表現としては「第一言語」“first language”ともいわれる語であるが、その意味内容は必ずしも日本語や英語のそれと一致するものではないことは既に言及した。「リードナ・モーヴァ」を一語ずつ直訳すると「血縁関係にある、近しいことば」となる。「リードナ・モーヴァ」以外にウクライナ語で用いられる「母語」を示しうる表現としては日本語に直訳すると「母のことば」となる「マチェリンスィカ・モーヴァ（материнська мова）」や同じく「第一言語」となる「ペールシャ・モーヴァ（перша мова）」なども特に言語学関連の論文、学術書等ではみられるようになったが、未だ一般的なものではなく、使用される頻度も「リードナ・モーヴァ」と比較するとかなり低い。本論ではアレルの先行研究に倣い、特に個人の「第一言語」をさすものとして“mother tongue,” 民族的自意識から導かれた「自民族の言語」を示すものとして“native language”という語を用いる。

0.4.2.「国家語」と「国語」

[18] Arel, Interpreting “Nationality” and “Language” in the 2001 Ukrainian Census, pp. 223-240.

個人の「母語」に対し時に相反、拮抗するものとなりうることばとして「国語」が考えられる。日本語の「国語」は「日本の国のことば」という意味内容であり、学校教育における教科名称として用いられている「国語」も意味内容は同様である。現代日本においては「国語」というものの法的地位が明確にされている訳ではない[19]。日本国内においては2000年代前半に活発に議論された英語公用語論のように英語の地位に関して言及されることはあっても日本語の地位について論じられることはほとんどない。しかし、ロシア、ウクライナを初めとする多民族からなる旧ソ連圏の国々では状況は異なる。ある民族が主体となり連邦内国家や自治共和国という主権を得ると、その民族はその国家および共和国の「基幹民族（ロシア語では「チートゥリナヤ・ナーツィヤ」титульная нация、ウクライナ語では「ティートゥリナ・ナーツィヤ」титульна нація)」と呼ばれる。この「基幹民族」の言語が「基幹民族語（ロシア語では「チートゥリヌイ・イズィーク」титульный язык, ウクライナ語では「ティートゥリナ・モーヴァ」титульна мова)」であり、ウクライナではウクライナ語、ベラルーシではベラルーシ語となる。独立後旧ソ連圏の多くの国々ではそれぞれの「基幹民族語」に法的地位を与え、また一部の国ではロシア語にも同様の地位を与えて「国家語」としていた。これらの国々では自国の言語の地位について憲法や「言語法」を初めとする法律により明記されている。

法的地位を伴う国の言語という「国家語」と訳されるロシア語「ガスダールストヴェンヌィ・イズィーク (государственный язык)」は日本語に直訳すると「国家のことば」となる。日本では「国家の言語」をも意味しうる学校教育における教科名称「国語」はロシア語でもウクライナ語でも「国家語」とは明確に分けられ別のものとして扱われ、ロシア語では学校教育における「国語」というは「血縁関係にある、親しいことば」という意味で「母語」を意味する「ラドノーイ・イズィーク」とは一語違いの「ラドナーヤ・レーチ (родная речь)」が用いられる。同様にウクライナでも「国家語」としては「国家のことば」と直訳できる「ジェルジャールナ・モーヴァ (державна мова)」が用いられるが、教科名称としては「母語」とも訳される「リードナ・モーヴァ」が「国語」という意味内容で用いられている。

---

[19] 渋谷謙次郎・小嶋勇編著『言語権の理論と実践』123ページ。

このような状況に準じ、本論文でも「国家語」という概念を採択し、教科名称としても用いられる「国語」とは別にその国家における言語の地位について言及するものはこの術語を用いる。

0.4.3. 「ナショナリティ」

「ナショナリティ」は一般的に英語の“nationality”が意味する「国籍」や「国民」等を表すものであるが、これに相当するロシア語の「ナツィオナーリナスチ (национальность)」やウクライナ語の「ナツィオナーリニスチ (національність)」は国家というよりも民族レベルでカテゴライズする概念として用いられてきた。本論では前述のコズロフが用いたロシア語「ナツィオナーリナスチ」やウクライナ語「ナツィオナーリニスチ」の訳語として「ナショナリティ」を位置づけ、「民族的自意識」を意味するものとして用いる。「国籍」はウクライナ語では「フロマジャニン(громадянин)」ロシア語では「グラジダニン(гражданин)」という語が用いられ、本論でもこれに倣い「ナショナリティ」を「国籍」とは別のものとして扱う。

この「ナショナリティ」という設問は帝政ロシア時代の調査では「ラドノイ・イズィーク」から間接的に回答を得ようとしたため直接的に問うものはなかったものの、全ソ連国勢調査を始めとし 2001 年ウクライナ国勢調査や 2002 年の全ロシア国勢調査でも調査項目の一つに含まれている。これらの地域において「ナショナリティ」は「ラドノイ・イズィーク」また「リードナ・モーヴァ」と最も関連の深い概念といわれる[20]。その理由としてまず挙げられるのが、前述したように帝政ロシア時代に実施された国勢調査では「ナショナリティ」そのものを問う設問がなされなかったかわりに人々を「ナショナリティ」別に区分するために言語に関する項目が作成され、被験者の「ラドノイ・イズィーク」がその人の「ナショナリティ」を決定していたという事実である。その結果、その後実施されたソヴェト国勢調査には「ナショナリティ」という設問が「ラドノイ・イズィーク」とは別に作成されたものの、回答者の共通理解として「ラドノイ・イ

[20] 渋谷謙次郎「『母語』と統計」180-183 ページ、塩川伸明『民族と言語 （多民族国家ソ連の興亡 Ⅰ）』154-157 ページ。

ズィーク」は「ナショナリティ」と一致すべきものとして捉えられていた[21]。

0.4.4.「母語話者」、「少数言語話者」と言語権

第二次世界大戦後、欧州各国におけるマイノリティーの権利、特に彼らの言語的権利が欧州審議会でクローズアップされた。マイノリティー言語の重要性を確認し、また保護促進することを目指す「地域語または少数言語のための欧州憲章」が採択された。ウクライナは 1996 年に同憲章に署名し、同様に「民族的少数者保護枠組条約」についても 1995 年に署名、1998 年に批准、発効されている。2012 年に施行され実質的に 1989 年の「言語法」にかわり「新言語法」となっている「言語政策基本法」ではこれらの理念に基づき、地域内の「母語話者」数がある一定以上となる場合に「地域語」とすることを可能としている。2012 年以降ウクライナにおいて「母語話者」が持つ意味は更に重要性を増しているといえよう。この「母語話者」を測るために用いられているのが「リードナ・モーヴァ」という設問なのである。

0.4.5. 地名表記について

ウクライナの地名は独立後国内のみでなくウクライナ語に基づくものが多く見られるようになった。しかし 20 年以上を経過しても帝政ロシア、ソ連時代から用いられてきたロシア語に基づくものもロシア語優勢地域等で用いられており、ウクライナ国内においてもウクライナ語によるものとロシア語によるものが言語によって使い分けられている。本論では原則的にウクライナの地名はウクライナ語の発音に基づくものとし、東部ウクライナの地名であるロシア語で「ハリコフ」と呼ばれる地域はウクライナ語の発音に基づき「ハルキウ」、「ドニプロペトロフスク」を「ドニプロペトロウシク」と表記するものとする。原則的にはウクライナ語に基づく表記を採用するが、首都の「キエフ」のみ、現在日本で広く用いられているという理由からウクライナ語に基づく「キーイウ」という表記ではなくロシア語に基づく「キエフ」という表記を採用する。

[21] Arel, Interpreting “Nationality” and “Language” in the 2001 Ukrainian Census, pp. 240-242.

0.5. 本論の構成

第 1 章ではまずウクライナにおける言語政策、言語状況の歴史的背景及び地域差、更に言語内的要因としてウクライナ語とロシア語の近接性、二言語の接触と混合についてみていく。

第 2 章ではウクライナの「リードナ・モーヴァ」概念を“mother tongue,”ロシア語の「ラドノイ・イズィーク」また日本語の「母語」や「母国語」といった概念と比較することにより説明を試みる。更に第 3 章ではそのような「リードナ・モーヴァ」が用いられている実際のテクストをみることにより、具体的にどのような意味内容が付与されているか分析を行う。

第 4 章ではウクライナにおいて言語問題とは切り離すことができない現代政治について詳述する。2012 年「新言語法」の制定とその直後に実施された最高議会選挙に焦点を当て、そこで用いられたマニフェストから言語問題が政治とどう関わっているか、またどのように扱われているかみてみる。

第 5 章では 2001 年に独立後初めて実施された全ウクライナ国勢調査の結果や他の社会調査の結果を用い、ウクライナ国内の言語状況を概観する。

第 6 章では「リードナ・モーヴァ」が実際のところどのように解釈されているのかみるべく、筆者が 2006 年及び 2010 年にウクライナで実施したアンケート調査結果を用い、ウクライナの人々による「リードナ・モーヴァ」解釈とその問題点について分析する。特に「リードナ・モーヴァ」に関する解釈でみられた「矛盾」に焦点を当て、この語の解釈の曖昧さと不安定さという問題点が地域差と無関係ではないことを論じる。

終章ではこのような「リードナ・モーヴァ」がウクライナにおいて言語政策の決定に重要な意味を持つ概念として用いられていることを問題視しつつ、近い将来実施が予定されている第 2 回国勢調査で「リードナ・モーヴァ」という項目が設けられることに対し提言をおこなう。

第 1 章 ウクライナにおける言語政策史と地政学的状況

ウクライナにおいて言語に関する問題は政治問題化されていると国内外で論じられている。2001 年国政調査の結果によると「リードナ・モーヴァ」として挙げられた言語は数多く、ウクライナの「基幹民族語」であり「国家語」であるウクライナ語以外に、ロシア語をはじめ、モルドヴァ語（ルーマニア語）、ポーランド語等が回答言語として挙げられており、一様ではない言語的背景を有する人々の姿がかいま見れる。実際に国内で唯一の自治共和国であるクリミア[22]のクリミア・タタール語、西ウクライナのルテニア人のルテニア語、モルドヴァとの国境に近いチェルニフツィではルーマニア語を「リードナ・モーヴァ」とする回答が見られた。一方で「言語問題」として取りざたされるのはほとんどの場合「ウクライナ語かロシア語か」という二者択一の選択をせまるものである。ウクライナで言語について意見を述べることは、その個人の政治的立場を示すことにもつながりうるものであり、最もよく問題視されている「ウクライナ語かロシア語か」という議論における選択は、ウクライナ語であれば欧米への志向、ロシア語であればロシア、というように、個々人の民族文化的背景にかかわらず、政治や文化に関する方向性を示すものとしてみなされることが未だ少なくはない。

「ウクライナ語を話しなさい！コミュニケーションの手段としてその言語が用いられている限り、その民族は存在しているのですから」[23]

「ウクライナにおけるロシア語にはどのような地位が必要か」[24]

「私は[ウクライナ語話者が多数を占める]リヴィウのウクライナ人ですが、（2014 年 2 月『革命』の成功に際し、東部南部地域の方々の協力に感謝と敬意を表し）今日はロシ

[22] クリミアは本論執筆時にはウクライナに帰属する自治共和国であったが、2014 年 2 月「革命」後の 3 月 16 日にロシアへの編入の是非を問うクリミア自治共和国内の国民投票の結果を受け、ウクライナ暫定政府をはじめ欧米諸国は承認していないものの 3 月 18 日にロシアへの編入を宣言した。

[23] 原文は“Розмовляйте українською! Доки мова використовується як засіб спілкування - доти існує народ.”
(http://www.kyivpost.ua/opinion/blogs/rozmovlyajte-ukrayinskoyu-27301.html 2014 年 3 月 15 日閲覧)

[24] 原文は“Яким має бути статус російської мови.”
(http://www.unian.ua/society/766151-yakim-mae-buti-status-rosiyskoji-movi-opituvannya.html 2014 年 3 月 15 日閲覧)

ア語で話します」[25]

このような言語に関する文言が新聞、雑誌また報道番組等でしばしば取り上げられ、選挙キャンペーン中は特に好んで論じられている。言語が問題化されるこのようなメディアの論調では、常に意見の不一致が提示され、個々人のアイデンティティばかりでなく国の政治にも少なからずの影響を与えている。

本章では、ウクライナにおいて特にウクライナ語とロシア語の二言語使用が問題となるその背景を歴史的観点から検討し、言語外的条件、言語内的条件に分類してみていく。言語外的条件として言語政策史と地政学的状況状況を取り上げ、言語内的条件としては共に東スラブ語であるウクライナ語とロシア語の近似性、また会話の中で頻繁に起こる言語切り替え、および「スルジク」という名で知られる混合語について概観しよう。

1.1. 言語政策史の概観

ホーガンの定義によると、「言語計画」には「規範の選択」「コード化（法典化)」「法典化された規範の施行」「推敲、標準語の教化」という 4 つの段階があるという[26]。ウクライナに当てはめると、「コード化」は度重なる正書法の制定、改正、「規範の施行」は公的機関や教育の場でのウクライナ語の使用の義務化、「推敲、標準語の強化」というところには現在広く見られる「ノン・アコモデーション・バイリンガリズム」[27]のような「標準ウクライナ語」[あるいは「標準ロシア語」]への志向の例が挙げられよう。

ウクライナ語の保護、発展を強く支持しているマセンコは、ウクライナは帝政ロシア及びソヴェト時代を通し、「宗主国」「帝国」の支配下にあり、資源や労働力を搾取され、言語や文化が従属させられていた、としてポストコロニアルとして扱っている[28]。しかし多くのアジアやアフリカの植民地とは異なり、ポストコロニアルの地域とは異なる点も明記しておかなければならない。ウクライナでは同じ東スラブ人ということもあ

---

[25]原文は“У Львові вирішили розмовляти ...російською мовою!” (http://karpatnews.in.ua/news/77621-u-lvovi-vyrishyly-rozmovliaty-rosiiskoiu-movoiu.htm 2014 年 3 月 15 日閲覧)

[26] Haugan, The Implementation of Corpus Planning: Theory and Practice, in Progress in Language Planning, p. 270.

[27] 1.5.2.で詳述。

[28] Масенко, Мова і суспільство, с. 150-151.

り植民する側とされる側で外見の差異、人種の差異は重要なものではなかった、という。フェデュークによると、支配下にあったウクライナ人は「より自然に近い」「エキゾチックな」民族として見られていたという[29]。ではウクライナでなされた「植民地支配」とは具体的にどのようなものであったのか、みてみよう。

帝政ロシアの支配下においては 19 世紀半ば頃まではそれほど強力な同化政策が進められることはなく、民族的多元性を前提にしていたものの、ヨーロッパからの「国民国家」観念流入の中で特に 19 世紀末以降「ロシア化」政策が強力に推進されるようになった。帝政ロシアのツァーリとその官僚達は、ウクライナ語をロシア語の一方言であるとみなし、ウクライナ語の発展自体をロシアからのウクライナの分離を志向するものと考え、公用語・教育言語をロシア語に限定した。1863 年ヴァルーエフ内務大臣の秘密指令により、ウクライナ語は学校における授業での使用を禁止され、1876 年にはエムス法によってロシア帝国内でのウクライナ語による印刷出版、舞台上演、音楽演奏、公開公演、学校教育など一切が禁止された。このような 19 世紀末の厳しいロシア化政策から、ロシア帝国は「諸民族の牢獄」とも呼ばれてきた。ウクライナ語の使用を規制するエムス法をはじめ、ロシア語の一方言としかみなされていなかったウクライナ語による教育やウクライナ語の公的使用は禁じられたものの、標準ウクライナ語を求める動きはこのような厳しい措置がとられる前に始まっていた。ロシア化政策によって多くのウクライナ人インテリゲンツィア、作家が国外に亡命し、この時期にウクライナ人の主要文化の中心地はキエフから当時オーストリア領だったハリチナの主都リヴィウに移っている。

そのような中、1905 年革命の過程でロシア帝国アカデミー言語部会はウクライナ語についての決議を行い、ウクライナ語が独立言語であることを確認した。1905 年革命は一時的にウクライナ語使用禁止を解除し、これによりキエフは再びウクライナ文化の中心地となった。

1917 年革命によって最終的に非ロシア語使用の障壁は取り除かれ、「諸民族の牢獄」は解放された。ソヴェト政権の下で「共和国」となったウクライナは他の諸民族と同様にその共和国内で一定の行政的・文化的自治を獲得し、ウクライナ語も初めて「国語」として正書法、語彙、文法の標準化が進められた。先のホーガンの「言語計画」の進捗に当てはめるとまずはロシア語の「方言」ではなく「言語」という認知がなされたとい

[29] Fedyuk, EXPORTING UKRAINE WEST AND EAST: Ruslana vs. Serducka.

うことになる。1918 年にはウクライナ・科学アカデミーが設立され、その課題の 1 つとしてウクライナ語の発展、促進と正書法についての最終的決着が挙げられた。革命後、ハリチナを含め、全般的にあらゆる方言の統合という方向に向かい、ホーガンのいうところの「コード化」、文語の標準語化が大きく進展した。1920 年代を通してウクライナ化政策でハリチナが果たした役割は大きい。1923 年からウクライナの党・政府によって進められたウクライナ語出版の増大、党・政府機関でのウクライナ語の公用語化、初等教育を中心としたウクライナ語学校の拡充がなされ、ホーガンのいうところの第 3 段階「規範の施行」にあたる「ウクライナ化」が国内で広められた。この 1920 年代のウクライナ化は「第一のウクライナ化」と呼ばれている[30]。

しかし、1930 年代に入るとブルジョア・ナショナリズムの産物としてウクライナ語正書法はロシア語正書法に近づけられた。この時期にはウクライナ語の各種辞書の刊行がストップし、著名なウクライナ人言語学者はブルジョア･ナショナリティの烙印を押され逮捕、流刑となった。

そのような中スターリン批判後の 1960 年代には一時的に大学教育のウクライナ化、作家、詩人、評論家などによるウクライナ語での出版の増加がみられ、「第二のウクライナ化」と呼ばれているものの[31]、 独ソ戦中、またスターリン死後の一時期における部分的緩和を除き、この様な言語面でのロシア化政策は継続された。

ペレストロイカ初期の 1986 年頃から、ウクライナでは作家同盟の知識人を中心にウクライナ語の地位向上を求める運動が盛んになり、1989 年 1 月にはウクライナ語協会が設立され、ウクライナにおけるロシア化を批判し、「第 3 のウクライナ化」の先頭に立った[32]。このような背景のもと、1989 年 8 月 28 日に共和国最高会議幹部会決定により言語法の草案が承認され、法案は 10 月 26 日に最高会議に提出され、28 日に採択された。この法の第 2 条ではウクライナ語が唯一の「国家語」であると規定されている[33]。言語法論争の主要論点となったロシア語の位置づけに関しては、第 4 条で「ウクライナ共和国

---

[30] 中井和夫 『ウクライナ・ナショナリズム―独立のジレンマ―』 87-89 ページ。
[31] 中井和夫 『ウクライナ・ナショナリズム―独立のジレンマ―』 87-89 ページ。
[32] 中井の前掲書では「第一のウクライナ化」「第二のウクライナ化」をふまえ、ゴルバチョフ政権が登場したあとの 1986 年以降のウクライナ化を「第 3 のウクライナ化」と呼ばれている。
[33] 原文を以下に示す。
Статья 2. Государственный язык Украинский СССР
В соответствии с Конституцией Украинский СССР государственным языком Украинской Советской Социалистической Республики является украинский язык.

における民族間交流語はウクライナ語、ロシア語、その他の言語である」というようにロシア語は民族間交流語としても“one of them”という位置づけになった[34]。ウクライナ独立後の 1996 年に採択された新憲法においても第 10 条で「ウクライナの国家語はウクライナ語である」と明記されている。このような法的基盤を背景に、現在まで公共機関、教育機関等においてウクライナ語の使用が推奨されてきた。しかし、独立後のウクライナにおいては法律上の規定による「言語の自由な発展」に反して実際には多言語社会において一民族の言語的支配を目指す強固な政策が進められていたとし、独立後の言語政策について「かつてのロシア化政策よりも酷いウクライナ化政策が進められている」とする研究もある[35]。一方でこのような急進的なウクライナ語推進は、国家語という地位にはあっても「文化的」なロシア語に対しウクライナ語が「遅れた」「農村の言語」というような長期間続いたロシア語優位の状況により醸成されたステレオタイプを払拭しようとする試みであろうとも考えられる。

「国家語」の地位を確立しているウクライナ語とは対照的に、独立ウクライナにおいてロシア語の具体的な法的地位は明記はなされてこなかった。しかし民族的ロシア人の人口が比較的多い東部南部ウクライナのみに限らず、全国的にまたロシア語も人々のコミュニケーションでは依然よく用いられている。ウクライナ独立当初は確固たる地位をロシア語に付与することはなかったものの、欧州審議会作成の「地域言語または少数言語のための欧州憲章」、また「民族少数者保護枠組み条約」は 1990 年代にウクライナでも批准されており、これらを引き合いに少数民族及び少数言語保護という名の下でロシア語話者の権利が折にふれ特にウクライナ東部地域では論じられてきた。「地域言語または少数言語のための欧州憲章」や「民族少数者保護枠組み条約」はウクライナ語使用が求められる場面においてもロシア語を用いる権利保障を求めるために、その地域においてロシア語に公的地位を与えようとする根拠として持ち出され、更にはロシア語を第二公用語に、また第二国家語にという動きが特に親ロシアを標榜する政党の選挙前公約等でよくみられるようになった。このような中、2006 年にはウクライナ東部地域において地方審議会がロシア語を地域公用語として独自に規定するという動きもみられた。その後地方裁判所はそれが憲法に反すると判断し、審議会の決定が違法であるとし、無効とし、この判決は法務省によ

[34] 塩川伸明『民族と言語　（多民族国家ソ連の興亡 Ⅰ）』218 ページ。
[35] ディボフスキー「旧ソ連諸国における言語状況の若干の傾向について−言語のステータスの問題をめぐって−」298 ページ。

り支持されたが、翌年 2007 年 2 月の控訴審では一審の判決を覆し、ロシア語を当地における公用語と認定している。このようなロシア語に法的地位を与える運動は地方議会の枠を超え、2010 年には正式に「言語法草案」としてウクライナ最高議会「ヴェルホーヴナ・ラーダ」に提出された。この草案は棄却されたものの、2011 年に「国家言語政策に関する基本法」として再度議会に提出されると、この「言語政策基本法」は採択され、当該地域のロシア語を含む少数言語の話者数に応じ、その言語を「地域語」とすることが可能となり、地域によってはロシア語にウクライナ語と同等の法的地位を与えることが可能となった。2013 年現在、9 つの州、1 つの市でロシア語が「地域語」の地位を得ている[36]。「地域語」となった言語はロシア語のみではなく、ザカルパチアではハンガリー語が、チェルニフツィではルーマニア語が「地域語」として認められるなどウクライナ国内の該当地域内で「国家語」と同様に様々な場面で使用することを可能とする公的地位を得ている。

1.2. 言語問題と地政学的状況

ウクライナにおける民族･言語問題のもうひとつの分析視角は地域的特徴による類型分けである。中井は歴史的発展によりウクライナを次の 6 つの地域に分けている[37]。

1）スロビツカ・ウクライナと呼ばれるドン地域、アゾフ海北岸の地で、ドネツィク、ハルキウを含む地域。早くからモスクワの支配下に入った地方で、主にロシア人による植民地域であると同時にウクライナ人による植民地域でもあった。言語的には一貫してロシア語が優勢な地域である。

東部ドンバス地域は古くから工業地帯でロシア人が多く流入し、ロシア的色彩の強いところである。言語的にもウクライナ語に比してロシア語が優勢であり、ウクライナ民族運動に対しては無関心、冷淡であるとされる。この地域を支持基盤としているのが、前大統領のヤヌコーヴィッチおよび彼が党首を務めていた「地域党」である。

[36] 詳細は 4.4.「国家言語政策に関する基本法」とその施行の表 4.4.1 及び図 4.4.2 を参照。
[37] 中井和夫『ウクライナ・ナショナリズム―独立のジレンマ―』7-8 ページ。

図 1.2.1.　ウクライナ地図[38]

2）ポルタヴァなどかつてのヘトマンシチーナ、ヘトマン国家の領域で、行政的にはかつて「小ロシア」と呼ばれた地域である。この地はウクライナ全体の中心部であり、ウクライナの文化的伝統を考える上で最も重要な地域とされる。

ドニエプル・ウクライナは地理的にもウクライナの中心部に位置し、東部及び西部両者の中間的存在である。この地域の動向がウクライナ全体の民族運動を最終的に決定してきたが、ハリチナに比してロシア化の影響を強く受けており、政治闘争志向の強いハリチナに比べ文化運動志向が強いといえる。

3）右岸ウクライナのヴォルニイを含んだ地域であり、18 世紀後半のポーランド分割によりロシア帝国に組み込まれた。

4）ウクライナ南部の「新ロシア」と呼ばれる地域。16 世紀中葉以降ザポリージャのコサックの本営であるシーチ[39]が置かれた地域で、クリミア汗国のロシア帝国による併合の後、ロシア人、ウクライナ人、ユダヤ人など様々な民族の植民が行われた。オデッサ、クリミア自治共和国を含む[40]。オデッサは最大の国際貿易都市であった。

---

[38] ウクライナ白地地図 http://commons.wikimedia.org/wiki/File:Map_of_Ukraine_political_simple_blank.png (2014 年 3 月 15 日閲覧)から筆者が作成。

[39] 帝政下のロシア南部に形成された帝政の直接支配から独立した集団。15 世紀後半にはポーランドリトアニア連合王国、クリム・ハーン国と接するロシア南方、南東の辺境に農奴制をきらい、自由を求めてきた「自由の民」として集まり始めた。

[40] 2014 年 3 月 16 日の投票を経て 18 日にはロシア連邦に編入されたものの、ウクライナ政府、欧米諸国は国際法に反するものとしてこれを認めていない。

現在もロシア人、ウクライナ人、ユダヤ人がそれぞれ人口の約 3 分の 1 ずつを占めている。

5）ポーランド分割によりオーストリア領になったハリチナ地方。ウクライナの文化的統一はこのハリチナの併合まではなされなかったといわれるほど 19 世紀以降のウクライナ史の展開にこの地方は決定的に重要な役割を果たした。リヴィウ、イワノ・フランキフスク、テルノピリを含み、18 世紀末から第 1 次大戦まではポーランド領とみなされたが、その後ソ連領に分裂され、ウクライナ独立にあたってはウクライナ民族運動の中心地となった地域である。このハリチナの主都がリヴィウである。

西部ハリチナ地方は長期にわたりポーランド領、続いてオーストリア領であったため、他の地域とは異なる文化的、政治的発展を遂げている。ここはウクライナで最も「西欧的」な地方であるといわれ、西側への窓となっている。民族運動においては最も急進的な地方であり、宗教的にもカトリックと東方教会の混合宗教である「ユニエイト」の根強い拠点である[41]。ハリチナを主な支持基盤としていたのが 2004 年「オレンジ革命」でヤヌコーヴィッチに勝利した前大統領のユーシチェンコである。

6）ハンガリー領であったため、独特の文化的伝統と政治志向を維持しているカルパチア・ルーシ。

このように、同じウクライナという一つの国家でありながら地域により歴史的背景が全く異なるため、現在においても多様な民族・言語状況が混在している。これらの地域で話されている言語も決して一様ではなく、ウクライナ語を一つとってもいくつかの方言、またロシア語との混合語等のバリエーションが存在している。

第 5 章ではこれら 5 つの地域に注目し、2001 年に実施された全ウクライナ国勢調査か

[41] 「ユニエイト」とは教義はカトリック、典礼は東方教会という混合宗教。1596 年ブレストの合同により成立した教会でウクライナ、ベラルーシ西部が中心である。1772 年ポーランド第 1 次分割後、オーストリア支配下のハリチナでは「ギリシャ・カトリック」と命名され、ウクライナ人の民族教会として発展した。一方ロシア領では、1839 年ユニエイト教会はロシア正教会に編入された。1946 年にはユニエイト教会は非合法化され、ロシア正教会への再合同が強制されたが、西ウクライナで非合法活動が続けられた。ペレストロイカ末期にユニエイト教会は名誉回復され、合法化された(中井和夫「ウニアート教会」75 ページ)。

ら各地域における民族、言語状況を概観する。

1.3. 言語問題と言語内的要因

いうまでもなく、ウクライナで最も広く用いられている言語は現在「国家語」であるウクライナ語と帝政ロシア、ソヴェト時代を通して圧倒的優位にあったロシア語である。ウクライナ語もロシア語もインド･ヨーロッパ語族スラブ語派の東スラブ諸語に属し、両言語ともベラルーシ語と系統上最も近い関係にある。本節ではウクライナにおける言語問題のその言語内的要因を通時的観点からみてみよう。

ウクライナ人、またロシア人、ベラルーシ人の共通の祖である東スラブ人は 9 世紀末に統一国家キエフ･ルーシを形成し、10 世紀末にキリスト教を受容して以降言語文化の統一を進めた。そこで用いられていたのは東スラブ人の共通の言語「古ロシア語」(давньоруська мова もしくは давньосхіднослов'янська мова、ロシア語では древнерусский язык)であり、古ロシア語による豊富な文献が遺されている。

14 世紀以降には、ポーランドの支配下にあった南西ロシアの言語とモスクワのロシア語との分化が進行し、17 世紀中ごろまでにウクライナ語、ベラルーシ語、ロシア語の差が決定的となり、それぞれの言語の礎となった。その後、19 世紀にウクライナ語の現代文語の主要規範は詩人タラス・シェフチェンコによって確立された[42]。シェフチェンコは当時文語として用いられていた「教会スラブ語 (церковнослов'янська мова)」から少なからずの借用をしつつ、ウクライナ語の文語の基盤を完成させた。19 世紀後半、「ウクライナ語」の存在は認められず、あくまで「小ロシア方言」とされていたが、1905 年にはロシア帝国アカデミー言語部会がウクライナ語を独立言語として認めた。ウクライナ語には大まかに分類すると北、南西、南東方言があり、標準語の規範となっているのは南東方言である。前述の「第一のウクライナ化」の 1927 年にはポルタワの方言を基に「ハルキウ正書法」が作成されたが、30 年代に入るとウクライナ語正書法はロシア語のそれに意図的に近づけられた。

[42] ウクライナの国民的詩人(1814-1861)であり、ウクライナ語によるウクライナ文学の創始者。反体制、反農政を貫き、郷土と民衆に寄せる深い愛情をうたった作品で知られる。

1.3.1. ウクライナ語とロシア語の相違

しかしウクライナ語と一言でいってもその範疇で多様な変種と言語の混交がみられ、様相は複雑さを増している。一方でウクライナ語はロシア語とともに東スラブ語の一つであり、多くの文法的、また語彙の要素を共有しているのも事実である。ティシチェンコによると、現代ウクライナ語とロシア語の語彙の 38%が異なるものであり、62%は両言語共有のものであり、うち 44%は形態論的に同一とみなすことができ、18%は類似のものであるという[43]。この数字がどれほどの近接性を示しているのか他の言語間の相違点との比較を挙げており、同様の比較において、スペイン語とポルトガル語では 25%異なり、スペイン語とイタリア語では 33%、更にドイツ語とオランダ語では 25%異なるという[44]。

ウクライナ語とロシア語の語源に関連していうと、「古ロシア語」でかつて用いられていたキリル文字 ѣ（ヤット）はウクライナ語では“i”に、ロシア語では“e”に置き換えられた[45]。一方で、音声また音韻上の相違は更に顕著である。ロシア語の音声学上の特徴は「アーカニエ」と語末の子音の無声音化であるが、これらはウクライナ語ではみられない。「アーカニエ」とは、アクセントのない“o”を「ア」と発音するロシア語の音韻上の規則のことであり、ウクライナ語ではアクセント有無にかかわらず“o”は「オ」と発音し、ウクライナ語とロシア語の綴りは同様でも発音が異なる語が多く存在する[46]。

これらに加え、両言語には形態論上の差異もみられる。フリシチェンコやオゼロワは名詞の性や数、また未来形の表現形式[47]、呼格の有無等を挙げているが、文法の大部分は共有されているといえよう[48]。しかしながら、格の要求は両言語間で異なるものもある[49]。

---

[43] Тищенко, Метатеория мовознавства, с. 266–267.
[44] Тищенко, Костянтин, с. 266–267.
[45] 例えば「森」を意味するウクライナ語の“ліс”とロシア語の“лес”.
[46] 例えば「牛乳」を意味する“молоко”はロシア語もウクライナ語も表記は全く同じであるが、ロシア語は「マラコー」となりウクライナ語では「モロコー」となる
[47] ロシア語とは異なる合成未来に基づく未来変化。
[48] Грищенко А. П., Сучасна українська літературна мова 及び Озерова Н., Сопоставительная грамматика русского и украинского языков.
[49] 両親に感謝する」や「私を許して下さい」といった場合の「感謝する」や「許す」という動詞はウクライナ語ではその対象を与格で表す(дякувати батьками, пробачте мені)が、一方ロシア語では対格で示さなければならない(благодарить родитедей, простите меня)。

1.3.2. 混合語と「スルジク」

前節ではウクライナ語とロシア語の近似性およびその差異に言及したが、ウクライナにおける言語使用は少なからずの人が頻繁に言語を切り換えたり「スルジク」と呼ばれる混合語を用いたりすることからかなり複雑な様相を呈している。両言語の近似性に続き、まさにこの近似性ゆえに生じたとされるウクライナ語とロシア語の混合語である「スルジク」についてみておこう。

ビラニュークは「スルジク」を「様々な社会的制約の中で形成されたウクライナ語とロシア語の混合」と位置づけている[50]。典型的なものは、帝政ロシア時代、ソ連時代に農村地のウクライナ語話者がロシア語と結びつくより高い地位を目指しロシア語を話そうとするときに生じるものであるとされてきた。しかし最近では、かつてはロシア語のみで遂行できた場において独立以降ウクライナ語を用いなくてはならなくなった都心部のプロフェッショナルたちが用いる不完全なウクライナ語についても「スルジク」と呼ばれるようになり、「正しい」「標準」ウクライナ語で話し、書くことが重要視されている。「スルジク」が蔓延する風潮を危ぶみ、書店では文法書である「正書法」とともに、「ウクライナ語表現マニュアル」が数多く販売されている。

一方で「スルジク」は軽蔑的なニュアンスを帯びた蔑称としても認識されており、このような「スルジク」に対する否定的な態度にみられるウクライナ語純粋言語主義への志向は「国家語」の地位にあるウクライナ語を更に高め、それを再確認する努力の一環ともいえるものである。このような対比では「スルジク」は目指すべき「正しい」「ウクライナ語」の対極にあるものとして否定的に位置づけられている。

「スルジク」をはじめとする混合語、非標準語ともいえる言語変種の使用を避け、「正

---

[50] Bilaniuk, “Speaking of *Surzhyk*: Ideologies and Mixed Language”, pp.93-117. スルジクの分類については Bilaniuk, “A Typology of Surzhyk: Ideologies and Mixed Languages,” pp.409-425 が詳しい。スルジクはウクライナ語とロシア語のクレオール語であると理解されているが（中井和夫『ウクライナ・ナショナリズム：独立のジレンマ』95 ページ)、これを対象とする研究にはロシア語化されたウクライナ語、ウクライナ語化されたロシア語の語彙に限定したもの(Сербенська О., *Антисуржик*.)、両言語間におけるコードミキシングやコードスイッチング、また音声レベルでの混合をも包含するものまで多様である)。これらに加え、「標準ウクライナ語」の枠に入らないものを全て指すような用語法もマスメディアのテクスト等でみられる。

しい」「間違いのない」言語使用を志向する態度は現在ウクライナ国内で広く観察される「ノン・アコモデーション・バイリンガル」という特異な状況の発生に繋がっていると考えられている[51]。ビラニュークによると、本来「アコモデーション」とは相手のスタイル、言語に合わせて会話するというものであり、バイリンガル話者同士の会話においても相手の言語に合わせて話すのが「適切なもの」とみなされうる。しかし現代ウクライナにおいて、一方がウクライナ語で話し続けているのに他方はロシア語を話し続け、会話の参加者の言語が異なるまま会話が進んでいくという「アコモデーション」が起こらない状況が頻繁にみられる。ビラニュークはお互いに相手の言語に合わせて自分の話す言語をスイッチすることはしないが、互いの話を理解している状況を「ノン・アコモデーション・バイリンガル」と名付け、ウクライナ語とロシア語の二言語で放映されているテレビのトークショーを題材に分析している。このような状況を生み出した要因の一つが混合語の使用に対する嫌悪感、更には不正確な文法、発音を避け、「正しい」言語を使用することへの志向であろう。

ウクライナにおいては「ウクライナ語かロシア語か」という二者択一で言語問題が取り上げられることが少なからず見受けられるものの、本来の言語の近接性に加え人為的にウクライナ語がロシア語に近づけられた歴史も影響し、混合語をはじめとする非標準変種が忌み嫌われるという事実は現代ウクライナの言語問題を論じる上で極めて重要である。

1.4. 結論

1989 年に制定された「言語法」、独立後の「ウクライナ憲法」と「国家語」としてウクライナ語のみがその地位にあったものの、歴史的にみても、また共時的な視点からもロシア語の存在は無視できるものでは決してない。更にウクライナにおける言語問題は[標準]ウクライナ語、[標準]ロシア語という二者択一ではなく、その枠内から外れる言語変種また混合語「スルジク」をはじめとする複雑な言語使用の実態があり、それを避けるために「ノン・アコモデーション・バイリンガリズム」という特異な状況が起こっていることを垣間みた。

[51] Bilaniuk, “Language in the balance: the politics of non-accommodation on bilingual Ukrainian–Russian television shows,” pp. 105-107.

次章ではウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」を考察するに先立ち、旧ソ連圏のみならず他の地域においても言語政策、言語状況を論じる際に用いられる「母語」とその周辺概念についてみていく。

第２章「母語」と「リードナ・モーヴァ」

ウクライナ語「リードナ・モーヴァ」は一般的に「母語」という日本語に訳される語である。しかしこの「リードナ・モーヴァ」は「母語」という概念と完全には一致するといえるものではなく、よって本論文では日本語の「母語」とウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」を別の概念として位置づける。

英語の“mother tongue”のように日本語の「母語」も「母のことば」を意味しており、親から受け継いだことばを意味している[52]。「母語」は「第一言語」ともほぼ同義で用いられるが、これら「母語」や「第一言語」となる言語を特定することは場合によっては容易ではない。現代においてはどの地域においても複数の言語が存在する環境で生活する人は決して少なくはない。しかし彼らの「母語」を特定すること、またその「母語」が何を意味するかということは単純ではない。本章ではこのような「母語」についてこれまでどのように論じられてきたか、またウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」というものについて概観する。

2.1. Mother Tongue,「母語」と「母国語」

本論文は特にウクライナ語「リードナ・モーヴァ」概念やその解釈を扱うものであるが、「母語」と訳される概念、また「母語」に関わる概念をみておこう。まずそれらを整理し、ウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」概念の理解の助けとしたい。

先行研究で前述のスクトゥナブ・カンガスによると、ある人間が「母語」（スクトゥナブ・カンガスの用語では“mother tongue”）を有していると言ったとき「第一言語」という 1 つの解釈に限られるのではなく、子供が最初に話すことばである「出自」、最もよく理解し、使用できることばである「駆使能力」、最も頻繁に用いることばである「機能・使用」、帰属意識に関わる「アイデンティティ」という複数の解釈の可能性を指摘する[53]。したがって、ここでは「母語」はひとつのことばに限定されず、複数のことばであることも珍しくはなく、また時期や場面が異なれば「母語」も同一ではない可能性が

[52]太田晴雄「母語・第一言語」351-352 ページ。
[53] 表 0.3.1.を参照。Skutnabb-Kangas,T. and Phillipson. R., ‘Mother Tongue’: the Theoretical and Sociopolitical Construction of a Concept, p. 453.

考えられる。

一方、日本においては「母語」と同様、もしくはそれ以上の頻度で未だ用いられている「母国語」という表現がある。国家や権力とことばの関係を中心に、ソ連時代の民族・言語政策やスターリン言語学の論者としても有名な田中克彦は「ことばと国家」の中で「国語」との関連の中で「母語」および「母国語」について触れている[54]。現代ウクライナの言語政策、言語状況にも通じる部分も見受けられ、「母語」を「国語」との関連で理解するためにも以下に簡単に要約する。

田中は中世ヨーロッパにおけるラテン語を引き合いに、「文法」を学ばずして習得することのできない「書きことば」と、それに対し「俗語」とも表現されている「話しことば」を分別し、作り物である「書きことば」は誰にとっても「母語」ではないとする。書くために、また「正しいことば」のために「文法」という道具が必要とされ、そしてこの「文法」を有する言語の興亡は国家の興亡と深く関係するものであり、「俗語」が国家の手により「国語」にされたとき、そこに作り出される「文法」はことばを扱いながらそれとは別の作法、儀礼の書物に近づく、と論じる。本来「話しことば」でしかなかった「母語」の文法はことばそのもののために必要なのではなく、国家とその付属施設である学校と教師のために要求され、ことばの恒常性を保つための装置として機能するようになる。ここでいう「話しことば」でしかなかった「母語」というものは地域方言、社会方言をはじめとする個人的な「ことば」なのであり、「日本語」や「英語」といった名称をもつ言語体系の中の言語変種である。そのような「母語」がその恒常性を保つための装置としての機能「文法」を有する「国語」となった時、その「ことば」は個人のものではなく集団の、国家のものとなっていく。

このような文法を獲得した「俗語」がラテン語をおしのけ国家的規模で使用されるようになり独占的地位を獲得していく過程において、国家権力の行使により「俗語」を支え、言語の地位が法的に規定されていく。田中は例としてフランス革命を引き合いに出し、特権的地位を有するフランス語の陰で他の言語の使用は排除され、フランス語という「俗語」が公の言語になるために、ラテン語を排除するだけでなく競合する他の「俗語」をも排除する結果となったことを示している。「『ヴァナキュラーなことば』から『公式に教えられる母語』への転換」ともいえるこのような例は言語法制定後、また独立後のウクラ

[54] 田中克彦『ことばと国家』26-52 ページ。

イナにおける言語政策を概観するとき、「ウクライナ語」と「ロシア語」また「標準ウクライナ語」と国内で話されている「スルジク」を含む非標準変種「その他のことば」との関連で同様の過程を垣間見ることができる。

田中はまた日本において「母語」と混同される「母国語」についても述懐し、「母語」が「いかなる政治的環境からも切り離され、ことばの伝え手である母と受け手である子供との関係で捉えている」のに対し、「母国語」は「母にではなく国家に結びついている、国語に母のイメージを乗せた扇動的でいかがわしい造語」とする[55]。「母国語」は所属する国家「母国」の「ことば」である国語、公用語等を本来意味するものであり、「母国で用いられている言語」であり、それゆえ多様な言語変種を含みうる「個人のことば」である「母語」と必ずしも一致するものではない。日本語で「母国語」は田中が批判するように「母語」とは異なるものとして、また「母語」との混同、誤用例として挙げられることもあるが、ウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」の語義やその解釈を論ずる際に「個人のことば」「国家のことば」に該当するこれら「母語」「母国語」という二つの概念は有用であると考えられる。この似て非なる 2 つの概念は「ことば」をめぐって対峙する個人と国家いう問題が何もウクライナに限るものではなく、また日本のみにも限るものではなく、どこにでも起こりうる普遍的なものであることを示しうるものである。アレルらが指摘する、ウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」が個人の“mother tongue”ではなく自民族の言語である“native language”と解釈されうる傾向は決してウクライナに限るものではなく、日本においては“mother tongue”の訳語として「母の言語」ではなく「母国の言語」を意味する「母国語」ということばが未だ用いられていることとして現れているともいえよう。

2.2. 「ラドノイ・イズィーク」と「リードナ・モーヴァ」

[55] 田中により「母国語」という語の使用の不適切さが指摘されているにも拘らず、未だこの語の使用はメディアのテクスト等よく見られる。「母国語」という語が未だ一般的に使用されているということを示す例として、単純に比較することはできないが「母語」と「母国語」を検索すると「母語」が約 1,230,000 件であったのに対し「母国語」は約 2,220,000 件ヒットし、インターネット上では「母語」以上に「母国語」という語が好んで使われているようである。後述する「リードナ・モーヴァ」の術語としての曖昧さ、多義性が指摘され近年ウクライナの言語学者の間ではこの語の使用を意図的に避けるものもみられるようになったものの、一般的には使用され続けている事態は日本の「母国語」と同様であるといえよう。

本節ではソ連時代の国勢調査、また現代ウクライナにおいての国勢調査における設問が設けられた言語カテゴリーとの関係から、「母語」という日本語に訳されるロシア語の「ラドノィ・イズィーク」とウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」に焦点をあてる。

旧ソ連圏における国勢調査では「ラドノィ・イズィーク」として複数の言語を選択することは許容されず、少なくとも国勢調査では「ラドノィ・イズィーク」が各人一言語に限定されていた。前述のスクトゥナブ・カンガスの「母語」解釈に従えば、複数の解釈に基づく複数の「母語」が容認されていたが、「ラドノィ・イズィーク」や「リードナ・モーヴァ」をそのような「母語」と同一視することは必ずしも適切ではない。また同様にここでの「ラドノィ・イズィーク」や「リードナ・モーヴァ」は田中がいう「ヴァナキュラーなことば」としての個人的な「母語」を意味するものではなく、「ロシア語」や「ウクライナ語」といったひとまとめにされた既存の「言語」のリストから自分のことばをそのリストの言語に当てはめる形で選択されたものということになる。

アレルは、一般的に“mother tongue”が「最初に習得した言語」、または「最もよく習得している言語」であると理解されているのに対し、 ロシア語の「ラドノィ・イズィーク」やウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」が自分が属する「ナショナリティの言語」を強く連想させるものでこれを“mother tongue”とは別のものである“native language”として定義づけた。そこから、ソ連時代の国勢調査は「ラドノイ・イズィーク」として“mother tongue”ではなく“native language”を意図的に質問しているものであり、また回答する側も“native language”を自己提示していると分析する[56]。ロシア語の「ラドノィ・イズィーク」が民族的な自己認識を表すというグボグロやメチコフスカヤの議論もアレルの“native language”という解釈にあてはまるものである[57]。これらは主として「母語」と訳されるロシア語「ラドノィ・イズィーク」やウクライナ語「リードナ・モーヴァ」はその語根 「ロード」「リード」 に「生まれ」や「家柄」、「種(しゅ)」等の意味があることから、「身近な」ことば、自分の民族アイデンティティに最も近い自民族の言語である「自民族語」と理解される可能性が高いというのだ[58]。このようにロシア語「ラ

[56] Arel, Interpreting “Nationality” and “Language” in the 2001 Ukrainian Census, p. 222.

[57] Мечковская, Языковая ситуация в Беларуси и этические коллизии двуязычия, c. 308 及び Губогло, Языки этнической мобилизации, c. 189. ベラルーシにおける「母語」を論じたメチコフスカヤはベラルーシ語を「母語」とする理由としてベラルーシ語が民族の象徴として国民をひとつにまとめる機能を有していることを挙げている。

[58] Arel, Interpreting “Nationality” and “Language” in the 2001 Ukrainian Census, p.

ドノィ・イズィーク」やウクライナ語「リードナ・モーヴァ」はともに“mother tongue”や日本語の「母語」とは一風異なり民族的自意識「ナショナリティ」の影響を受けやすい概念であるとされる。その一方で更にウクライナ語「リードナ・モーヴァ」にはロシア語「ラドノィ・イズィーク」にはないニュアンスが付与されている。

「リードナ・モーヴァ」に関してはその特殊性として「自民族語」と解釈されうることを挙げるだけでは不十分であり、イサイフが指摘する「ウクライナ人にとって『私』は『我々』という概念なしには存在しない」ように[59]、「リードナ・モーヴァ」も「私」のことばというより「我々の」ことばとしてウクライナ人の、ウクライナ国家のことばとして捉えられてきたといえる。

国内のウクライナ人が考える「リードナ・モーヴァ」と同等に扱うことはできないものの、北米のウクライナ・ディアスポラ研究の第一人者であるアジニュークは在外のウクライナ人により解釈される「リードナ・モーヴァ」という語の複雑さを指摘しており[60]、この語の解釈として、「人生で初めて触れることば」、「母親、もしくは両親の言語」、「家族の、また祖父母の言語」、「文化継承に際し自己同一視する言語」、「感情面でのつながりを抱いている言語」、「コミュニケーションに際し最も都合が良いと感じる言語」、そして更に「その人が国民としての忠誠を抱く国のことば[筆者強調]」を挙げている[61]。アジニュークが挙げている「リードナ・モーヴァ」の 7 つの語義以上にここで興味深いのは、北米のウクライナ系ディアスポラにとって「リードナ・モーヴァ」の回答は必ずしも英語で問われた“mother tongue”の回答とは一致しないという記述である[62]。これは彼らにとっては「リードナ・モーヴァ」というウクライナ語は単なる“mother tongue”の訳語には留まるものではなく、異なる別の概念として理解しているからであろう。特にロシア語の「ラドノイ・イズィーク」にはみられない「国のことば」という語義は「リー

240.

[59] Ажнюк, Мовна єдність нації: діаспора й Україна, с. 113.及び Isajiw, Organizational Differentiation and Persistance of Ethnic Community: Ukrainians in the United States, p. 224.

[60] Ажнюк, Мовна єдність нації: діаспора й Україна, с. 120-132.

[61] Ажнюк, Мовна єдність нації: діаспора й Україна, с. 122-123.

[62] アジニュークは次のようなインタビューの回答を挙げている。「わたしの『リードナ・モーヴァ』は、もし“native language”と聞かれたらそれは英語だけど、もし「リードナ・モーヴァ」と聞いているならそれはウクライナ語ですね。「リードナ[・モーヴァ]」は家族や親戚や身近なことば、というものだから」「英語にもアメリカの文化にも『リードナ・モーヴァ』という概念はないです。それは我々の祖先から代々受け継がれてきたものなのですから」Ажнюк, Мовна єдність нації: діаспора й Україна, с. 120.

ドナ・モーヴァ」という語は初等中等教育における「国語」として教科名、教科書名としても用いられていることにも由来しており、そこからロシア語の「ラドノィ・イズィーク」が示しうるロシア民族色よりもウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」が示しうるウクライナ色の方が強いと考えられる[63]。

このように「リードナ・モーヴァ」という概念は「第一言語」としての“mother tongue”アレルの言う意味での「民族語」“native language”に加え、更にはアジニュークによる定義でも見られた「国語」もしくは「『国民として忠誠を抱く国』のことば」としての “national language”をも意味する多義語であると考えられる。

2.3. 言語権と「リードナ・モーヴァ」

近年、国内の言語問題を論じるウクライナ語のテクストで「リードナ・モーヴァ」は言語権について語られる文脈で頻繁に用いられている。まず言語権がどのようなものか、そして更に「リードナ・モーヴァ」との関連をみてみよう。

言語権とは「多数者の言語的福利向上を正当化するものであり、不利益を被るかもしれない少数者の言語的利益を認めるもの」であり、それが侵害されやすい『少数者』の権利として取りざたされることが多い。“Mother tongue”の定義で前述のスクトナブ＝カンガスは「言語的人権論（Linguistic Human Rights）」という表現で、「母語」に対するアイデンティティと、それを他者からも尊重されることに端を発している人格的価値の保護から、母語教育権や言語使用の権利を導きだしている[64]。一方である言語を保護するためにその使用を義務づけるなど、保護主義的政策をとる場合、「集団的権利」とみなされ、個人の自由や権利、選択と対立するものとして捉えられることがある。まず現代ウクライナで特にロシア語話者の「言語権」としてよく用いられる「集団的権利としての言語権」とはいかなるものか、以下に取り上げたい。

集団的権利は、必ずしも組織化されているわけではない民族やエスニシティなどの、いわゆる「アイデンティティ集団」[「母語話者]集団を含む、筆者加筆]の固有性の維持に

[63] ロシア語では初等中等教育における教科名“Родная речь”と国勢調査等用いられる「母語」“родной язык”とが異なる表現が用いられている。

[64] Skutnabb-Kangas,T. and Phillipson. R, ‘Mother Tongue’: the Theoretical and Sociopolitical Construction of a Concept, p. 104 及び 渋谷謙次郎・小嶋勇編著『言語権の理論と実践』42 ページ。

関連するものである[65]。渋谷は、国家により保護、運用されているわけではない言語を維持しようとする場合「共同財」という意味を帯び、その上でその地位向上、機能拡大のためメンバーは一定の責務や義務が要求されることがあるが、「共同財の維持に寄与する責任を負わずに、その共同財を享受しようとする」問題が起きることがあるとし「対内的制約」について言及している[66]。「共同善」や集団の利益（共有物としての言語）の保護は、個人的権利の保護を通じてなされる場合と、固有の言語や文化、伝統を有する集団のメンバーによる権利要求がある場合が考えられるが、集団のメンバーによる権利要求による保護は全ての市民に保証されている個人的権利だけでは、そうした集団の共同体の利益を十分に確保できず、少数集団のための特別な権利が必要となる場合があるとしている。

言語権の集団的権利論についてはこれまで次のような論がなされてきた。ウクライナにおけるロシア語話者をはじめとする少数民族、少数言語話者に対するロシア語の地位向上をはじめとする政策や措置をみるとき、話者それぞれの個人的権利を超えたところにある集団的言語権というものを抜きに論じることは不可能である。ここで集団的言語権に関しどのような議論がなされてきたのかみておこう。

ヴァン＝ダイクはエスニック集団が団体として法的地位を持つという見地から「集団的な差異を考慮した諸個人の権利」と位置づけているが[67]、そこから「市民的及び政治的権利に関する国際規定」の非差別に関する一般意見では、非差別原則が、いかなる状況においても同一の処遇を意味するわけではないということから、処遇の差異化は、その基準が道理にかなっている場合、正当化され得るという立場が採られ、平等と差異のジレンマについて論じている[68]。

一方ラズによると集団的権利とは、典型的には、集合財に対する、当該集団の権利のことであり、場合によって当該「言語共同体の集合的権利」の意味合いを帯びてくる[69]。

テイラーは「画一的な処遇」と文化的存続の重要性を比較し、後者にそった公的政策を支持しており[70]、そこから特定の少数派の言語の保護のみならず、主権国家単位での「国語保護」などにも適用されるとしている。一方でこれは表現の自由の侵害、他の言語的少

---

[65] 渋谷謙次郎・小嶋勇編著『言語権の理論と実践』57-58 ページ。
[66] Pierre A. Coulombe, Language Rights in French Canada 及び渋谷謙次郎・小嶋勇編著『言語権の理論と実践』27 ページ.
[67] 渋谷謙次郎・小嶋勇編著『言語権の理論と実践』65 ページ。
[68] 渋谷謙次郎・小嶋勇編著『言語権の理論と実践』66 ページ。
[69] 渋谷謙次郎・小嶋勇編著『言語権の理論と実践』70 ページ
[70] 渋谷謙次郎・小嶋勇編著『言語権の理論と実践』75 ページ

数者の権利の侵害になり得るということも考えられる。これはウクライナにあてはめると「国家語」のウクライナ語がより国際的地位を有しているロシア語に対し、保護、発展を目指す立場に通ずるものであろう。

キムリッカは「集団別権利」（“Group-differentiated rights”）が個人に属するものなのか集団に属するものなのかという議論を不毛とみなし[71]、集団の結束を維持するためにメンバーの基本的権利を宣言する「対内的制約」と外部の多数派文化の影響力を和らげる「対外的防御」とを区分し、前者に批判的、後者に理解を示している。

タミールは多文化主義や多言語主義の文脈で集団に権利を付与することに懐疑的で[72]、共同体に対する「切り札としての権利」の意義が薄れ、ひいては権利と功利の区別がなくなってしまうという見方を示している。

そのような中、スクトナブ＝カンガスの「言語的人権」論では権利の主体は個人であると同時に集団であるという位置づけであり、「集団的な言語的人権と個人的な言語的人権は互いに双方を前提にしていて相補的関係にあり、決して対立しているのではない」という。

このように言語権の保障は一様ではなく、その「集団的権利」の解釈も多岐にわたる。この多様な解釈が存在する状況は言語権をめぐる理論に関するもののみに留まらず、欧州議会で制定された少数言語に関する憲章や「民族的少数者の権利保障の原則に関する条約」においても、署名、批准国次第で権利の主体が定義されているというその効力の曖昧さに繋がっているのかもしれない。

70 年代以降、言語的、民族的少数者の権利を積極的に保障していくという共通の課題が安全保障にも合致するという発想から、主権国家の国語や公用語の下で埋もれていた少数言語に関する憲章や民族的少数者の権利保障に関する条約が制定された。

「地域語、少数言語のための欧州憲章」では「言語マイノリティー」の保護ではなく、「文化遺産」としての言語の保護を目的としている。一方でその言語ではなく使用者である「集団」「領域」「伝統」が基準とされている。

一方の「民族的少数者保護枠組み条約」では民族的少数者に関して「アイデンティティを表現し、保持し、発展させることを可能にする適切な条件の創出」を課しているもの

[71] 渋谷謙次郎・小嶋勇編著『言語権の理論と実践』76 ページ
[72] 渋谷謙次郎・小嶋勇編著『言語権の理論と実践』80 ページ

の、その権利の主体は「民族的少数者に属するもの」となっており、「集団的権利」を認めたものではないという。さらにはこの「集団的権利」も「個人的権利」との境界があいまいなままであることが指摘されている[73]。

ウクライナは「地域語、または少数言語のための欧州憲章」には 96 年に署名し、「民族的少数者保護枠組み条約」についても 95 年に署名、98 年に批准、発効している。これらの憲章、条約そのものはウクライナにおいてロシア語に地位を与える直接の機会を与えるものではないものの、文化的資産としての言語の保護、その使用機会の保障、国家語であるウクライナ語のみという言語的に排他的な場においてロシア語を含む他の言語を用いる機会とその権利の保障、というところからある一定以上の話者が居住する行政区においてはその言語を「地域語」とすることができるという「新言語法」の記述の一つの論拠となっている。

憲章でも条約でも英訳の文中に“mother tongue,” “native language,” “first language”が用いられていないのと同様にウクライナ語の文中に「リードナ・モーヴァ」という表現は一度も出てこない。しかし文中で頻出する「少数言語話者」を測る指標として用いられているのはウクライナではまぎれもない「リードナ・モーヴァ」であるのだ。その意味するものが“mother tongue”であるとしても、アレルのいう“native language”更には「国語」であったとしても、また「リードナ・モーヴァ」が用いられる文脈が「個人的権利」の保障を求めるものであっても「集団的権利」の保障を求めるものであろうと、また更には「国語」の保護や発展を目指すものであったとしても「言語権」について語るどの文脈においても「リードナ・モーヴァ」は違和感無く用いられている[74]。

2.4. 結論

「個人の母語」であった「俗語」が文法を獲得し、「国のことば」国語になる過程で他の言語の排除がみられるように、「国語」の地位を得ない少数者の言語がその権利を主張するとき、スクトゥナブ・カンガスが提唱する「言語的人権論」では相補関係にあるというものの、当然のことながらそこでも「国語」を含む他の言語の排除が起こりうると考え

[73]渋谷謙次郎・小嶋勇編著『言語権の理論と実践』41 ページ
[74] 「個人的権利」の言語権は 89 年の「言語法」2012 年の「国家言語政策基本法」で用いられている例（次章 3.2.）を参照。

られる。「母語」である俗語を「国語」に発展させるときに見られた他の言語の排除というものが、「母語」により（集団的）言語権を主張する際にも同様に見られるのだ。例えば、ウクライナでは 2012 年に制定された「国家言語政策基本法」の施行以降、各市町村、各州でその「母語話者」数が満たされれば「地域語」という地位を得て公的場面で用いられることが可能となった「少数言語」がある一方で、「地域語」という地位を得るには「母語話者」数が不足している「少数言語」は公的場面において排除されているという構図が成り立つ。更には「地域語」という地位を得て使用機会が格段に増えた「少数言語」のロシア語が「国語」を使用頻度で上回り逆転するというったことも想定されうる。

このような俗語の標準語化、更には国家語化、その言語の保護、そしてその国家語に対して「少数言語」としての権利の主張、保障、使用機会の保障、という全く異なる文脈で「リードナ・モーヴァ」という語が異なるニュアンスを付与されて用いられている。また言語権に関しては、ウクライナではその主体として「リードナ・モーヴァ」の言語別にカウントされた「母語話者」が用いられているということも忘れてはならない。一方でこの言語権の解釈によっては「リードナ・モーヴァ」はウクライナの「国語」としてその発展、保護という文脈でのみではなく、更にはそれに相対する国家及びマジョリティー集団に対し個人やマイノリティー集団が権利を主張するという文脈でも、この同じ「リードナ・モーヴァ」が用いられうるということがいえる。「リードナ・モーヴァ」はこの相反する双方の文脈で用いられうるのだ。

次章ではそれぞれのテクストから「リードナ・モーヴァ」という語がどのように用いられているかより具体的にみてみよう。

第３章　「リードナ・モーヴァ」の多義性とその意味内容

3.1.「リードナ・モーヴァ」の特殊性

これまで「リードナ・モーヴァ」を「母語」や“mother tongue,” “native language”と関連づけてみてきたが、言語学者による定義や個々のテクストでなされる定義はみられても、一般的に理解されている「リードナ・モーヴァ」の語義はというと曖昧であるといわざるを得ない。

前章では「母語」や“mother tongue”が「第一言語」とほぼ同じ内容を意味しているのに対し、ロシア語の「ラドノイ・イズィーク」やウクライナ語「リードナ・モーヴァ」はそこにさらに民族的帰属意識が入り、自民族の言語である“native language”という解釈が加わるということをみた（表 3.1.1.）。

表 3.1.1 先行研究で扱われた「母語」“mother tongue”, “native language”の意味内容

				Skutnabb-Kangas	Arel
個人のもの		first language	(第一言語)	**“mother tongue”**	**“mother tongue”**
集団のもの	エスニック集団	native language	(民族語)		**“native language”** 「ラドノイ・イズィーク」 「リードナ・モーヴァ」

表 3.1.1 に示したように、アレルによる「母語」の二つの下位分類を発展させ、“mother tongue”を「個人的な『母語』解釈」、“native language”を「集団に帰属する『母語』解釈」と捉えたい。ここで特に「リードナ・モーヴァ」に特化して考えると、「ラドノイ・イズィーク」とは異なり更に「国語」という意味内容もその範疇に含む可能性が否定できない。よってウクライナ・ディアスポラの例でアジニュークが指摘しているようにウクライナ語「リードナ・モーヴァ」の意味しうる範囲にはその“native language”としてエスニック集団のみではなくシヴィック集団の言語、“national language”いう意味内容も含まれうるのではないか、という仮説をたてる（表 3.1.2.）。

表 3.1.2. 先行研究で扱われた「母語」の意味内容と「リードナ・モーヴァ」の意味内容

				Skutnabb-Kangas	Arel	≪ridna mova≫の実際の意味
個人のもの		first language	(第一言語)	**“mother tongue”**	**“mother tongue”**	mother tongue
集団のもの	エスニック集団	native language	(民族語)		**“native language”**「ラドノイ・イズィーク」「リードナ・モーヴァ」	native language
	シヴィック集団	national language	(国語)			「ラドナーヤ・レーチ」「リードナ・モーヴァ」

次節では「リードナ・モーヴァ」が具体的に何を意味しうるものであるかを明らかにするため、また“mother tongue,” “native language”のみならず“national language”をも示しうる「リードナ・モーヴァ」の意味の三分類という仮説を確認するために、ウクライナにおける言語の地位について明記している法文及び憲法裁判所の判決文、ウクライナ語政策に関する国会公聴会議事録、および言語問題を扱うマスメディアのテクストを資料として用いて、それぞれのテクストにおいてどのような意味で用いられているかみていこう。

3.2. 法文で用いられる「リードナ・モーヴァ」

まず、法文及び判決文において「リードナ・モーヴァ」という語はどのように用いられているであろうか。2012 年の「ウクライナ国家言語政策の基盤法」制定以前には、法文で「リードナ・モーヴァ」ということばが用いられることはあっても、それが具体的に何を示すものなのか明確に定義が与えられることはなかった。まず「言語政策基本法」以前の法文で「リードナ・モーヴァ」がどのように用いられているかみてみよう。

1996 年に採択された憲法の条文には「リードナ・モーヴァ」という語は用いられていないが、1999 年の憲法裁判所判決、1989 年採択の言語法、1991 年採択の教育法、

1992 年採択の少数民族法等の法律等ではその使用が確認できる[75]。

[引用 1] Частина п'ята статті 53 Конституції України містить положення, згідно з яким громадянам, які належать до національних меншин, відповідно до закону гарантується право на навчання рідною мовою чи на вивчення *рідної мови*.

（憲法 53 条第 5 項により少数民族に属するいかなる国民も「リードナ・モーヴァ」による教育をそして「リードナ・モーヴァ」の学習を享受する権利を保障される[76]。）

[引用 2] Стаття 18. Мова судочинства

При розгляді в судах кримінальних і цивільніх справ особам, які беруть участь у справі і не володіють мовою судочинства, забезпечується право ознайомлення з матеріалами справи, участь у судових діях через перекладача, право виступати в суді *рідною мовою*.

（民事裁判および刑事裁判の審理に際して用いられる言語を習得していない訴訟参加者には通訳を通し訴訟の資料を閲覧し裁判に参加する権利、および法廷で「リードナ・モーヴァ」で発言する権利が保障されている[77]。）

これらの例にみられるように、法文や判決文で用いられる「リードナ・モーヴァ」は「個人の」言語権を保障するという文脈で用いられており、その根拠となりうる「少数民族」の「第一言語」を意味し、下線を引いた「少数民族」を意味する「ナツィオナーリナ・メンシーナ（національна меншина）」、「権利」を意味する「プラーヴォ（право）」といったことばと共に用いられている。すなわち、この「リードナ・モーヴァ」が意味するのは非ウクライナ語に限定されており、「ジェルジャーウナ・モーヴァ」つまり「国家語」であるウクライナ語と対峙していることが指摘できよう。このように

[75] 以降引用文に限りキリル文字を翻字しない。引用文の下線、斜体による強調は筆者による。

[76] ウクライナ憲法裁判所 1999 年 12 月 14 日判決 (“Рішення Конституційного Суду України № 10-рп від 14.12.1999.”)より抜粋。

[77] 言語法（Закон Української Радянської Соціалістичної Республіки “Про мови в Українській РСР”, 1989 年 10 月 28 日採択）第 18 条より抜粋。

法文や判決文を見る限りでは、「リードナ・モーヴァ」は非ウクライナ語を意味する「個人の」もので、それは「国家語」であるウクライナ語と相対するという図式が見出される[78]。2012 年に採択された「言語政策基盤法」では第 1 条で「リードナ・モーヴァ」という語の定義が与えられ、そこではこれまでの法文で用いられてきた「少数民族に属する」国民の、または「国家語を習得していない」マイノリティーの「ことば」というよりも、よりニュートラルな「第一言語」とされている。

[引用 3] [*P*]*ідна мова* - перша мова, якою особа оволоділа в ранньому дитинстві[79]

（「リードナ・モーヴァ」は、個人が幼少期に習得した「第一言語」のことを指す）

この定義をはじめ、「言語政策基盤法」の文中では全部で 9 カ所「リードナ・モーヴァ」という語が用いられている。無論これらの意味内容は第 1 条の定義どおり「個人の」「第一言語」であり、他の法文書や憲法裁判所の判決文でみられた語義と一致するものである。

3.3. ウクライナ語関連政策と「リードナ・モーヴァ」

一方、同じく政治にかかわるテクストであっても、国会で開催された公聴会の議事録では別の語義の「リードナ・モーヴァ」も用いられていた[80]。2003 年 3 月 12 日に開かれた「ウクライナにおけるウクライナ語に関する公聴会」の議事録からの引用を示す。

---

[78] 紙幅の関係からここでは少数の例のみをあげるが、管見の限り他の法文、判決文でもこの結論に反する例は見出せなかった。

[79] “Закон України Про засади державної мовної політики” Розділ I Загальні положення, Стаття 1. Визначення термінів. http://zakon2.rada.gov.ua/laws/show/5029-17 (2014 年 3 月 15 日閲覧。)

[80] Парламентські слухання “Про функціонування української мови в Україні”. 議事録は Обережно – мова!. Парламентське видавництво, 2003.として出版されている。なお、二回目の「ウクライナにおけるウクライナ語の機能化」公聴会は 2007 年 3 月 27 日に行われたが、議事録によるとそこでは「リードナ・モーヴァ」という語はどの論者も用いていない（Про Рекомендації парламентських слухань "Про функціонування української мови в Україні":http://uazakon.com/document/fpart93/idx93516.htm 2014 年 3 月 15 日閲覧)。

[引用 4] Хвилювання в цьому випадку – це вияв турботи про *рідну мову*, бажання захистити найдорожчий скарб нашої духовності.[81]
（この場合不安材料は「リードナ・モーヴァ」に対する関心事の表出であり、それは我々の精神性の最も大切な宝物を確かなものにしようとするものなのである。）

[引用 5] У тому числі щодо сприяння нашим землякам, які живуть за межами України, у збереженні і розквіті *рідної мови*.[82]
（その中には、ウクライナ国外に住んでいるわれわれの同郷人が、「リードナ・モーヴァ」を守り、そして発展させることに対する支援も含まれている。）

[引用 6] Крім того, якщо школи з українською мовою навчання та вищі навчальні заклади в цілому забезпечені підручниками з *рідной мови*, літератури, історії України, то деяких інших дисциплін бракує, і негативно позначається на навчальному процесі.[83]
（加えて、「リードナ・モーヴァ」や文学、ウクライナ史の教科書の完全な保障のもとで、数学や物理といった科目のウクライナ語の教科書が欠乏しているなら、これが学習のプロセスの中で否定的に捉えられている）

この公聴会の議事録では「リードナ・モーヴァ」はそのトピックゆえ「ウクライナ語」を指して代用されており「国家語」や「国語」「民族語」であるウクライナ語を意味するものが多く、非ウクライナ語である「少数民族語」を意味しうるものは皆無である[84]。

---

[81] Обережно – мова! С.27, ウクライナ国立テレビラジオ情報政治委員会委員長 Чиж І.С.の発言。
[82] Обережно – мова! С.32, ウクライナ国立テレビラジオ情報政治委員会委員長 Чиж І.С.の発言。
[83] Обережно – мова! С.27, ウクライナ国立テレビラジオ情報政治委員会委員長 Чиж І.С.の発言。
[84] 議事録によると公聴会で「リードナ・モーヴァ」は 50 回用いられていた。意味内容の内訳は国勢調査等における質問項目としての「母語」が 18 回、教科としての「国語」が 3 回、ウクライナ語を言い換えた「国家語」や「民族語」が 29 回である。

3.4. マスメディアで用いられる「リードナ・モーヴァ」

それでは政治という分野のみではなく、より広くマスメディアのテクストにおいてはどのような意味内容がみられるのであろうか。本節、次節では特に「オレンジ革命」前後の時期に「リードナ・モーヴァ」がどのようにテクストで用いられているのかみるべく、2001 年から 2007 年までの記事をみることにする。資料の中から特にインターネット上で閲覧可能である「ウクラインスィカ・プラヴダ」の記事 36 本とラジオ放送「ラジオ・スヴァボーダ」の要約記事 41 本を意味内容の概観のために用いる[85]。

[引用 7]

—“Чим вам подобається українська мова?” – поцікавилась я у школярок.

—Тому, що це наша *рідна мова*. Батьки мої теж хочуть, щоб я знала не тільки російську, а українську мову.[86]

(—どうしてウクライナ語が好きなの？　わたしはその生徒達にきいてみました。

—だってそれは私達の「リードナ・モーヴァ」だから。両親もわたしがロシア語だけじゃなくウクライナ語もできるようにと望んでいるし。)

[引用 8] Складне питання для мене, тому що для мене особисто зручніше писати і розмовляти на російській. Я навчалася в російськомовній школі, тому мені зручніше на російській. Треба звикати до нашої державної *рідної мови*, я так думаю.[87]

---

[85] “Українська Правда” http://pravda.com.ua/ 2014 年 3 月 15 日閲覧), “Радіо Свобода” (http://www.radiosvoboda.org/ 2014 年 3 月 15 日閲覧)のアーカイブ(2001-2007)で“рідна мова”の単数・複数形の主格及び斜格を含む記事を選択し分析に用いた。これらのマスメディアはどちらも右派左派の別にわけることはできないが、「客観的」であろうとする立場という意味では同様である。

[86] “Тиждень Регіонів”, “Радіо Свобода”, 17.01.2004. Галина Терещук と Анна の会話。

[87] “Конституція України і мовні права: українці – нація державотворча чи нація підпільна? Як гармонізувати право нації і право особи?”, “Радіо Свобода”, 28.06.2005. インタビューに応える彼女はロシア語で話しているため、要約記事はウクライナ語に翻訳されたものである。ラジオで放送されたのは“Надо привыкать к нашой государственной **рідної мови**”というロシア語の文章の中にウクライナ語を入れた表現で

(わたしには難しい問題です、なぜなら個人的には書くのも会話するのもロシア語の方が得意だから。わたしはロシア語学校で学んだし、だからロシア語のほうが得意なのです。わたしたちの国家の「リードナ・モーヴァ」に習熟しないといけないと思います。)

[引用 9] Автор народився у Кіровограді, живе в Києві. Українською в Кіровограді не розмовляють, тому з "*рідною мовою*" проблеми.[88]
(筆者はキロヴォグラードで生まれキエフに在住している。キロヴォグラードではウクライナ語は耳にしない。よって「リードナ・モーヴァ」[の能力]に問題がある。)

[引用 10] "Така ситуація може негативно позначитися на реалізації прав та інтересів громадян, які ідентифікують себе з українством, а відтак мають право сприймати іншомовну кінопродукцію *рідною мовою*", переконаний Ющенко.[89]
(そのような状況は、ウクライナに自分を同一視する、つまり外国映画を「リードナ・モーヴァ」で観る権利を有する国民の権利や関心の実現にネガティブな影響を与えるかも知れない、とユーシチェンコは述べている。)

ここでも多くの場合において、「リードナ・モーヴァ」は公聴会議事録でみられたものと同様に「ウクライナ語」を言い換えたものであり、「ウクライナ国家」や「民族としてのウクライナ人」「ウクライナ語」を語る文脈で用いられることが多い[90]。一方で引用 11 のように「少数民族語」という用いられ方もみられた。

あり、ロシア語の«родной язык»を用いていないことから、ウクライナ語の«рідна мова»がロシア語の«родной язык»とは異なるものとして捉えられていると考えられる。
[88] *Вельбовець С*. Обережно: українська мова! // Українська Правда. 21.06.2006.
[89] Ющенко написав Януковичу листа про озвучку // Українська Правда. 07.02.2007.
[90] "Українська Правда"の対象記事における「リードナ・モーヴァ」の意味内容は、質問項目としての「母語」を問うもの、回答するものが 16 回、教科としての「国語」が 0 回、ウクライナ語を言い換えた「国家語」「民族語」が 20 回、非ウクライナ語である「少数民族言語」を意味するものが 7 回、ニュートラルな「第一言語」を意味するものが 5 回である。"Радіо Свобода"の対象記事では質問項目としての「母語」が 28 回、教科としての「国語」が 8 回、ウクライナ語を言い換えた「国家語」「民族語」が 45 回、非ウクライナ語である「少数民族言語」を意味するものが 4 回、ニュートラルな「第一言語」を意味するものが 21 回である。

[引用 11] За його словами, цим законопроектом передбачається, що на будь-якій території України, де не менше 10% громадян вважають російську мову *рідною*, російська мова отримає статус регіональної.[91]
（この法案によると、10%以上の住民がロシア語を「リードナ・モーヴァ」とするウクライナのいかなる地域もロシア語が地域語という地位を得ることになる。）

ロシア語、クリミア・タタール語等に言及する際にみられるこの意味内容は、法文や判決文でみられた「少数民族」の「第一言語」を保障する「個人的な」ものとは異なり、「少数言語母語話者」を集団として扱っていることに注意が必要である[92]。このように「リードナ・モーヴァ」が個人のものではなく集団の、民族の、そして国家のものとして語られていることは、引用 7 のように「リードナ・モーヴァ」の前に「ナーシャ」（我々の）ということばが用いられていることからもわかる。

3.5. 「スルジク」と「リードナ・モーヴァ」

「リードナ・モーヴァ」をめぐってウクライナ語か非ウクライナ語かという観点からでは捉えきれない別の論点として、ウクライナ語を意味する「リードナ・モーヴァ」は標準語化の度合いという視点から異なる意味を示しうるということに触れておきたい。以下にマスメディアのテクストからいくつか例として引用してみよう。引用 12 の「リードナ・モーヴァ」は標準ウクライナ語であるべき「国語」として捉えられ、それが崩れたものとして「スルジク」が位置付けられている[93]。

[引用 12] Частина суржикомовних українців центру та сходу України, які вирішили, що їм простіше не виправляти *рідну*, а перейти на російську мову.[94]

---

[91] “Регіони” зроблять російську регіональною майже по всій Україні? // Українська Правда. 24.11.2006. Евгений Кушнарев による発話の引用部分。
[92] 同様の例は 2012 年の「新言語法」制定以降顕著にみられるようになった。
[93] 「スルジク」に関しては 1.3.2.で前述。
[94] *Гонський В*. Мова як чинник формування людини і нації // Українська Правда.

(ウクライナ中部・東部のスルジク話者のウクライナ人は「リードナ・モーヴァ」を正すよりロシア語で話すことを選ぶ方が容易なのだ。)

ここでの「リードナ・モーヴァ」は「矯正すべきもの」かつ「正しいもの」でなければならないことから、文法規則にのっとりくせのないアクセントで発音される「標準ウクライナ語」に正されるべきものを意味している。この「標準ウクライナ語」を志向する「リードナ・モーヴァ」はウクライナ国民が習得すべきものとして肯定的に語られ、同時にそこで対比される「非標準語」である言語変種や「スルジク」に否定的なニュアンスを付与するものとなる。

一方、引用 13 の「リードナ・モーヴァ」は「非標準語」である「スルジク」を意味の範疇に含むものである。

[引用 13] Тобто покоління виростає в цьому середовищі, і суржик для нього стає *рідною мовою*.[95]

(このような環境で世代交代が進むと、スルジクが彼らの「リードナ・モーヴァ」になる。)

「国語」である「標準ウクライナ語」には決して含まれることのないクレオール語である「スルジク」が「リードナ・モーヴァ」が意味しうる範疇に入っているため、ここでの「リードナ・モーヴァ」は言語習得理論や社会言語学で用いられる「第一言語」を意味する言語学者の視点を反映している。しかし、このような「非標準語」を意味しうる「リードナ・モーヴァ」を用いるのは言語学者に限定され、マスメディアのテクストでは数例しかみられなかった。

このように「リードナ・モーヴァ」はウクライナ語について言及する際に限って、「国語」として発展させるべき「標準ウクライナ語」と「非標準語」である「スルジク」をも容認しうる「第一言語」に下位分類が可能である（表 3.5.1.)。この 2 つの下位分類も「個人のもの」としての「第一言語」(＝非標準語であってもよい）と「集団のもの」で

07.05.2007.

[95] “30 хвилин у різних вимірах”: Суржик. “Радіо Свобода”, 09.04.2005, 社会言語学者ラリサ・マセンコの発話。

ある「国語」（＝標準語）という議論につながる。

表 3.5.1.　ウクライナ語を示す「リードナ・モーヴァ」と標準語化の程度

		標準語化の程度
個人のもの	第一言語	言語変種、スルジクを含みうるもので標準語に限定されない
エスニック集団のもの	基幹民族語	
シヴィック集団のもの	国語　国家語	標準語に限定される

しかし、言語研究を除く多くのテクストにおける「リードナ・モーヴァ」の意味内容は「標準ウクライナ語」にほぼ限定されるといえよう[96]。

3.6.　「リードナ・モーヴァ」の意味内容

それぞれのテクストでみられた「リードナ・モーヴァ」の主な意味内容をまとめると表 3.6.1.のようになる[97]。

表 3.6.1 に示したように「リードナ・モーヴァ」は多義語であるが、その意味内容はテクストにより限定されているといえる。法文や判決文においては非ウクライナ語を意味する「少数民族」の「第一言語」という意味として用いられているが、公聴会の議事録ではウクライナ語を言い換えた「国語」や「国家語」という意味で用いられていた。これらの意味内容はそれぞれのテクストにおいて固定されており、これらのテクストで用いられる「リードナ・モーヴァ」にはその具体的意味内容から表 3.6.2.で示すように

[96] 例えば公聴会議事録では次のような表現がみられた。
“Сотні вкрадених годин у школі потрібні щоб витруїти з дитячих голів **рідне наріччя** і етномовну стійкість, натомість вбити туди саможерську моду та комплекс меншовартості.（学校で費やされる[国語教育の]莫大な時間は現地語やエスノ言語への傾倒を子供たちの頭から拭い去り、同時にマイノリティーへの献身的なムードや固定観念をなきものにするために必要なのである）（Обережно – мова! с. 95, Радчук В.Д.の発言）”
太字で示した「現地語」「リ-ドネ・リーチャ」 は「リードナ・モーヴァ」と一語違いであるがそれは「リードナ・モーヴァ」とは異なるものであり、「国語」である「リードナ・モーヴァ」が「現地語」とは異なる「標準語」でなければならないということを示す例であるといえよう。
[97] この表では省略したが、「リードナ・モーヴァ」の概念を考察する記事や、「国際母語の日」に関する記述、また「リードナ・モーヴァ」という名前の書籍や出版社等もみられる。

対立する 2 つの対立するベクトルが認められると考えられる。一方は法文及び判決文にみられるように「少数民族語」を「第一言語」とする者の言語権を国家に対し主張したり国家がそれを補償しようとするものであるのに対し、他方は公聴会議事録でみられたように「ウクライナ」や「ウクライナ語」への帰属意識を高めるファクターとして用いられるものである。

表 3.6.1.　実際の使用例における「リードナ・モーヴァ」の意味内容

個人のもの		「第一言語」	個人的なものであり、各言語間の対立に関してニュートラルな表現
集団のもの	エスニック集団	「基幹民族語」	ウクライナ民族の「母語」として権威づけられるべき言語でウクライナ語を指すもの
		「少数民族語」	保障されるべき少数民族の「母語」として用いられ、ロシア語を含むウクライナ語以外の言語を指すもの
	シヴィック集団	「国語」	小中等教育における科目名、標準ウクライナ語を指すもの
		「国家語」	憲法をはじめとする法律で国家の言語として地位が確立されているものでウクライナ語を指すもの

表 3.6.2.　言語政策に関するテクストでみられる「リードナ・モーヴァ」が有する対立するベクトル

	ウクライナ語を示すもの	非ウクライナ語を示すもの
個人のもの	第一言語	第一言語
エスニック集団のもの	基幹民族語	少数民族語
シヴィック集団のもの	国語　国家語	—

先述したようにアレルは“mother tongue”いわゆる「第一言語」に加え“native language”「自分のナショナリティの言語」という概念を用いて「リードナ・モーヴァ」を説明するが、この分類のみでは「リードナ・モーヴァ」が有するベクトルの対立を捉えるところまで深めることはできない。「民族語」という意味の「リードナ・モーヴァ」はウクライナ人にとってはウクライナ語でなければならないが、国内の少数民族にとってのそれは自民族語であるべきであり、ウクライナ語とは対立する。法文や判決文は保障されるべきものとしてのマイノリティーの「リードナ・モーヴァ」による言語権

を唱える結果となっており、ここでは「国家」や「ウクライナ民族」とは反対のベクトルが働いているといえる。しかし、公聴会議事録における「リードナ・モーヴァ」は「国家語」であり「国語」であるウクライナ語を保護し、これにより国を統治しようとするものである[98]。この「リードナ・モーヴァ」が有する 2 つのベクトルは、ウクライナを含む旧ソ連・東欧地域で一般的に進行しているとされる少数言語の保護に代表される「言語状況の多言語化」と「国語」の保護、発展を目指す「一言語化」という矛盾した動きを示しているともいえるだろう。これらの国家では憲法、言語法により「国家語」を制定し、基幹民族語の地位を確固たるものにする一方で「地域語少数言語欧州憲章」や「民族的少数者保護のための枠組条約」を批准し、言語的な多様性を尊重しようとしている。しかしこの言語的多様性は「国家語」の地位を確固たるものにした状況下でのみ許されるというものであり、小森がいうエストニアの状況「少数言語の保護が国語を脅かしてはならないという立場」という表現に集約されよう[99]。

法文及び判決文の「リードナ・モーヴァ」は非ウクライナ語である「少数民族」の「第一言語」、公聴会議事録ではウクライナ語である「国語」や「国家語」と限定された意味内容がそれぞれのテクストにおいて固定され、これら 2 つの意味内容から「リードナ・モーヴァ」は対立するベクトルを内包しているとした。しかし、マスメディアのテクストで用いられる「リードナ・モーヴァ」は、言語政策に関わる文書でみられた「国家語」であるウクライナ語と「第一言語」としての非ウクライナ語という限定的な対立に留まるものではない。集団的な「少数言語話者」がその言語に「公用語」の地位を要求するものであったり（引用 11)、「国家語」という地位を得ているウクライナ語を示す「第一言語」があたかも言語権を要求するかのような文脈で用いられていたりするのである（引用 10)。

マスメディアのテクストでみられる「リードナ・モーヴァ」という語をめぐる意味内容の対立は、その「リードナ・モーヴァ」が個人のものであるとか国家のものであるとかいうことは殆ど問題にはならない。ここではあるテクストにおける「リードナ・モー

[98] 安田は「国語」には「その歴史文化を体現するという大前提」があり、文化審議会国語分科会答申では「『国語』の伝統を強調し、統合原理としての『国語』が強化されている」と論じているが（安田敏明「『国語』とはなにか」224 ページ)、「ウクライナ語の機能化に関する公聴会」における「リードナ・モーヴァ」の語られ方はこの日本語の「国語」と何ら変わるところはない。

[99] 小森宏美「EU 加盟を目指すエストニアにおける言語法改正とその背景」122、133 ページ。

ヴァ」の意味内容が別のテクストで用いられる「リードナ・モーヴァ」と対立するということは殆どなく、具体的に意味するものがウクライナ語であるか、非ウクライナ語であるか、という二項対立でしかない（表 3.6.3.）。

表 3.6.3. マスメディアのテクストでみられる「リードナ・モーヴァ」が有する対立するベクトル[100]

	ウクライナ語を示すもの	非ウクライナ語を示すもの
個人のもの	第一言語	第一言語
エスニック集団のもの	基幹民族語	少数民族語
シヴィック集団のもの	国語　国家語	―

法文や公聴会議事録でみられたように行政レベルではウクライナの言語問題は「国語」であるウクライナ語の保護、発展と「少数民族」の「第一言語」の保護というものであった。他方マスメディアのテクストで用いられる「リードナ・モーヴァ」が意味しうる意味内容は固定されていない。意味内容が多岐にわたるマスメディアにおける「リードナ・モーヴァ」の用いられ方は、行政が目指す「国語の保護と発展」と「少数言語の保護」とは別に、一般大衆の理解する言語問題として、単にウクライナ語とその多くがロシア語であろう非ウクライナ語という大雑把な括りに議論を戻してしまっていることを示唆しているといえよう。

以上で分析した「リードナ・モーヴァ」が示しうる意味内容を表 3.6.4.にまとめる。

[100] ロシア語の 「ラドノイ・イズィーク」は「国語」が 「ラドナヤ・レーチ」という別の語で表現されるため、ウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」のように 2 つの明確なベクトルを有するものではないと予想できる。ロシア国内で放送されている“Radio Sbovoda”のアーカイブで 「ラドノイ・イズィーク」の単数複数の主格及び斜格を検索しそこでの具体的意味内容を概観したところ、国内の少数民族の「母語」及びロシアを除く CIS 諸国におけるロシア人の「母語」というものが多くみられ、マジョリティーの民族語として、また「国語」「国家語」としてのロシア語という意味内容は稀であった。よって、その語の意味内容において、同じ東スラブ諸語であるロシア語 「ラドノイ・イズィーク」にはみられない 2 つの相対するベクトルを有するという点にウクライナ語「リードナ・モーヴァ」の特徴があると思われる。

表 3.6.4.「リードナ・モーヴァ」が示しうる意味内容の分類

	ウクライナ語を示すもの		非ウクライナ語を示すもの
	一般的な分類	標準語化の程度による分類	
個人のもの	「第一言語」 A	「第一言語（非標準語)」D	「第一言語」 F
エスニック集団のもの	「基幹民族語」 B	―	「少数民族語」 G
シヴィック集団のもの	「国語」「国家語」 C	「標準ウクライナ語」 E	―

「リードナ・モーヴァ」というウクライナ語は表 3.6.4.の A~G の全ての意味内容を包含する一方で、特定のテクストや文脈においては細分化された限定的な意味を示しうる。法文や判決文でみられる意味内容は非ウクライナ語の「第一言語」(F)に固定されていたが、公聴会議事録ではウクライナ語を示す「国語」や「国家語」(C)であり、この 2 つの意味内容の対立は「国語の保護」と「言語的多様性の保護」というウクライナにおける言語政策を顕著に表すものと考えられる。これら言語政策に直接関わる文書において「リードナ・モーヴァ」は、限定的でかつ固定的な意味で用いられるが、マスメディアのテクストにおいては各文脈に応じて限定的な意味で用いられているとはいえ、テクスト全体を通してみると意味はむしろ流動的である。マスメディアのテクストでは「基幹民族語」(B)や「国語」(C)、「標準語」(E)であるウクライナ語を表しているものが多くみられ、それゆえ「リードナ・モーヴァ」は民族の、または国家のものとして語られ、個人的なものというより社会的、政治的なものとして捉えられる傾向は否定できない。一方で言語研究に関する文脈では「非標準語」を含みうる「第一言語」(D)というものもみられた。日本語の訳語として用いられる「母語」や英語の“mother tongue,”更にはアレルが用いた“native language”という術語では捉えきれない複雑な意味内容をウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」という語が有していることがわかった。

3.7.結論

本章では実際に文中で用いられている「リードナ・モーヴァ」がアレルの下位分類“mother tongue,” “native language”に加え“national language”の意味内容も含んでいること、また標準化の程度という視点に立つと教科名称の「リードナ・モーヴァ」から容易に想像できる「標準ウクライナ語」を意味するものもあれば、標準語に対して非標準語、様々な言語変種を含みうる意味内容でも用いられていることを論じた。しかし

「母語話者」数を測る指標としても用いられる「リードナ・モーヴァ」がこのような多義にわたる意味内容を示しうるということは、術語として意味を限定しきれないという問題につながり、これは国勢調査をはじめとする調査において設問として用いることの妥当性にも直接関わっているといえる。

ウクライナの人々による「リードナ・モーヴァ」解釈は第 5 章以降でみるが、解釈にあたりこの語が示しうる多義性は見過ごせないものである。国勢調査で「リードナ・モーヴァ」を問うことは、一様ではない解釈の危険性を無視し、この概念をめぐるある一定の解釈が人々の間で共有されているということを前提としているともいえよう。それゆえに、後の言語政策に少なからず影響を与えるであろう国勢調査の「リードナ・モーヴァ」という設問そのものが内包する政治性を今後も批判的に問う必要がある。

第 4 章　ウクライナにおける政治と言語

4.1. ウクライナにおける言語の法的地位

ウクライナにおいて「言語問題は政治化される」といわれてきた。1989 年、当時まだソビエト連邦の一構成国にすぎなかったウクライナ自治共和国議会は「ウクライナの言語に関する法（以下「89 年言語法」)」を採択した。89 年言語法ではウクライナにおける国家語としてウクライナ語のみを明記し、ロシア語の地位については「民族交流の言語」といった曖昧な記述しかなされていなかった。ソ連崩壊を経た独立ウクライナで 1996 年に採択されたウクライナ憲法においても 89 年言語法で付与されたウクライナ語の「国家語」という地位はここでも再確認された。2012 年に地域党主導ですすめられた「言語政策基本法」の採択まで、ウクライナにおいて確固たる法的地位を得ていたのは、独自の憲法を持つクリミア自治共和国を除いては、ウクライナ語のみであった。

一方で確固たる法的地位とは裏腹に、個人差、地域差は大きいものの実生活においてウクライナ語が必ずしも必要とされないことさえあった。2004 年のオレンジ革命を経てウクライナ化、ウクライナ語化が進められたとはいえ、それらは主に行政、教育等の分野で顕著なものであり、そのような場においても私的な場面ではロシア語が用いられることも未だ多く見受けられる。ロシア語は話者数が多いだけではなく出版や放送をはじめとするマスメディアでもよく用いられており、「ロシア語話者」の間でのみではなく広く普及している。

このような背景のもと、憲法と 89 年言語法以外にも特にこのようなマスメディアに関する法ではいくつかの修正においてその使用言語に言及されることが少なからずあり、用いられる言語は「国家語」であるウクライナ語のみと規定されたり、テレビ、ラジオ等におけるメディアのウクライナ語による放送時間のパーセンテージがノルマとして課せられることもあった。「放送法」や「広告法」においても提供されるべきウクライナ語による放送、広告等のノルマが規定されたりまた「放送法」においては子供向けの番組は全てウクライナ語でなされるべきであると規定する修正もあった[101]。このような複数

[101] 「広告法」http://zakon4.rada.gov.ua/laws/show/1121-15(2014 年 3 月 15 日閲覧), 「放送法」http://zakon2.rada.gov.ua/laws/show/2782-12 (2014 年 3 月 15 日閲覧)

回にわたる言語にまつわる法の度重なる修正はその度にメディアで取り上げられ、反対する人々の間でデモやストライキが起こり、人々の関心を集めてきた。

2004 年のオレンジ革命後政権の舵をとったユーシチェンコは親欧米路線をとる政治家でありロシアと距離を置く政策をとったが、特に東部、南部のロシア語系住民からの反発は避けられず、親欧米政策の反動として 2006 年の議会選挙では東部南部住民から大きな支持を得た親露路線の「地域党」が議席数を伸ばした。さらに続く 2010 年の大統領選挙では「オレンジ革命」でユーシチェンコの前に敗北を期した「地域党」党首のヤヌコーヴィッチが「オレンジ革命」の立役者「ジャンヌ・ダルク」と呼ばれたユリア・ティモシェンコを破り大統領に就任した。この親露路線への変更は当然ながら言語政策にも影響を与えるものとなった。

ウクライナ語のみに確固たる法的地位を認めていた「言語法」は、親ロシア志向が多いロシア語系住民の支持層がメインの地域党にとっては望ましいものではなく、これまでに「地域党」の議員たちが幾度となく改定の草案を提出してきたが正式に採択されるには及ばなかった。ヤヌコーヴィッチも当初は元大統領のクチマ同様、言語政策に関しては自身の支持者への公約「ロシア語の地位向上」を積極的に進めることはないものと考えられてきたものの、2012 年新たに採択された「言語政策に関する基本法」案は地域党の国会議員であるコレスニチェンコ、キヴァロフらによって議会に持ち込まれ、二回にわたる投票を経て議会で採択され、8 月 8 日には大統領のヤヌコーヴィッチの承認を経て正式に施行された。この「新言語法」によりロシア語、また他の少数言語話者がある一定以上の割合にのぼる州や市ではその議会の承認を経て「国家語」であるウクライナ語と同様に公的に用いることが可能となる「公用語」としてロシア語を含む他の言語が用いられることが可能となった。 ロシア政府は本法の支持を表明し、表立った政策は「ウクライナ化」一辺倒だった独立後の言語政策で初めて「少数言語話者・少数民族の保護、その権利の認定」という名の下にロシア語に公的地位を与えることが可能となった。

4.2. 言語問題と選挙キャンペーン

2012 年までウクライナ語が唯一の「公的に認められた」国家語であったという事実は、全国的にウクライナ語が用いられる場面や機会を増やしただけではなくその話者数

の増加にも貢献した。ロシア語話者の政治家も議会演説をはじめ国民に向かって話す時はウクライナ語が必要となるゆえ、前大統領のヤヌコーヴィッチをはじめとする国会議員たちはウクライナ語を学び、ロシア語優勢地域の出身で自らもロシア語話者であった元大統領のクチマや元首相のユリア・ティモシェンコらのスピーチは時に間違いがみられたもののウクライナ語でなされた[102]。

前大統領のヴィクトル・ヤヌコーヴィッチも「個人的に不便は強いられつつも国の統合に貢献する」ために最初は目立ったロシア語化への道のりは歩まないものと思われていた。しかし 2006 年議会選挙のように彼の地域党が選挙戦で苦戦を強いられると、地元である東部ウクライナでなされていた選挙公約を改めて遂行することを決定し、「ロシア語を公用語に」という普及促進を提唱し始めた（次頁の写真 4.3.1.1）。これはヤヌコーヴィッチ自身がロシア語支持者であるからという理由からではなく、さもしい政治的決断であったとされる[103]。

こうして「国家言語政策基本法」の制定によりそれまでのウクライナ語寄りのものから一転して新たな「ロシア化」が進むものと思われたが、2013 年 11 月の EU 連合協定調印手続きの凍結に端を発する 2014 年 2 月の「革命」はヤヌコーヴィッチ政権の事実上の崩壊をもたらし、今後は再度新欧米路線を歩むものと予想され、「ロシア化」が進められていた言語政策の転換点ともなりうるものと予想される。

4.3. 主要政党とその「言語政策」スローガン

このようにウクライナでは言語問題は極めて政治的な問題として捉えられる傾向にある。よって本節ではウクライナの政治活動を担っている政党にはどのようなものがあるか、そしてそのような政治政党がどのような言語状況を理想としているのか、またどのような政策を必要とみなしまた現行の言語政策をどのように捉えているかみていこう。本節では特に 2012 年「新言語法」制定直後に実施された最高議会「ヴェルホーヴナ・ラー

[102] Steven Pifer and Hannah Thoburn, What Ukraine's New Language Law Means for National Unity (12/08/2012:http://www.brookings.edu/blogs/up-front/posts/2012/08/21-ukraine-language-pifer-thoburn 2014 年 3 月 15 日閲覧)
[103] Steven Pifer and Hannah Thoburn, 2012.

ダ」の選挙キャンペーンで用いられた各政党のマニフェストから、ウクライナ国内の言語問題についてどう語られているか見ていく。

まずウクライナの主要政党として次のようなものがあげられる。

4.3.1. 地域党

地域党は 2010 年以降 2014 年 2 月に議会により弾劾による罷免まで大統領職に就いていたヤヌコーヴィチ率いる与党で、親ロシア路線を掲げ、ウクライナ東南部地域を主な支持基盤としている。1997 年 10 月 26 日、ウクライナ第 2 代大統領レオニード・クチマを支援するための政治組織として創設され、2002 年の議会選挙では政治連合「統一ウクライナ」に加わった。現総裁は首相のミコラ・アザロフで、ウクライナにおけるロシア人・ロシア語話者を保護し、ウクライナ語とともにロシア語を「国家語」にするという公約を掲げている。

写真 4.3.1.1『ロシア語を地域語から第 2 の国家語に』[104]

地域党は独立後ウクライナでとられた「ウクライナ化」の中でロシア系住民、またロシア語話者に寄り添う立場をとり、2012 年議会選挙における「地域」党の選挙公約でも、

[104] http://ru.tsn.ua/vybory_2012/regionaly-agitiruyut-za-sebya-obeschaniyami-sdelat-russkiy-gosudarstvennym-yazykom.html (2014 年 3 月 15 日閲覧)

「地域党はロシア語に第二国家語の地位を与える事に賛同する。そのためには国会における絶対的多数の議席が必要である。我々は『二つの言語、一つの民族』というスローガンの確固たる支持者である。」と明記されている[105]。2012 年議会選挙では全 450 議席中 186 議席を獲得し第一党となった。

写真 4.3.1.2.地域党議員によるロシア語話者の危機的状況を訴える看板『ウクライナでロシア語学校の 70%が閉校してしまった』[106]

4.3.2.『バシキウシチナ』（全ウクライナ連合『祖国』）

「バチキウシチナ」は 1999 年に創立され、2014 年 2 月まで収監されていた元首相のユリア・ティモシェンコを中心としたウクライナの自由主義の政党で、親欧米派の路線をとっている。2012 年ウクライナ最高議会選挙では全ウクライナ連合「自由」と連携し、101 議席を獲得した。

---

[105] 以下に原文を示す。
Ми - за надання російській мові статусу державної мови. Для цього необхідна стійка більшість у Верховній Раді. Ми – послідовні прихильники гасла: «Дві мови - один народ!»
(http://www.unian.ua/news/206282-peredviborcha-programa-partiji-regioniv.html 2014 年 3 月 15 日閲覧)

[106] http://censor.net.ua/photo_news/227579/v_jitomire_regionala_kolesnichenko_zabrosali_sineyi_kraskoyi_foto 2014 年 3 月 15 日閲覧。

写真 4.3.2.1.『バチキウシチナ』が作成したウクライナ語保護を呼びかけるポスター『ウクライナ語保護のために友人たちに話しなさい！共に力となるのです！』[107]

「バチキウシチナ」の 2012 年議会選挙マニフェストには言語政策に関するものとしては、「ウクライナ国家でも、ウクライナの政治的民族でもない一つの文化空間を創造する。ウクライナ語を外交や芸術、最新の舞台や技術の分野で用いられる言語とし、唯一の国家語とする、一方で同時にウクライナの他の民族言語の発展の可能性も考慮に入れた言語政策を実現する。更にテレビ、ラジオをはじめとする情報媒体において、社会広告を用い、社会生活のあらゆる場面で個々人のコミュニケーションのための強力な媒体であるべきウクライナ語についてその高い使用率を実現する」[108]とウクライナ語の保護、発展を謳ったものとなっている。

---

[107] http://vk.com/club41936996?w=wall-41936996_2%2Fall

[108] 以下に原文を示す。

Буде створено єдиний культурний простір, поза яким неможлива ані українська державність, ані українська політична нація.

Ми реалізуємо політику, яка утвердить українську мову, єдину державну, як мову дипломатії і високого мистецтва, найсучаснішої естради і найновіших технологій, і, водночас, дасть змогу розвиватися іншим мовам народів України; всі бажаючі вчити українську мову отримають для цього повноцінні можливості.

Забезпечимо високий рівень присутності української мови в національному інформаційному просторі, зокрема, на телебачення та радіо. Засобами соціальної

4.3.3.『ウダール』

ウクライナを代表するプロボクサーのビタリー・クリチコが結成した政党で、正式名称は「改革を目指すウクライナ民主連合(Український Демократичний Альянс за Реформи)」。正式名称の略語を「パンチ」を意味するウクライナ語「ウダール(УДАР)」とかけている。党首であるクリチコの人気にあやかり、ウクライナの西部、中部、北部および首都キエフを支持母体の中心としている。汚職撲滅を訴え都市部や若年層を中心に高い支持を得ている。対ロシア、対 EU という面では欧州連合への加盟をめざす親欧路線を標榜しており、2012 年ウクライナ最高議会選挙では 40 議席を獲得した。

「ウダール」の 2012 年議会選挙のマニフェストでは文化・言語政策として「国家語としてのウクライナ語の役割を強化し、かつウクライナにおけるあらゆる言語共同体の権利の保護とその発展という戦略的な目的を考慮に入れた調和のとれた言語政策を実現する。そして少数民族言語の広範囲における使用を目指しつつ、唯一の国家語という原則を固持する。」と記されていた[109]。

реклами популяризуватимемо українську мову, яка має стати потужним засобом міжособистісного спілкування в усіх сферах суспільного життя.
С.24. «ДУХОВНО бАГАТЕ, КУЛЬТУРНО РОЗВИНЕНЕ СУСПІЛЬСТВО», ПРОГРАМА ОБ`ЄДНАНОЇ ОПОЗИЦІЇ.『バチキウシチナ』の HP より引用。
http://frontzmin.ua/mediafiles/pdf/ZA_prog.pdf 2014 年 3 月 15 日閲覧。

[109] 以下に原文を示す。
Здійснювати виважену мовну політику в Україні, враховуючи стратегічну мету посилення ролі державної української мови та захисту прав і розвитку всіх мовних спільнот в Україні. Дотримуватися принципу єдиної державної мови з розширеним використанням мов національних меншин. «Культурна та мовна політика» http://klichko.org/ua/about/programma/kulturna-ta-movna-politika 2014 年 3 月 15 日閲覧。

写真 4.3.3.1.（左上）　ウダールが「自由」連合とともに出した「新言語法」に対する反対運動のポスター『ウクライナ語を守るべき時がやってきた！』[110]

写真 4.3.3.2.（右上）　ウダールの支持者たちによって掲げられているプラカード『ポルタワはウクライナ語に賛成！』[111]

4.3.4. ウクライナ共産党

1993 年に結成された左派政党でヤヌコーヴィッチ政権下で地域党とともに与党政党であった。歴史的には、1918 年にロシア共産党の一派として創立されソビエト連邦共産党の支部として 1991 年にウクライナが独立を勝ち取るまでソ連時代は一貫してウクライナ・ソビエト社会主義共和国の政権を独占していた。ソ連崩壊後の 1993 年に再び創立され、ウクライナの東部・南部を支持層の中心としている。社会主義に加えロシア連邦との協力やロシア語の国家語化などを提唱している。同じく親露路線をとっていた地域党と連合し与党となると、2012 年ウクライナ最高議会選挙では 32 議席を獲得した。　2012 年

[110] http://www.sword-ua.org/2012/09/ 2014 年 3 月 15 日閲覧。
[111] http://klichko.org/ua/news/news/udar-provodit-po-vsiy-ukrayini-aktsiyi-protestu-proti-movnogo-zakonu# 2014 年 3 月 15 日閲覧。

議会選挙における「共産党」の選挙公約の中で言語政策に関するものとしては「国民投票を経てロシア語に第二国家語の地位を付与する」ことが記載されていた[112]。

写真 4.3.4.1. 共産党支持者の主張『ロシア語に国家語の地位を』[113]

4.3.5. 『スヴォボダ』(全ウクライナ連合「自由」)

1995 年に結成されたウクライナ民族主義の政党で、かつてはウクライナ社会民族党（Соціал-національна партія України）という名称であったが 2004 年に現在の党名「自由」を意味する「スヴォボダ」に改名した。2013 年 3 月 19 日には議会でロシア語で演説していた与党地域党議員に「ウクライナ語を話せ!」と野次を飛ばしたことを発端に「自由」の議員たちと与党議員たちが殴り合いとなる乱闘を起こすなど、ウクライナ民族主義、親欧米路線をとる政党の中でも急進的といえる。

[112] 原文は «Надання через референдум російській мові статусу другої державної». (http://vladometr.org/post/38/ 2014 年 3 月 15 日閲覧)
[113] http://www.unian.ua/politics/844928-u-kpu-vvajayut-scho-diti-mayut-vivchati-ridni-movi-ukrajinsku-ta-rosiysku.html 2014 年 3 月 15 日閲覧。

2012 年議会選挙における「自由」連合の選挙公約では、「『ウクライナ語保護法』を制定する。言語政策に関する国家委員会を創設する。国家公務員、候補者や選挙で当選した者に対するウクライナ語の必修試験を導入する。国家公務員に対し、職務中また公務中にウクライナ語の使用を義務づける。ウクライナ語の出版物、オーディオ、ビデオのソフトウェアに対する課税を取り消す。外国の出版物、オーディオ、ビデオ製品に対する輸入関税を引き上げる。」更には「ウクライナ人の数に応じ、最低でも印刷された紙面と放送時間の 78%以上とするウクライナ語使用を規定する。」等の具体策を講じつつウクライナ語の保護、発展の重要性を謳っている[114]。2012 年議会選挙では「自由」連合は 37 議席を獲得した。

このようなマニフェストを表明しつつ「新言語法」制定直後に戦われた 2012 年議会選挙は結果として親ロシア派の与党である地域党が第一党となったものの、一方ではティモシェンコ前首相陣営を中心とする連合「バチキウシチナ」や元プロボクサーであるクリチコの「ウダール」、民族主義政党の「自由」など親欧米派の野党も健闘した。

---

[114] 以下に原文を示す。
Ухвалити Закон "Про захист української мови". Створити Державний комітет мовної політики.
Запровадити обов'язковий іспит з української мови для держслужбовців та кандидатів на виборні посади. Зобов'язати всіх держслужбовців вживати українську мову на роботі та під час публічних виступів.
Скасувати оподаткування на україномовне книговидання, аудіо- та відеопродукцію, програмне забезпечення. Збільшити ввізне мито на іноземну поліграфічну, аудіо- та відеопродукцію. Запровадити податок на ретрансляцію іноземних радіо- та телепрограм, тиражування та прокат музичної і кінопродукції. Спрямувати кожну шосту гривню з прибутку від прокату іноземної кінопродукції на розвиток вітчизняної кіноіндустрії.
Регламентувати вживання української мови у ЗМІ відповідно до кількості українців – не менше ніж 78% від друкованої площі та ефірного часу.
Зобов'язати усі ЗМІ інформувати громадян про всіх своїх власників (для преси – у кожному номері; для ТБ та радіо – щоденно в ефірі).
Налагодити вітчизняне виробництво україномовного програмного забезпечення для державних установ, навчальних закладів і вільного продажу. Зобов'язати бюджетні установи користуватися лише українським програмним продуктом.
(http://www.svoboda.org.ua/dokumenty/inshi/031823/ 2014 年 3 月 15 日閲覧)『スヴォボダ』HP より。

写真 4.3.5.1. 『一つの言語、一つの民族　ーそれはウクライナ』[115]

4.4. 政治活動で用いられる「リードナ・モーヴァ」

第 3 章では「リードナ・モーヴァ」という語が様々な文脈に応じ一様ではない語義を有していることを明らかにした。その「リードナ・モーヴァ」は時に政党のマニフェストや政治活動の場でも頻繁に用いられている。そこで『リードナ・モーヴァ』という語が政党による政治活動、及びそれらを報道するメディアでどう用いられているかみてみよう。

まず、与党の地域党及び共産党の政治活動で用いられた例をみてみよう。

2012 年 12 月、新言語法制定とそれに続くロシア語の地域語化が各地で続く中、共産党の党首シモネンコはロシア語がウクライナ人の「リードナ・モーヴァ」となっていることを指摘した上で、ウクライナの子どもたちは彼らの「リードナ・モーヴァ」で、つまりウクライナ語に加えてロシア語でも、学ぶ権利があることを主張している[116]。これを報

[115] http://news.vin.com.ua/node/2258 2014 年 3 月 15 日閲覧。

[116] Симоненко заявив, що російська мова є рідною для українців (http://www.unian.ua/politics/734368-simonenko-zayaviv-scho-rosiyska-mova-e-

道する記事は「シモネンコはウクライナ人にとってロシア語は『リードナ・モーヴァ』であると述べた」とするタイトルで始まる。

写真 4.4.1.『ラドノイ・イズィークで聴こう、歌おう！[117]

また地域党はウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」ではなくロシア語で「母語」を意味する「ラドノイ・イズィーク」を用い、「ラドノイ・イズィークで聴こう、歌おう！」と題する CD を制作したことがある[118]。勿論ここで歌われているのはロシア語の歌で、あえてロシア語で書かれた「ラドノイ・イズィーク」がロシア語を示しているということは明らかである。しかしこれを報道するウクライナ語の記事では「ラドノイ・イズィー

---

ridnoyu-dlya-ukrajintsiv.html 2014 年 3 月 30 日閲覧) Усіх небайдужих до долі рідної мови запросили на мітинг.

[117] http://molbuk.ua/ukraine/50112-sofya-rotaru-ta-vo-bobul-spvatimut-rosyskoyu-za-pr.html 2014 年 3 月 30 日閲覧。

[118] Партія регіонів випустила диск із піснями й своєю символікою за назвою "Слухаємо й співаємо рідною мовою!» だが、題名 «Софія Ротару та Іво Бобул співатимуть російською за ПР»が示すように、この「リードナ・モーヴァ」はロシア語を示していることは明らかである。(http://molbuk.ua/ukraine/50112-sofya-rotaru-ta-vo-bobul-spvatimut-rosyskoyu-za-pr.html 2014 年 3 月 30 日閲覧)

ク」は「リードナ・モーヴァ」と訳され、「地域党は『リードナ・モーヴァ』で聴こう！歌おう！」と題する CD を発効した」と報じられた。

このように与党、親ロシア路線を掲げる政党の政治活動で用いられる、またそれを報道するところで用いられる「リードナ・モーヴァ」は彼ら個人、またその支持者自身の個人的な「第一言語」を意味するもので、ロシア語を間接的に意味するものとして用いられている。

一方で野党連合側では「新言語法」の制定とロシア語の公用語化に際し、それに対する反対運動としてウクライナ語の保護を求める活動が活発になった。ポルタワで「新言語法」制定直前に開かれた野党連合のミーンティングで掲げられているプラカードをみてみよう。

写真 4.4.2. 『一つの民族、一つの国家語　―ウクライナ[民族／語]』[119]

このミーティングを報じている記事では「『リードナ・モーヴァ』に無関心な全ての人々に問いを投げかけた」の題名のが示すように「リードナ・モーヴァ」はウクライナ基幹民族語であるウクライナ語を意味するものとして用いられている。

また「自由」連合が作成した「国際母語の日（2 月 21 日）」のポスターでは、「国際『リードナ・モーヴァ』の日」には「ウクライナ語で話そう」と、言語的多様性と個人の「第一言語」を尊重するのが「国際母語の日」の本来の目的であるが、ここではウクライ

[119] Усіх небайдужих до долі рідної мови запросили на мітинг http://www.poltava.pl.ua/news/17082/ 2014 年 3 月 30 日閲覧。

ナ国民、ウクライナ民族の「基幹民族語」や「国語」という意味に置き換えられていることが明らかである。

写真 4.4.3.「国際母語の日」のポスター『ウクライナ語で話して！　それがウクライナへの贈り物』[120]

第 3 章でみたのと同様に、政治活動、またそれを報じる文章においても「リードナ・モーヴァ」は全く異なる内容、つまり「国語」を意味するウクライナ語としてもまた「少数民族言語」、個人の「第一言語」を意味するロシア語としても、それぞれの文脈に応じて用いられていることがここでも確認できた。

4.5.「言語政策の基本法」とその施行

「国家言語政策基本法（Закон України про засади державної мовної політики）」はワジム・コレスニチェンコ、セルギイ・キヴァロフの国会議員二人により起草され議会に提出されたもので、2012 年 6 月 5 日、234 人の賛成をもって第 1 回目

[120] http://tyzhden.ua/News/72926 2014 年 3 月 15 日閲覧。

の承認がなされ、7 月 3 日には 248 人の賛成票を得て正式に採択された[121]。この法はウクライナにおいて「地域語」を使用する権利を保障するものであり、国勢調査において該当する行政地域内でその人口の 10%以上の「母語話者」がいる言語に適用されうる。この法の施行により該当する地域においては「地域語」が国家語のウクライナ語と同等に裁判所、学校、他の行政施設において用いられることが可能となった。一方でウクライナ語は「新言語法」の中でも唯一のウクライナ全土で用いられる公用語であると再確認された。法案は国会の中での殴り合いという状況下で採択され、8 月 8 日に大統領ヤヌコーヴィッチがこの法に署名し 8 月 10 日に施行された。本法を基にロシア語が主として東部、南部の市議会や地方議会により公用語として採択された以外に、ハンガリー語、モルドヴァ語およびルーマニア語にも地域語の地位が付与された地域があるということも特筆すべきであろう。

同法の施行後、ほどなく 13 日には南部のオデッサ市議会は当地におけるロシア語に公的な地域語の地位を付与べきか否かの投票が行われ、1 週間後にはハルキウにおいても同様の投票が行われた。一方でウクライナ語、クリミア・タタール語とともにロシア語の使用が正式に認められているクリミア自治共和国では、民族少数者であるクリミア・タタール人の言語であるクリミア・タタール語の地位がクリミア憲法で確立されているのに触れ[122]、マイノリティーであるウクライナ語話者が当地におけるウクライナ語に地域語という新たな公的地位を付与することを目指す運動を始めた。これまでに新たに地域語が制定された州、地方自治体を図 4.5.1 及び表 4.5.2 に示す。図 4.5.1 は 2013 年夏の時点での「地域語」制定状況である。2001 年国勢調査の結果によると、27 のうち 13 の州、特別自治区であるキエフ、セバストーポリが「地域語」としてロシア語をはじめとする少数民族言語を位置づけることが可能とされている。この地図では、その言語の話者数の該当地域における人口中の割合から、ロシア語を「地域語」とすることが可能であるキエフとセバストーポリを含む 13 の地域はブルーで表示され、うち、ロシア語をすでに「地域語」とした東南部の各州は濃いブルーで示されている。同様にハンガリー語を「地域語」とするザカルパチアは黄色で、ルーマニア語に公的地位を与えることができるチェルニフツィは黄土色で表示されている。

---

[121] http://zakon4.rada.gov.ua/laws/show/5029-17 2014 年 3 月 15 日閲覧。
[122] http://www.rada.crimea.ua/bases-of-activity/konstituciya-ARK 1998/10/212014 年 3 月 15 日閲覧。

図 4.5.1. 地域語の地位を得た言語とその地域[123]

オデッサ、ハルキウ、ヘルソン、ミコライフ、ザポリージャ、セヴァストポル、ドニプロペトロウシク、ルハンスク、クラスニイ・ルチの市議会で、またオデッサ（4.4.1.の地図では青 7)、ザポリージャ(青 4)、ドネツィク(青 3)、ヘルソン(青 10)、ミコライフ(6)、ドニプロペトロウシク(青 2)の州議会でロシア語に地域語の地位を付与することが公布された。またザカルパチア(14)のベレホヴェ町ではハンガリー語が、チェルニフ

[123] 出典は http://www.itar-tass.com/g59/2858.html(2014 年 3 月 15 日閲覧)で 2012 年 8 月 21 日時点での「地域語化」された件数。キエフ市、セバストーポリ市を含む 27 の行政区のうち、その話者数の人口中の割合から、キエフとセバストーポリを含む 13 の地域でロシア語を「地域語」とすることが可能である（薄いブルーの地域）。うち、ロシア語をすでに「地域語」とした州は濃いブルーで示されている。この地図ではニコラエフ州は赤丸で示され話者数は 10%を越えているもののまだロシア語を「地域語」としていない地域となっているが、これよりひと月足らずでロシア語が「地域語」と認定された。

ツィ(15)のタラスィフチ村ではモルドヴァ語が、またザカルパチアのヴィラ・ツェルクヴァではルーマニア語が地域語となった（次頁の表 4.5.2）。一方、首都キエフではロシア語に「地域語」という地位を与えるための根拠となる「ロシア語母語話者数」は存在するものの、この法に準じてロシア語を「地域語」として二言語使用を推進しようとする動きは今のところみられてはいない(赤 12)。また同様にウクライナ唯一の自治共和国であるクリミア自治共和国においても特にこの法の制定後ロシア語を地域語とする動きはみられなかった。というのも独自のクリミア憲法を有し、「国家語」のウクライナ語に加えロシア語とクリミア・タタール語が「公用語」とする」と既に規定されているためであり、「新言語法」により新たにロシア語を「地域語」とする必要はなかったのである(赤 1)。

表 4.5.2.　地域語の地位を得た言語と該当州・地方自治体

日時	自治体名	「地域語」とされた言語
2012/8/15	オデッサ州	ロシア語
2012/8/16	セバストーポリ市	ロシア語
2012/8/16	ザポロージェ州	ロシア語
2012/8/16	ドネツィク州	ロシア語
2012/8/17	ルハンスク州	ロシア語
2012/8/17	ドニプルペトロウスク州	ロシア語
2012/8/17	ヘルソン州	ロシア語
2012/8/30	ハルキウ州	ロシア語
2012/9/7	ニコラエフ州	ロシア語
2012/9/13	タラソフツァ（チェルノヴィツキー州）	ルーマニア語（モルドヴァ語）
2012/11	ストロジネツキー、ニーニェ・ペトロフツィ（チェルノヴィツキー州）	ルーマニア語
2012/12	ゲルツァエフスキー（チェルノヴィツキー州）	ルーマニア語
2012/12/21	ザカルパチア州	ルーマニア語、ロシア語
2012/8/14	ラホフスキー地区、ベーラヤ・ツェルコヴィ（ザカルパチア州）	ルーマニア語
2012/9/7	ベレコヴォ市（ザカルパチア州）	ハンガリー語
2012/9/18	ベレコヴォ地区（ザカルパチア州）	ハンガリー語
2012/12	ヴィノグラドフスキー地区（ザカルパチア州）	ハンガリー語
2013/3/25	ヴォロコフスキー、ヨルダネシツキー、オプリシェンスキー、チュジェイスキー、マハリャンスキー（チェルノヴィツキー州）	ルーマニア語（モルドヴァ語）

「言語政策基本法」に対する反応には地域差が大きく、ウクライナ語話者が多数を占

めるウクライナ西部のイヴァノフランコ、リヴィウ、テルノーポリ、リヴネン、フメリニツキーの州議会は法案に反対しているが、他方のロシア語話者が多数派であるウクライナ東部のルハンスク、ハルキウ、ドネツィク州議会は支持を表明した。本法に対する反応に関する社会調査結果においても地域差がみられ、Research and Branding Group による調査では「言語政策基本法」採択に肯定的であると回答したのが全国民の 36%、一方否定的に捉えているのが 35%であった。東南地域においては 55%の被験者に支持されている一方で、ウクライナ西部地域においては 66%の被験者に否定的に捉えられている[124]。ウクライナにおいてロシア語の地位向上に繋がる「新言語法」制定というトピックは、当然ながらその捉えられ方が地域により大きく異なる。

4.6. 結論

全般的にウクライナ人は言語問題についてかなり現実的であるといわれ、それゆえこの「問題」は選挙キャンペーンで際立たせられてきた。親欧米路線を標榜する政党も親露路線を掲げるものもそれぞれの支持基盤となっているロシア語優勢地域、ウクライナ語優勢地域と住人に対し、言語問題への言及はそれぞれのカラーをより明確に表現する手段となっている。一方でこのような地域差が目立ったものになると分離志向が高まることも否めず、中央政権は常に難しい舵取りを迫られている。

政策を語る中で政党により用いられている「リードナ・モーヴァ」の意味内容はその主要な支持者の「リードナ・モーヴァ」であり、具体的な意味内容は政党により異なる。「基幹民族語」や「国語」を意味しうる「リードナ・モーヴァ」はウクライナ語話者の支持者が多い政党によりウクライナ語の保護発展という文脈で用いられ、ロシア語話者やロシア系住民を支持基盤とする政党は彼らの身近な「第一言語」という意味内容で「リードナ・モーヴァ」を用いている例がみられた。これは「ウクライナ」と結びつく民族や国家を連想させる以上に、個人にとっても「親しみをもつ」分ちがたいことばを表現するのに「リードナ・モーヴァ」という語がロシア語話者にとっても有用であるということを示しうるものであろう。このような「リードナ・モーヴァ」の用いられ方は

[124] Более трети украинцев позитивно оценивают закон о языках - опрос (Риановости, 20/08/2012: http://ua.rian.ru/politics/20120820/79149015.html 2014 年 3 月 15 日閲覧)

この語を用いて測られる話者数に応じその言語に公的地位を与えることを可能とする「新言語法」制定以降より一般的にみられるようになった。

2012 年のヤヌコーヴィッチ政権の「新言語法」採択がナショナリストを憤慨させ、民族言語間の反目を際立たせることは必至であった。言語法の制定から 2 ヶ月後の 2012 年 10 月に実施されたの議会選挙の前には、オレンジ革命の旗手として有名な元首相ユリア・ティモシェンコの投獄という決定と共に、地域党に自ら掘った墓穴を更に深める結果をもたらすことしかできない、と当初は予測されていた。この議会選挙では結果的に地域党は第一党として勝利をおさめたものの、ヤヌコーヴィッチが進めたロシア寄りの政策は 2013 年 11 月の EU 連合協定調印手続きの無期限延期を発端とし 2014 年には「革命」となり、国家としての方向性は親欧米路線に回帰しようとしているようにもみえる。親露志向、親欧米志向の間で国家の分裂が現実的に危ぶまれる状況下において新政権にはロシア離れ、ウクライナ化を強行するのではなく、ロシア系、ロシア語話者をはじめとする国民に理解を示しつつ、今後の方向を模索する必要があろう。

第５章　国勢調査、社会調査からみるウクライナにおける言語状況

5.1. 国勢調査と「ラドノイ・イズィーク」、「リードナ・モーヴァ」

前章ではウクライナで言語問題が政治化される機会として、各政党候補者による選挙キャンペーンの例を挙げたが、もうひとつ、全国的な民族・言語状況を「客観的に」窺い知る絶好かつ唯一の機会でもある国勢調査が挙げられる。帝政ロシア、ソ連時代に用いられたロシア語の「ラドノイ・イズィーク」[125]およびウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」は個人の“mother tongue”というよりも自民族の言語である“native language”として解釈される傾向にあることは先述したが、アレルはこのような「リードナ・モーヴァ」カテゴリーに「第一言語」の“mother tongue”ではなく自民族の言語“native language”を回答することで、回答者は「投票」していると論じている。さらにこの設問に回答する側もさせる側も現実の言語状況ではなく、言語政策の意思決定のひとつのツールとして「リードナ・モーヴァ」への回答が「投票」という意味を持つことを認識し、用いているという。

この「投票」は帝政ロシア時代にさかのぼる。1897 年の初めての国勢調査では「ラドノイ・イズィーク」という設問は人々の「ナショナリティ」に関する情報を得るために設けられ、その回答された言語から被験者の「ナショナリティ」が判断された。ソヴェト連邦時代に 1926 年、39 年、59 年、70 年、79 年、89 年と 6 回実施された調査においては直接「ナショナリティ」を問う「ナツィオナーリナスチ」という問いが「ラドノイ・イズィーク」とは別個に設けられた。国勢調査で問われるこれら、「ラドノイ・イズィーク」や「ナツィオナーリナスチ」は異民族間の子どもであっても一つの言語、民族名を回答することが求められ、「ラドノイ・イズィーク」と「ナツィオナーリナスチ」は「ナツィオナーリナスチ」がロシア人の人がロシア語を「ラドノイ・イズィーク」と回答するというように同じものを回答することが期待されていた。

これまで、特にセンサス・データの結果が示すもの、またその取り扱いに関し、「民族的自意識」と訳される「ナショナリティ」や「母語」概念について、パスポートの交付

[125] 2002 年ロシア連邦国勢調査では問われなかったものの、ロシア連邦として第 2 回目となった 2010 年度の国勢調査ではロシア語能力、他の言語能力とともに「ラドノイ・イズィーク」が問われている。

やソ連崩壊後の「市民」概念と関連させて論じられてきた。特に塩川や他の多くの論者が指摘するように「ラドノイ・イズィーク」「リードナ・モーヴァ」としては「民族語が維持されている度合いが公式統計では過大評価されている可能性が高い」といわれ[126]、ウクライナにおける「リードナ・モーヴァ」もその可能性は極めて高いといえるが、まずはこのセンサスの結果からみえてくる民族・言語状況をみてみよう。

5.2. 2001 年度全ウクライナ国勢調査からみる言語状況

ここで 1.2.でも引用した中井の分類に従い、2001 年に実施されたウクライナ国勢調査から各地域における言語状況を概観してみよう。本論はセンサス・データが「客観的」で「正しい」ものであるとする立場ではないゆえ、ここでその調査結果を資料として用いてウクライナの言語状況を考察することは大きな矛盾になるが、本節ではまず「ウクライナ国勢調査の結果から見えてくる言語状況」を概観すべく、結果をデータの一つとして提示する。特に独立後ウクライナで実施された調査は 2001 年の一度のみで調査時から 10 年以上が経過しており、現状をみるためのデータとしては決してふさわしいものではない。よって前々回の 1989 年ソ連センサスの結果との比較により 1989 年からの変遷を示すものとして、また 2001 年時のウクライナ国内における地域差を示すものとして用いる。

2001 年全ウクライナ国勢調査の結果は部分的にしか出版されておらず、「言語」項目については未出版であるものの、インターネット上で公開されている[127]。ここでは 1989 年ソ連時代のセンサスの対応項目と比較しながら「リードナ・モーヴァ」[128] と「ナショナリティ」[129]のデータを簡単に分析する。ウクライナ国勢調査の結果は当初メディアによって大々的に「ウクライナ化」が取り上げられたものの、それは何を根拠に

---

[126] 塩川伸明『民族と言語　（多民族国家ソ連の興亡 I ）』216 ページ。

[127] 「ウクライナ 2001 年度センサス」ホームページ http://www.ukcensus.gov.ua/ (ウクライナ語、ロシア語、英語で公開されている。2014 年 3 月 15 日閲覧。)

[128] ウクライナ･センサスのホームページの解説によると、センサスで問われる「リードナ・モーヴァ」とは「自分で『リードナ・モーヴァ』と考えている言語を呈示する。まだ話せない子供、幼児の母語は両親によって決められる」ものである。（http://www.ukcensus.gov.ua/rus/information/definition 2014 年 3 月 15 日閲覧。）

[129] 「民族的な自己認識」のことを指すと思われる。「ナショナリティー」についても「リーソナ・モーヴァ」同様公式の解釈が示されておらず、民族的な自己認識を回答するものから、国籍を回答するものまでばらつきがあるものと予想される。

したものであるか、基になった状況を確認しておく。

5.2.1. ウクライナ国勢調査の調査概要

2001 年ウクライナ国勢調査は 2001 年の 12 月にウクライナ全国で実施された。ウクライナ国勢調査は回答者本人が調査票に記入し提出する日本の国勢調査とは異なり、調査員が回答者の回答を調査票に記入する対面式でなされている[130]。

2001 年ウクライナ国勢調査の結果、ウクライナの全人口は 48,457,100 人でうち「ナショナリティ」をウクライナ人とした回答者は全体の 77.8%で、89 年の 72.7%から全体の中での割合という意味では増加している。言語についてはウクライナ語「母語話者」は 89 年の 64.7%から幾分増加し、67.5%になっている。ロシア語「母語話者」は 29.6%で 89 年調査時より 3.2%減少した。「ナショナリティ」がウクライナ人のうち、ウクライナ語を「リードナ・モーヴァ」としているのは 85.2%、ロシア語が「リードナ・モーヴァ」と回答した人が 14.8%だった。

5.2.2. センサスによる地域別民族言語状況

全国レベル、また各地域レベルごとに 1989 年ソ連国勢調査の数字と比較しながら簡単に 2001 年調査時におけるウクライナの地政学的民族・言語状況を以下に述べる。

5.2.2.1. スロビツカ・ウクライナ、ドン地域

東部のドネツィクでは人口 484 万 1000 人のうち「ナショナリティ」がウクライナ人であるのはは 56.9%で 89 年の 50.7%から増加し、ロシア人は 39.2%であった。言語については「ウクライナ語を「リードナ・モーヴァ」とする回答者が 24.1%と低く、ロシア語とする回答者は 74.9%に上る。ウクライナ人のウクライナ語「母語話者」は 41.2%で 89 年と比較すると 6.5%減少している。対するロシア語「母語話者」は 58.7%で 89

[130] 以下のデータは全て全ウクライナ国勢調査のホームページを参照 (http://2001.ukrcensus.gov.ua 2014 年 3 月 15 日閲覧)。

年と比較すると 7.2%増加している。ドネツィクでは、民族、言語の双方でウクライナ化が進んでいる他の地域とは大きく異なり、民族構成では「ウクライナ化」が進んでいるものの言語的には明らかなロシア語志向がうかがえ、「ロシア化」が進んでいたといえる。

ウクライナ第二の都市である東部のドニプロペトウシクでは人口 356 万 7600 人のうち、「ナショナリティ」がウクライナ人であるのが 282 万 5800 人で「リードナ・モーヴァ」として 67%の回答者がウクライナ語を、32%がロシア語を回答している。「ナショナリティ」がウクライナ人でウクライナ語「母語話者」なのは 233 万 1700 人にのぼり、ロシア語「母語話者」が 49 万 500 人、「ナショナリティ」がロシア人で「リードナ・モーヴァ」をロシア語とするものは 58 万 8300 人、ウクライナ語「母語話者」が 3 万 7900 人であった。

ウクライナ東部の学術都市であるハルキウでは、人口 291 万 4200 人のうち、「ナショナリティ」がウクライナ人であるのは 70.7%で 89 年の 62.8%より大幅に増加し、ロシア人は 25.6%と 89 年調査時の 33.2%から減少した。「リードナ・モーヴァ」についてはウクライナ語という回答が 53.8%で前回調査より 3.3 ポイント増加し、ロシア語という回答は 44.3%で 2.8%減少した。「ナショナリティ」がウクライナ人のもののうち「リードナ・モーヴァ」がウクライナ語であるとしたものは 74.1%、ロシア語が 25.8%であり、また「ナショナリティ」がロシア人のもののうち「リードナ・モーヴァ」がウクライナ語と回答したものは 4.3%でロシア語が 95.6 %であった。

5.2.2.2. 中部地域

ウクライナの首都であるキエフ市は、ウクライナ色の強い西部とロシア化された東部や元ロシア領であった南部に対し、地理的にも文化的にも中間的な存在と位置づけられる。今回のセンサスでも民族･言語構成が 5.2.1.で言及した全人口における全国平均にものに最も近い。人口 261 万 1300 人に占める「ナショナリティ」がウクライナ人である回答者の割合は 82.2%で、「ウクライナ語母語」回答者は 70.5%、「ロシア語母語」回答者は 11.7%であった。

5.2.2.3. 北部地域

ルーツクを州都とするヴォルニイ州は15世紀にリトアニア大公国の支配下にあり、16世紀にはポーランド王国、18世紀に末にロシア帝国の支配下に入った地域である。ロシア革命後のウクライナ内戦時にはポーランドに組み込まれていたが、1939年ソビエト連邦ウクライナ共和国に併合された。しかしポーランド人や反ソのウクライナ人は流刑に処され、1941年にはナチスドイツの侵攻によりユダヤ人のホロコーストがあり、民族的ウクライナ人率が極めて高い地域となっている。

人口106万人中ウクライナ人は102万人にのぼり、97%を占める。人口比はロシア人が2.4%、ベラルーシ人0.5%、ポーランド人は0.9%で、97.3%の人がウクライナ語を「リードナ・モーヴァ」とし、ロシア語は2.5%、他の言語話者はわずか0.2%であった。

5.2.2.4.「新ロシア」南部地域

ウクライナ唯一の自治共和国であるクリミアは、15世紀前半に成立したクリム・ハーン国においてクリミア・タタール民族の形成が進み、1783年にロシア帝国に併合されロシア領となった地域である。1954年フルシチョフによってロシア共和国からウクライナ共和国に移管され、ソ連解体後はクリミアの帰属をめぐりロシアとウクライナが対立したものの1997年にウクライナ領であることが両者の間で確認された。1996年のウクライナ新憲法においてクリミアはウクライナ唯一の自治共和国と明記された。当地において「ナショナリティ」がウクライナ人であるのは24.4%（89年26.7%）、ロシア人が58.5%（89年65.6%）、クリミア・タタール人が12.0%を占める。言語的に特徴的なのはウクライナ人のうちロシア語を「リードナ・モーヴァ」とするものが59.5%にのぼり、ウクライナ語とする40.4%より多いということである。クリミア全体ではクリミア・タタール人の帰還に際し、民族構成が1989年調査時時とは大きく変わっているものの、1989年の国勢調査では全人口のうちロシア語を「リードナ・モーヴァ」とする人は15.7%であったが、2001年全ウクライナ・センサスでは77.0%に上り、ウクライナ語を「リードナ・モーヴァ」とするものが10.1%、クリミア･タタール語が11.4%であり、言語的にはかなりロシア化が進んでいるといえる。

もう一つの南部の大都市オデッサでは人口246万9000人のうち、「ナショナリティ」

がウクライナ人の回答者は 62.8%、全人口のうち「リードナ・モーヴァ」がウクライナ語であるとしたのが 46.5%で前回調査から 5.1%増加し、ロシア語という回答は 41.9%で前回調査より 5.2%減少した。ウクライナ人のうち「リードナ・モーヴァ」がウクライナ語であるという回答は 71.6%、ロシア語は 28.2%であった。ロシア人のうちロシア語「母語話者」が 98%、ウクライナ語を「リードナ・モーヴァ」としているのが 2.7%であった。

5.2.2.5. 「ハリチナ」地方、西部

ウクライナ西部に位置するリヴィウは 11 世紀以降ポーランド領、18 世紀にはポーランド分割によりオーストリア領となり、19 世紀半ばには自治が認められウクライナ文化の中心地となっていた。第一次大戦下にはオーストリア・ハンガリー領となり、1920 年代には再びポーランド領となった。第二次大戦後ウクライナ共和国に組み入れられたため、他の地域とは異なる文化、政治的発展を遂げており、ウクライナでもっとも「西欧的」な地域であるとも、ウクライナ色の強い地域であるともいわれている。2001 年国勢調査では人口 262 万 6500 人のうち「ナショナリティ」がウクライナ人であるとした者の割合は 94.8%で 89 年の 90.4%から増加し、言語についてもウクライナ語を「リードナ・モーヴァ」とするものが全体の 95.3%で 89 年の 90.1%より増加している。3.8%の回答者がロシア語を「リードナ・モーヴァ」としていた。「ナショナリティ」がウクライナ人の「リードナ・モーヴァ」は 99.6%がウクライナ語である。特筆すべきは、ここでは他の地域にほとんどみられないウクライナ語を「リードナ・モーヴァ」としているという「ナショナリティ」がロシア人の回答者がみられ、ロシア人の 12.1%がウクライナ語「母語話者」である。

5.2.3. センサス結果による言語状況の傾向

以上簡単に概観したように 2001 年全ウクライナ国勢調査の結果は、89 年のソ連時代のものと比較すると全体的にはわずかではあるがウクライナ人が増加しており、ロシア人が減少している。言語的にも「リードナ・モーヴァ」に関する回答ではロシア語よりもウクライナ語が比較的多数を占め、89 年の値と比較しても増加傾向にある。メディア

ではこの全体的なウクライナ化のみが大々的に取り上げられた[131]。アレルはこの変動をソ連崩壊、ウクライナ独立に伴う人口の移動に加え、独立ウクライナの「アイデンティティ」に好都合な社会的変化によるものと捉えている。1.2.でみたようにウクライナは東西、また自治共和国であるクリミア等歴史的にも民族的にも大きな地域差があるということはいわれていることであるが、自治共和国であるクリミアの例を除くと、2001 年調査の結果で目立つのは東ウクライナのドネツィクで全国的なウクライナ化に逆行する形で言語面でのロシア化が進んでいることであり、2001 年国勢調査における 1 つの特徴である。だがこの地域差についてはメディアではほとんど触れられなかった。

このように 2001 年国勢調査の結果が示しているものは、全体的なウクライナ化のみではない。東部、南部においては未だロシア人、ウクライナ語「母語話者」が水増しされる傾向にある国勢調査の結果をもってしてもロシア語が数多く、ドネツィクにおいては民族的にはウクライナ化が若干進んでいるものの言語的にはロシア化が進んでいるという興味深い事実を示している。このことは、ドネツィクと隣接し同じ東部地域ではあるものの、センサス結果では民族的にも言語的にもウクライナ化しているハルキウと比較すると明らかであるように、同じ東部地域とひとくくりにして論じることはできない複雑で込み入った地域差を示しているといえよう。ウクライナの社会言語学者ラリサ・マセンコはドネツィクにおける「ロシア語化」の理由として、ハルキウにはハルキウ大学をはじめとする多くの高等教育機関があり有識者が多く、文化・学術面ではキエフと並んでウクライナの中心をなしているため、工業地域であるドネツィクと比べると、同じ東部地域であってもハルキウはウクライナ化されやすい状況であると述べている[132]。

このように、2001 年国勢調査時においては一口に全国的に「ウクライナ化」していると報道されていたものの、各地域によりその状況は異なり、決して一様ではないことに注意を払わなければならない。また本論では詳述することはしないが、各州においても都市部と農村部では勿論民族構成、言語状況ともに大きな隔たりがみられる。

---

[131] 80 年代後半にみられたウクライナ化運動、ウクライナ語を唯一の国家語とする言語法の制定、ナショナリズムの昂揚、ソ連邦の崩壊とウクライナ独立の過程でより「ウクライナ化」された現状が結果として表れているとみえるというもの。

[132] 筆者が行ったラリサ・マセンコへのインタビュー（2005 年 3 月 17 日、キエフ・モヒラアカデミーにて）から。ウクライナにおける社会言語学者、特に言語問題をテーマに据える研究者は特定の言語擁護、政策の支持等自身の立場を明確にしていることが多い。マセンコはウクライナ語擁護の立場である。

5.3. 各種機関による言語状況に関する調査結果

ウクライナ独立後、唯一の国家語であるウクライナ語は国家により使用が推進され、またロシア語をはじめとする「外国語」の脅威に対し保護されてきたことは既にのべた。一方のロシア語は 2012 年の「国家言語政策基本法」制定に至るまでは具体的な法的地位は規定されてこなかった。2001 年国勢調査ではこのようなウクライナ語を中心に据えた調査がデザインされている可能性は否めず、ウクライナにおける「母語話者」の地域差をみるにはそれなりに意味があるものの、人々の実際の言語使用状況を計るものとしては不十分であるといわざるをえない。また、調査時から 10 年以上が経過しており、現在の言語状況を知るための情報として用いるにはかなり信憑性が薄い。そこで、特にロシア語とウクライナ語という二言語状況をみるにあたり、これまで発表されている調査結果をみてみよう。次節 5.3.1.及び 5.3.2.では社会調査基金が実施した調査結果を国勢調査ではわからない言語状況を垣間みるのに用いることとし、必要に応じて適宜他の調査結果を補助的に用いる。

5.3.1. 言語使用状況

「ウクライナ社会調査基金」により実施された 2009 年 2 月の調査結果では日常コミュニケーション言語が問われ、ロシア語を選んだ人が全体の過半数を占め 51%、ウクライナ語が 43%、ウクライナ語とロシア語の混合が 6%であった[133]。2007 年のデータではウクライナ語が 48%、ロシア語が 47%、中部地域に限るならウクライナ語が 67%ロシア語が 26%だった。この結果のみから推測すると、2007 年から 2009 に至るまではゆるやかにロシア語化が進んでいたかのようにみえる。しかし国勢調査同様にこの「社会調査基金」が実施したようなロシア語かウクライナ語か、そして混合語かという選択肢の中から一言語を選ぶ調査からは二言語使用状況は見えてこない。そこで、データは少し古いものの 2006 年に「リサーチアンドブランディング」が実施した調査結果をみ

[133] Фонд "Общественное мнение" (2009) 調査期間は 2009 年 2 月 2~11 日、対象者は 18 歳以上の 2000 人(http://bd.fom.ru/report/map/ukrain/ukrain_eo/du090225 2014 年 3 月 30 日閲覧)。

てみよう。この結果は人々のバイリンガル状況をある程度反映しているといえよう[134]。

表 5.3.1.1. インフォーマントによる言語習熟度評価（%）

	自由に話せるレベル	ある程度十分なレベル	十分ではない	習得していない	どちらとも言えない
ウクライナ語	57	29	11	3	-
ロシア語	68	24	5	1	2

ここではウクライナ語に比べロシア語の方が得意である人が多いということが明らかにされているということと共に、ウクライナの人々のかなり高い割合がバイリンガルであることがわかる。あまりに高いバイリンガルの比率から、ビラニュークは特にウクライナ語能力が過大評価され申告されているかもしれない可能性を指摘している[135]。この結果からは地域別のバイリンガルの様相はわからないものの、これまでロシア語有力地域とされてきたウクライナ東部や南部のみではなく、それ以外の地域においてもエスニックロシア人やロシア語母語話者以外にも多数の「ロシア語使用者」がかなり存在するということを示しているといえる。

5.3.2. 言語意識

次に個々人による言語使用とは別に彼らが言語に対して抱いている意識についてみてみよう。

まず「ウクライナ社会調査基金」の結果から地域党が提唱するロシア語に第二国家語の地位を与えようとする動きに関するウクライナの人々による賛否を概観しておきたい。ロシア語の第二国家語化に対する賛同不賛同の結果と同調査で問われたコミュニケーション言語の結果を照らし合わせると、コミュニケーション言語として 44%の人がウクライナ語を、49%の人がロシア語をあげていたのに対し、ロシア語の第二国家語化については 55%が賛同しており、中部地域に限定するとコミュニケーション言語として 60%がウク

[134] Research and Branding (2006) 調査期間は 2006 年 11 月 5 日−15 日、対象者は 18 歳以上の 2215 人(http://rb.com.ua/upload/5182.pdf 2014 年 3 月 30 日閲覧)。
[135] Bilaniuk L. and Melnyk S., A tense and Shifting Balance: Bilingualism and Education in Ukraine pp. 346-347.

ライナ語をあげ、32%がロシア語をあげているがロシア語の国家語化に賛同していたのは41%であった[136]。話者であるから支持する、話者でないから支持しない、というものではないのは当然ともいえるが、この「ロシア語話者」数と「ロシア語支持者」数の違いに留意したい。

ロシア語の地位、もしくはロシア語使用の制限がロシア語優勢地域に限った問題ではないことを、外国映画のウクライナ語吹き替えについての例でみてみよう。海外映画のウクライナ語への吹き替えは2006年から2008年はじめにかけて目立って議論の俎上に上がったトピックである。ウクライナ語推進者、ウクライナ語擁護者らは外国映画が専らロシア語による字幕、吹き替え上映されていたことに対し苦情を呈し、ロシア語吹き替え映画に対するボイコット運動を展開し、更には配給会社にウウクライナ語の吹き替え、字幕の作成を嘆願したりしていた。これを受け、2007年12月20日、ウクライナ憲法裁判所は「キネマトロギー法（映画法）」の解釈をめぐり、全ての外国語の映画をその配給の前にウクライナ語で字幕もしくは吹き替え作成を義務づける判決を下した。これに対しロシア外務省はこの判決が「地域言語または少数言語のための欧州憲章」に反しているという声明を発表した。

憲法裁判所の判決に対し、ウクライナの人々がどのように考えているか、いくつかの調査結果で明らかにされている。判決を受けて2007年12月に実施された「ファースト・ムーヴィーズ・インターナショナル」の調査では[137]、11%の住民のみが字幕や吹き替えのウクライナ語化に反対しているという結果であるが、「社会調査基金」の調査結果は大きく異なり、憲法裁判所の判決に賛成していると回答したのは28%にすぎず、反対が過半数の62%、どちらともいえないとしたのが10%だった。

この「社会調査基金」の調査で問われた日常的なコミュニケーション言語の回答は、ウクライナ語より１%多い47%の回答者がロシア語と答え、ウクライナ語としたのは46%、ウクライナ語とロシア語の混合語としたのが７%であった。憲法裁判所の判決には過半数が反対であったウクライナ中部にかぎっていうと、64%の人が日常的なコミュニケーションにウクライナ語を用いると回答している。ここで、「ロシア語有力地域」の

---

[136] Фонд "Общественное мнение" (http://bd.fom.ru/report/map/ukrain/ukrain_eo/du080801 2014年3月30日閲覧)
[137] «Only 11% of Ukrainians opposed to more films dubbed in Ukrainian – poll» 05.02.2008, UNIAN (http://archive.is/64nYG 2014年3月15日閲覧)

東部や南部とはまた違った中部地域におけるロシア語に関する疑問が生じる。かなり多くの人がウクライナ語とロシア語のバイリンガルであるとはいえ、「ウクライナ語話者」が多数を占めるにも関わらず外国映画のウクライナ語吹き替え等ウクライナ語の排他的使用を進める政策に反対する者の数が大幅に上回るというユニークな特徴が見られる。同様の傾向はロシア語第二国家語に関する賛否と使用言語でもみられ、首都キエフを含むウクライナ中部では特に自己提示した使用言語とその言語の使用機会の拡大や排他的使用を進める政策に対する意識の間に乖離があることに注意しなければならない。

5.4. 行政、教育、マスメディアと使用言語

2012 年「国家言語政策の基盤法」制定以前は、憲法、言語法で規定された唯一の「国家語」であったウクライナ語が行政、裁判等の公的場面、また大学教育における言語であった。よって国会議員は国民に対しウクライナ語で演説することが求められ、大学入試もウクライナ語が必須であった。特に独立以降、行政機関をはじめとする公的場面でウクライナ語の使用が必要とされたため、多くの「ウクライナ語表現マニュアル」が出版された。

一方、小中等教育においてはウクライナ語で教授するウクライナ語学校のみでなく、ロシア語学校も選択肢に含まれており、ロシア語で教育を受けることも可能である。とはいえ、近年ロシア語学校の数は減少し、ロシア語学校は首都のキエフでは 7 校、ロシア語クラスを設けている学校は 12 校に留まっているという[138]。

ウクライナにおけるマスメディアについては 2004 年のオレンジ革命に続き、体制の転換によりメディアの自由度は大幅に拡大され、結果的に内容的には体制側に対しより批判的なものとなっている。だが入手できるリソースということになると、流通している部数という意味ではロシア語優位であるという状態に変わりはない。表 5.4.1.が示すように、ウクライナで最も読まれている新聞は『ファクトゥィ』『セヴォードニャ』といったロシア語紙であることがわかる。ウクライナ語紙では 3 位に『スィリスィキ・ヴェスチ』が入っているものの、発行部数を鑑みるとウクライナ国内で読まれている新聞の過半数はロシア語であることが理解できよう。

[138] «Ситуация с русским языком на Украине очень тяжелая» 26.05.2013 (http://izvestia.ru/news/550950 2014 年 3 月 30 日閲覧)

表 5.4.1. ウクライナ国内の発行部数上位 12 位までの新聞とその使用言語[139]

名称	使用言語	発行部数
“Факти”『ファクティ』	ロシア語	600,000-623,000
“Сегодня”『セヴォードニャ』	ロシア語	700,000-150,000
“Сільські вісті”『スィリスィキ・ヴェスチ』	ウクライナ語	500,000-297.900
“Вечерние вести”『ヴェチェルニェ・ヴェスティ』	ロシア語 ウクライナ語	500,000-115,000
“Голос України”『ホロス・ウクライヌィ』	ロシア語 ウクライナ語	170,000-150,000
“Аргументы и факты в Украине”『アルグメントィ・イ・ファクトゥィ・ヴ・ウクライネ』	ロシア語	170,000-207,500
“Україна молода”『ウクライナ・モロダ』	ウクライナ語	163,000-163,650
“Киевские ведомости”『キエフスキエ・ヴェドマスチ』	ロシア語 ウクライナ語	148,000-162,000
“Урядовий кур’єр”『ウリャドヴィイ・クルエル』	ウクライナ語	130,000-60,593
“День”『ジェーニ/デニ』	ロシア語 ウクライナ語	62,000-65,400

[139] Бестер-Дільґер А. Мовна політика та мовна ситуація в Україні: аналіз і рекомендації, с.244 の表を元に筆者が作成。発行部数については情報源により若干の差が見られた。

名称	使用言語	発行部数
“Газета по-українськи” 『ガゼタ・ポ・ウクラインスキ』	ウクライナ語	60,000- 477,780
“Дзеркало тижня/ Зеркало недели” 『ゼルカロ・ティジニャ/ ゼルカラ・ニジェリ』	ウクライナ語 ロシア語	53,000- 48,000

テレビの「ウクライナ語放送」に至っては、それを明確に取り決める時間数をカウントすることは容易ではない。特に情報番組や視聴者参加型の番組では話者によって言語が切り替わることが頻繁にみられ、「ウクライナ語」のみで放送されている番組は多くはない。「放送法」の改正で全放送時間中のウクライナ語放送が占めるべきノルマが取り決められた際も、ロシア語放送にウクライナ語の字幕が付けられたものが「ウクライナ語放送」とカウントされたることもよくみられた。

マスメディアと使用言語という問題に関しては、各メディアでどの言語が用いられているかのみには留まらず、近年その内容に注目した研究も発表されている。クリクはメディアにおいてどの言語に関するどのようなイベントがニュースとして取り上げられるか、どう報道されるか分析している[140]。クリクによると各メディアにおいて、ウクライナ語は国の機能や関心の言語としてのみではなく社会の言語「陳腐なナショナリズム」の生産に貢献するような「基幹民族語」という役割を担っているという。

国語の使用促進に関する公式声明や政策の進展は通常はコメントなしに報道されているが、「ハリー・ポッター」のウクライナ語吹き替え版の公開や、ロシア語学校がその教授言語をウクライナ語にシフトする、といったウクライナ語に関わる社会・文化イベントのトピックは「ニュース」に値するものとして、ロシア語をはじめとする他の言語に関するものよりは多く取り沙汰されているとしている。一方で、ウクライナ語の発展が危ぶまれるようなトピック、例えばウクライナ語で出版された書籍発行部数がロシア語のそれと比して少数であるなどという内容のものは常態を逸脱するかのような重大な問

[140] 前述のマセンコとは対照的に、ヴォロディミル・クリクはウクライナにおけるロシア語擁護、ロシア語の推進を唱えようとする立場を明確にしている。Kulik, Ideologies of language use in post-Soviet Ukrainian media, pp.89-92.

題として提示されているというのだ。

このようなメディアの論調はクリクが名付けるところのこの「中道派のイデオロギー」を国中に適応させることに大きな貢献をしている[141]。彼のいう「中道派のイデオロギー」とは、まずウクライナ語が唯一の主要な「国家語」であり社会的な言語であること、更に同時にウクライナ語とロシア語という 2 つの主要な言語を受け入れる、という 2 つの役割の常態を生み出し確固たるものとすることで、現在ウクライナで放映されるニュースの多くがこれらを同時に可能にしているという[142]。

書籍出版に関しては、2013 年時点の現代ウクライナにおいてはロシア語出版物の数が増加しつつあるといわれている[143]。2013 年 8 月 1 日時点で 国内においてウクライナ語によるものは 14,318,800 点、ロシア語によるものは 12,983,400 点にのぼった。今年出版された書籍名称数は 13,653 点、全発行部数は 35,231,000 にのぼり、487 点のウクライナ語ロシア語二言語の書籍が出版された。ロシア語出版物の増加は 2010 年頃にみられ、当時は上半期のみでウクライナ語の出版物が 7,791,100 であったのに対し、ロシア語によるものは 7,963,700 にのぼった。2011-12 年にかけては全般的にウクライナ語の出版数はロシア語のものをわずかに上回っていたという。

5.5. 結論

国勢調査の結果をみると、ウクライナ国内における「ナショナリティ」がウクライナ人、「リードナ・モーヴァ」がウクライナ語であるという国民は多数派であるということになるが、より現実に即した調査結果や統計の結果に鑑みるならば、国勢調査の結果は必ずしもウクライナ社会の現実を示しているものとはいえない。民間団体、組織による調査結果が示しているのは「ナショナリティ」であれ「リードナ・モーヴァ」であれ日常の「コミュニケーション言語」であれウクライナ人かロシア人か、ウクライナ語かロシア語かという二者択一では捉えきれない複雑なウクライナ社会の様相である。その結果の中でも特にウクライナ語の「話者数」とその言語の肯定的措置となる言語政策に対

[141] Kulik, “Ideologies of language use in post-Soviet Ukrainian media” pp.89-92.
[142] Kulik, “Ideologies of language use in post-Soviet Ukrainian media,” pp.89-92.
[143] “В Украине стремительно растут тиражи книг на русском языке,” Украинский Бизнес Ресурс, 2013 年 8 月 2 日 http://ubr.ua/ukraine-and-world/society/v-ukraine-stremitelno-rastut-tiraji-knig-na-russkom-iazyke-243868

する賛同者数が大きく異なるという事実は特筆すべきであろう

また様々なデータを用い明らかになった人々を取り巻く状況は行政、教育でウクライナ語がロシア語よりも用いられている傾向が伺えたものの、それ以外の人々を取り巻く環境ではロシア語が優位であり、例えばウクライナ国内の書籍出版数ではその数はロシア語とウクライナ語の出版物の数は拮抗していたものの、そこにロシアからの「輸入品」を考慮に入れると新聞と同様にロシア語の出版物が多数を占めていることが容易に想像できよう。

次章では、まずこのような地域、また場面によって一様ではない言語状況が存在するウクライナの一都市として、首都であるキエフ市で 2006 年に実施したパイロット調査を基に考察をすすめる。5.2.2.2.でみたようにキエフ市はセンサスにおける民族・言語構成が比較的全国平均に近くまた首都であるため、当地の言語使用状況および言語意識を 1 つの指標として用いることは可能であると考えた。パイロット調査の結果を踏まえ、更に 2010 年にウクライナの 5 つの地域で実施した本調査の結果を用いて言語状況および言語意識を概観し、「新言語法」で地域住民中の話者数に応じ「地域語」という地位を与える根拠となっている「リードナ・モーヴァ」の解釈について考察する。

第 6 章　「リードナ・モーヴァ」の解釈

6.1.「リードナ・モーヴァ」解釈の可能性

ソヴェト時代から現代に至るまでこれまで多くの研究者が文化や言語について語るときに用いられる「ナショナリティ」や「ラドノイ・イズィーク」また「リードナ・モーヴァ」の術語としてのあいまいさ、またそのような設問に回答する際に生じる誤解の可能性を指摘している。国勢調査の結果や機関が実施した調査結果から「実際の言語使用や能力ではなく精神的なよりどころ」、また「理想化された回答」であることはよく知られている。前述の、塩川は民族語を「母語」とする者は公式統計では水増しされている傾向があることを指摘しており[144]、全体としてこのような傾向は確かであろうと推測される。一方で、日常的にどの言語を使用し、どのような言語意識を有する被験者がどの言語を「リードナ・モーヴァ」として選択し、回答しているかということについては未だ十分な研究はなされていない。言語使用に関する個人の趣向や選択のみではなく、「リードナ・モーヴァ」の選択の可能性も含め今後より詳細に明らかにされるべきである。

本章では筆者が 2006 年キエフ大学で実施したパイロット調査及び 2010 年にキエフ、ハルキウ、ドニプロペトロウシク、オデッサ、リヴィウで実施したアンケート本調査の結果をもとに、どのような言語的バックグラウンドを有する被験者が「リードナ・モーヴァ」を含む設問に対しどのような解釈をしているか、また被験者から得られる回答の選択にどのような傾向がみられるか分析を試みる。

6.2. パイロットスタディ概要と結果

2006 年 9 月初旬にキエフ大学東洋学部及び生化学部の学生、教員を対象にパイロット調査を実施した。調査票はウクライナ語で作成し一部を除き回答者による自由記述式とし、184 人から回答が得られた。うち「ナショナリティ」がウクライナ人であるとしたのは 169 人、全体の 8 割を女性が占め、約半数がキエフ市出身であり、1980 年前後に生まれた学生が大部分を占めている。本論ではインフォーマントのうち「ナショナリテ

[144] 塩川伸明『民族と言語』152-157 ページ。

ィ」がウクライナ人である 169 人を分析の対象とし、ここでその結果を概観しておく[145]。

6.2.1.「リードナ・モーヴァ」と“mother tongue”

ウクライナ人 169 人のうち、「リードナ・モーヴァ」がウクライナ語であるとしたのは 127 人（75.1%）、ロシア語であるとしたのは 34 人（20.1%）、またウクライナ語とロシア語の両方が「リードナ・モーヴァ」であるとしたのは 8 人（4.7%）であった[146]。インフォーマントによる「リードナ・モーヴァ」の解釈を分析するため、別にスクトゥナブ・カンガスが mother tongue の解釈としてあげている「幼少期の言語」[147]「両親と話す言語」[148]「最もよくできる言語」149という項目を設けた。「幼少期の言語」をウクライナ語と回答したのは 62 人（36.7%）、ロシア語であると回答したのは 79 人（46.7%）、ウクライナ語とロシア語両方が 27 人（15.9%）、その他の言語とするものが 1 人であった。「リードナ・モーヴァ」をウクライナ語とする結果と比べウクライナ語を「幼少期の言語」とする者はかなり少なく、ロシア語、またウクライナ語とロシア語の両方をあげたものが多くみられた。また設問「両親と話す言語」の結果も「リードナ・モーヴァ」の結果とは異なるものであり、「両親と話す言語」としてウクライナ語のみをあげた人は 74 人（43.8%）、ロシア語のみをあげたのが 82 人（48.5%）、ウクライナ語とロシア語の両方であるとしたのが 13 人（7.7%）であった。そして設問「最もよ

---

[145] 大学という場である以上、留学生を含む「外国人」は少なからずみられたが、パイロットスタディでは「ナショナリティー」とは別に「国籍」を問う項目は設けなかったことを付記しておく。

[146] 調査票における質問は“Яку мову Ви вважаєте рідною?” 本調査は記述式のため、一言語しか選択できない国勢調査の結果と比較することはできないものの、参考に 2001 年ウクライナ国勢調査のキエフ市における結果をあげると、ウクライナ人（全体の 82.8%を占める）のうちウクライナ語「母語話者」は 70.5%であり、ロシア語を「母語話者」が 11.7%と 2006 年時のパイロット調査結果の方がウクライナ語「母語話者」が多い。

[147] 調査票における質問は“Якою мовою Ви розмовляли в дитинстві ?”
これはスクトゥナブ・カンガスによる“mother tongue”解釈のうち“origin”「初めて話した言語」に相当するものとして作成した。

[148] 調査票における質問は“Якою мовою Ви розмовляєте з батьками?”
これは最も身近なコミュニケーションに用いるという意味でスクトゥナブ・カンガスによる“mother tongue”解釈のうち“function”「機能・使用」に相当するものとして作成した。

[149] 調査票における質問は“Якою мовою Ви володієте найкраще?”
スクトゥナブ・カンガスによる“mother tongue”解釈のうち“competence”「駆使能力」に相当するものとして作成した。

くできる言語」としてウクライナ語のみをあげた人は 60 人（35.5%）、ロシア語のみをあげたのは 62 人（36.6%）、ウクライナ語とロシア語の両方をあげたのは 40 人（23.7%）であり、また「最もよくできる言語」を「スルジク」とする回答が一例あった。「幼少期の言語」「両親と話す言語」「最もよくできる言語」のいずれの結果も「リードナ・モーヴァ」を質問したときの結果とは明らかに異なるものであった。

「リードナ・モーヴァ」として自認している言語を「幼少期の言語」としていない者や「両親と話す言語」としていない者、また「最もよくできる言語」としていない回答者が存在することから、「幼少期の言語」「両親と話す言語」「最もよくできる言語」と「リードナ・モーヴァ」の関連性の強弱を明らかにする必要がある。そこでインフォーマント全員の回答結果を用いてこれらの設問におけるクラメール連関係数 V を算出した[150]。

表 6.2.1.1. 2006 年調査における「幼少期の言語」「両親と話す言語」「最もよくできる言語」「リードナ・モーヴァ」のクラメール連関係数 V

	全回答を含めた場合	回答をウクライナ語とロシア語に限定した場合
「幼少期の言語」と「両親と話す言語」	0.6225332	0.9446087
「幼少期の言語」と「最もよくできる言語」	0.5328158	0.8549176
「両親と話す言語」と「最もよくできる言語」	0.4689827	0.8635039
「幼少期の言語」と「リードナ・モーヴァ」	0.3975183	0.5116942
「両親と話す言語」と「リードナ・モーヴァ」	0.4316238	0.5506544
「最もよくできる言語」と「リードナ・モーヴァ」	0.3990848	0.5181318

全ての被験者の回答を用いて算出すると「幼少期の言語」と「両親と話す言語」の関連性が最も強く、続いて「幼少期の言語」と「最もよくできる言語」、「両親と話す言語」と「最もよくできる言語」が続く。「リードナ・モーヴァ」と「幼少期の言語」、「リードナ・モーヴァ」と「両親と話す言語」、「リードナ・モーヴァ」と「最もよくできる言語」もやや強い相関があるものの、「リードナ・モーヴァ」を除く設問結果の関連の強度に比べれば若干弱いものといえる。各設問の回答をウクライナ語とロシア語に限定し

[150] クラメール連関係数は関連性の強弱を明らかにするもので 0(関連性無し)－1(完全に一致)の間で表される。

再度クラメール連関係数を算出するとその差はより明確であり、「幼少期の言語」「両親と話す言語」「最もよくできる言語」のそれぞれの連関係数は 0.85 以上で非常に強い関連性が認められるものの、「リードナ・モーヴァ」とそれ以外の設問結果の連関係数は 0.5 ほどである。

このクラメール連関係数の結果は、回答者の多くが「幼少期の言語」と「両親と話す言語」、「最もよくできる言語」として同一の言語を回答する傾向にあるものの、一方の「リードナ・モーヴァ」は“mother tongue”と同一の言語が回答されないということを示すものである。

「リードナ・モーヴァ」として「幼少期の言語」「両親と話す言語」「最もよくできる言語」とは異なる言語が回答される可能性は、ウクライナ語「母語話者」数が多数を占めていても「幼少期の言語」や「両親と話す言語」「最もよくできる言語」の設問でウクライナ語を回答する者が「母語話者」と比較して少ないことからも示唆されていた。このような理由から「リードナ・モーヴァ」と「幼少期の言語」「両親と話す言語」「最もよくできる言語」の関連度はその「リードナ・モーヴァ」とする言語に応じて異なると考えられる。そこでウクライナ語「母語話者」とロシア語「母語話者」の「幼少期の言語」「両親と話す言語」「最もよくできる言語」の結果を対比して分析しておきたい。

表 6.2.1.2.　2006 年調査における「リードナ・モーヴァ」の言語と「幼少期の言語」

「幼少期の言語」	ウクライナ語 「リードナ・モーヴァ」	ロシア語 「リードナ・モーヴァ」
ウクライナ語	61 人　(48.3%)	1 人　(2.9%)
ロシア語	42 人　(33.0%)	30 人　(88.2%)
ウクライナ語とロシア語	23 人　(18.1%)	3 人　(8.8%)

表 6.2.1.3.　2006 年調査における「リードナ・モーヴァ」の言語と「両親と話す言語」

「両親と話す言語」	ウクライナ語 「リードナ・モーヴァ」	ロシア語 「リードナ・モーヴァ」
ウクライナ語	74 人　(58.3%)	0 人
ロシア語	44 人　(34.6%)	33 人　(97.0%)
ウクライナ語とロシア語	9 人　(7.1%)	1 人　(2.9%)

表 6.2.1.4.　2006 年調査における「リードナ・モーヴァ」の言語と「最もよくできる言語」

「最もよくできる言語」	ウクライナ語 「リードナ・モーヴァ」	ロシア語 「リードナ・モーヴァ」
ウクライナ語	59 人　(46.5%)	2 人　(3.9%)
ロシア語	31 人　(24.4%)	28 人　(82.4%)
ウクライナ語とロシア語	31 人　(24.4%)	4 人　(14.3%)

表 6.2.1.2.-6.2.1.4.からウクライナ語は「リードナ・モーヴァ」として多くのインフォーマントに選ばれているが、そのウクライナ語を必ずしも「幼少期の言語」とみなしているわけでもなければ、最も近い存在である両親とのコミュニケーションに使用されているわけでもなく、「最もよくできる言語」がウクライナ語であるというわけでもない。逆にいうなら、ウクライナ語は「幼少期の言語」でなくとも、両親とのコミュニケーションに用いなくとも、「最もよくできる言語」ではなくとも、「リードナ・モーヴァ」になりうるのである。これはウクライナ語「母語話者」の「リードナ・モーヴァ」観念の特殊性に由来するものと思われる。すなわち先行研究で論じられてきたウクライナ語「母語話者」の水増しとも捉えられるもので、アレルの二分類に当てはめるならば、「個人のもの」である“mother tongue”ではなく「集団のもの」である“native language”として「リードナ・モーヴァ」が理解されていることを示している。

確かにアレルはウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」には“native language”の意味で解釈されやすい傾向があることを論じてはいるが、他方の“mother tongue”がどのように存在しているのかについては具体的に示してはいない[151]。本調査結果で明らかになった「幼少期の言語」「両親と話す言語」「最もよくできる言語」の強い関連性はこれらをひとつのものとして解する捉え方、すなわちアレルのいう“mother tongue”という概念が、ウクライナ人の解する「リードナ・モーヴァ」とは必ずしも同一ではない言語を提示するものとして受け入れられるという素地を示すものといえよう。また「リードナ・モーヴァ」が何語であるかに関わらず「幼少期の言語」「両親と話す言語」「最もよ

[151] 子供時代から話している言語も最もよくできる言語もロシア語であってもロシア人ではないので「リードナ・モーヴァ」はウクライナ語とするキエフの大学生らの「リードナ・モーヴァ」が“mother tongue”と解釈されない例をあげるにとどまっている(Arel, Interpreting “Nationality” and “Language” in the 2001 Ukrainian Census, p.240)。

くできる言語」がほぼ一致していることから、この“mother tongue”は「リードナ・モーヴァ」から独立した概念として存在しうるものと考えられる。

一方、既にウクライナ人ロシア語「母語話者」は「リードナ・モーヴァ」を「個人のもの」であるこの“mother tongue”と捉えている。彼らの「リードナ・モーヴァ」解釈は「集団のもの」である国家やウクライナ民族への帰属を示す“native language”から自由であることから、これまで指摘されてきた“native language”とは別に「リードナ・モーヴァ」を“mother tongue”と解釈するインフォーマントにも注意を向ける必要がある。言語態度を問う調査項目において「リードナ・モーヴァ」をロシア語とする回答者は「ウクライナ人であるならばウクライナ語は義務的である」という項目に賛同しない傾向がみられたことから[152]、彼らは意識的に自民族の言語であるウクライナ語を「リードナ・モーヴァ」とすることを避け、個人の言語使用に立脚して「リードナ・モーヴァ」を“mother tongue”と解釈しているといえよう。

6.2.2. 2006 年パイロット調査における言語使用と言語意識

パイロット調査では言語的属性、使用を問うもののみに留まらず、彼らが抱く意識に就いても質問項目を設けた。ここで結果を概観してみよう。

表 6.2.2.1.テレビを見る言語、インターネットで使用する言語

	ロシア語	ウ、ロ両言語	ウクライナ語
テレビ番組を見る	23 (12.5%)	126 (68.5%)	31 (16.8%)
インターネットで用いる	62 (33.7%)	84 (45.7%)	18 (9.8%)

[152] 殆どのインフォーマントがウクライナ語を「ウクライナ人であるならば義務的な言語」であるとしている（143 人(84.6%)が肯定的に回答）ゆえ、これを選ばなかったインフォーマントは非常に興味深い傾向を示すものとなりうる。選ばなかったインフォーマントを「リードナ・モーヴァ」別にみると、ウクライナ語「母語話者」が 12 人（ウクライナ語「母語話者」の 9.4%）、ロシア語「母語話者」が 11 人（ロシア語「母語話者」の 32.4%）であった。ロシア語「母語話者」の方がウクライナ語「母語話者」よりも「ウクライナ人であるならばウクライナ語は義務的である」ということに否定的であるという傾向は、カイ自乗検定で確認したところ（p-value = 0.01147＜0.05）統計的に有意なものであった。「ウクライナ人であるならばウクライナ語を話せなければならない」というのは、「母語」を“native language”と解釈し「民族語」を回答するということに近いものである。よってここでもロシア語「母語話者」が「リードナ・モーヴァ」解釈をめぐって“native language”のイデオロギー性から自由であることが示された。

表 6.2.2.2. 混合語と「スルジク」の使用

	1	2	3	4	5	平均値
混合語を使用する いつも使用する(1)-決して使用しない(5)	3	21	62	59	34	3.557065
混合語使用に対し肯定的(1)-否定的(5)	0	10	16	56	100	4.352459
スルジク使用に対し肯定的(1)-否定的(5)	1	4	9	35	132	4.618785

表 6.2.2.3. 言語意識

	ウクライナ語	ロシア語
仕事に必要	75 (40.76%)	26(14.3%)
高等教育に必要	66 (35.87%)	45 (24.46%)
権威ある言語	26 (14.13%)	22 (11.96%)
都市の言語	28 (15.22%)	43 (23.37%)
田舎の言語	13 (13.04%)	2 (1.09%)
自由に話せる言語	74 (39.19%)	134 (72.83%)
ウクライナ人であるなら 話せなければならない	157 (85.33%)	–[153]

表 6.2.2.3 のようなそれぞれの言語に対する意識はどのようなインフォーマントによりもたらされるのか分析するため、ウクライナ語、ロシア語に対する個々人の意識とインフォーマントの言語的属性との関連をみた。すると、「ウクライナ語が大学教育に必要である」という項目の選択は「両親と話す言語」、また「最もよくできる言語」の選択と関連があり、ウクライナ語のみで両親と話したり、最も良くできる言語としてウクライナ語のみを挙げたインフォーマントはその他のインフォーマントに比べ、大学教育にウクライナ語が必要であるとしている[154]。ウクライナ語が仕事に必要であるという項目の選択は最もよくできる言語の選択と関連があり、興味深いことにロシア語のみを最もよくできる言語としてあげた人が他の人よりもウクライナ語が仕事に必要であるとする傾向がみられた[155]。

---

[153] ロシア語に関するこの質問は問われなかった。

[154] 両親と話す言語との関連では X-squared=10.4546,df=3,pvalue=0.01579 で $p<0.05$ で有意な差が認められ、最もよくできる言語との関連も X-squared=14.0855,df=5,p-value=0.01508 で $p<0.05$ で有意な差が認められた。

[155] ウクライナ語が仕事に必要という項目に対する選択と最もよくできる言語の選択ということに関しカイ自乗検定の結果、X-squared = 6.5192, df = 2, p-value = 0.0384 で有意な差が認められた。

メディアにおける言語使用に関し、テレビとインターネットにおける言語選択に注目すると、テレビを見る際はウクライナ語がより多く選択され、インターネットではロシア語が選択される傾向が明らかである[156]。テレビをどの言語でみるかという選択と最も良くできる言語の選択に関連がみられ、ウクライナ語が最もよくできるというインフォーマントはウクライナ語の番組を視聴していると回答している（$p<0.05$）[157]。ウクライナ語意識との関連では、ウクライナ語がウクライナ人であるなら義務的とした人や権威があるとした人はそうでない人よりもウクライナ語番組を視聴する傾向がみられ[158]、逆にウクライナ語が田舎っぽいとしたインフォーマントはロシア語で視聴する傾向がみられた[159]。またロシア語意識との関連では、仕事に必要であるという項目の選択と関連がみられ、ロシア語が仕事に必要とした人はそうでない人よりもロシア語で視聴する傾向がみられた[160]。テレビを視聴する際の言語とインターネットを使用する際の言語選択の差は、インターネットの言語がテレビのように制限されていないことに加え、視聴という受動的なものに留まらずインターネットが有するよりコミュニカティブで能動的な使用の可能性に由来すると考えられる。インターネットでの言語使用と関連がみられたのは「リードナ・モーヴァ」と混合語使用に関する意識で、両方の言語を「リードナ・モーヴァ」としている人は他の人よりも比較的ウクライナ語でインターネットを使用する傾向にあり、ロシア語を「リードナ・モーヴァ」とした人はロシア語で使用する傾向がみられた[161]。

混合語の使用に対する意識に関し、インターネットで使用する言語としてウクライナ語のみを挙げたインフォーマントはそうではない者に比べ混合語使用について否定的に

---

[156] ウィルコクソンの符号順位検定から W = 18622, p-value = 1.397e-06、テレビと比較し、インターネットではロシア語が選択される傾向があるといえる。

[157]分散分析の結果 F=4.1897,num df=2.000,denom df=109.348, p-value=0.01765 となり有意な差が認められた。

[158]分散分析の結果 F=6.8674, num df=1.000, denom df=32.21, p- value=0.01328 で $p<0.05$ から有意な差が認められた。ウクライナ語が権威あるという項目との関連では F=9.0399, num df=1.000, denom df=37.447, p-value=0.004598 で $p<0.01$ から有意な差が認められた。

[159] ウクライナ語が田舎っぽいという項目との関連は F=5.5946, num df=1.000, denom df=46.173, p-value=0.02227 で $p<-0.05$ から有意な差が認められた。

[160]分散分析の結果 F=4.3013, num df=1.000, denom df=126.545, p-value=0.04011 が得られ、有意な差が認められた。

[161]分散分析の結果 F=5.6187, num df= 2.00, denom df=18.36, p-value=0.01248 で有意な差が認められた。

捉えている傾向がみられた[162]。また、ウクライナ語とロシア語を混ぜて話すことがあるか、という質問の回答と「リードナ・モーヴァ」の選択で関連がみられ、両方の言語を「リードナ・モーヴァ」とした人は他の人に比べ混ぜて話すことは少ないと回答している[163]。同様に両親と話す言語との関連もみられ、ロシア語で両親と話すと回答した人は混ぜて話すことが他の人より多い傾向がみられる[164]。

また混合語の使用に対する意識に関し、両親と話す言語としてロシア語のみを挙げたインフォーマントは他の被験者に比べ混合語使用について肯定的に捉えている傾向がみられた。

混合語に対する意識と両親と話す言語、また他の言語的属性のに加え、ロシア語への意識に関するいくつかの項目の選択と関連がみられた。ロシア語が大学教育に必要と考えている人はそうでない人と比較し混ぜて話すことは少ないと回答している[165]。同様にロシア語が仕事に必要だと考えている人とそうでない人でも混ぜて話す傾向が異なり、ロシア語が仕事に必要だと考えている人は混ぜて話すことは少ない傾向が見られた[166]。

以上の関連を踏まえ、次節ではパイロット調査結果からインフォーマントの言語使用、意識そして「リードナ・モーヴァ」解釈に関する考察を試みよう。

6.2.3. 2006 年パイロット調査結果の考察

まず「リードナ・モーヴァ」と言語的属性、言語イメージから明らかなのは、キエフにおける学生たちには大学教育や仕事といった公的場面ではウクライナ語の必要性が認識され、ウクライナ語習得およびその使用に対する義務感を感じ、「リードナ・モーヴァ」としてウクライナ語があげられるものの、「幼少期に話していた言語」や「両親と話す言語」また「友人と話す言語」ではロシア語が選ばれ、テレビとは異なり言語的な選

---

[162]分散分析により F=3.5287, num df=2.00, denom df=56.19, p-value=0.03601 から有意な差が認められた。
[163] F=3.7307, num df=2.000, denom df=18.942, p-value=0.04305
[164]分散分析の結果 F = 3.4132, num df = 2.00, denom df = 38.86, p-value = 0.04309 で有意な差が認められた。
[165]分散分析の結果、F = 4.2674, num df = 1.000, denom df = 33.932, p-value = 0.04656 で有意差が認められた。
[166] 分散分析の結果、 F = 4.0189, num df = 1.000, denom df = 79.043, p-value = 0.04842 で有意な差がみられた。

択の幅がより広いインターネットというメディアとの関わりにおいてはロシア語が選択される傾向があるということだ。調査人数が少ないゆえ断定はできないものの、2006 年の調査時においてキエフの学生の言語使用は公的場面ではウクライナ語、私的場面ではロシア語が優勢となるダイグロシアであったという可能性がある。これはテレビとインターネットにおける言語使用の差から、何らかの規制がなされている分野ではウクライナ語が、規制がない場ではロシア語が好んで用いられていた、とも考えられる。

混合語の使用、それに対する意識ではロシア語意識やロシア語話者との関連で有意な差がみられたものが多くあったことから、分析結果を論拠とし、5.3.2.の「社会調査基金」の調査結果で明らかになっていた「ウクライナ語話者」が多数を占めるにも拘らず、海外映画のウクライナ語への吹き替えの義務化に反対するものも同時期の同機関による調査であるのにこちらも多数を占めていたというウクライナにおける「ロシア語話者」と「ロシア語擁護者」の不一致を以下で考えてみよう。

パイロット調査の結果明らかになったのは、

1)ウクライナ語のみをインターネットで使用する人は混合語使用に対し比較的否定的。
2)両親とロシア語のみで話す人は混合語を比較的使用しない一方、混合語使用に対し比較的寛容。
3) 「リードナ・モーヴァ」としてウクライナ語とロシア語の両方をあげた人は混合語を比較的使用しない。
4) 「両親と話す言語」としてウクライナ語とロシア語の両方をあげた人は混合語を比較的使用する一方で、混合語使用に関しては否定的。
5)ロシア語が大学教育に必要であると回答した人は混合語を比較的使用する。
6)ロシア語が仕事に必要であると回答した人は混合語を比較的使用する。

ということであった。

両親とロシア語のみで話す人は混合語を比較的使用しない一方でそれに対する意識は寛容であった。一方で 「両親と話す言語」としてロシア語とウクライナ語の両言語をあげた人は混合語使用に関し最も否定的であるが、比較的使用すると回答している。両言語を「リードナ・モーヴァ」とする人は混合語使用が少ないと回答しており、これらのインフォーマントは両親とロシア語のみで話すが、ウクライナ語を義務的と感じている

人たちであり、両言語で両親と話すインフォーマントをほとんど含んでいなかった。またロシア語の公的場面における必要性を感じている人は混合語を比較的使用していると回答しており、ロシア語話者（特にロシア語を両親と話す言語としてロシア語をあげているインフォーマント）と公的場面におけるロシア語の必要性を感じている者との混合語使用に関し少なからず差がみられる。よって少なくとも 2006 年パイロット調査のインフォーマントの間では公的場面におけるロシア語の必要性を感じているロシア語の擁護者とロシア語話者は混合語の使用とそれに対する意識において違いがみられる、ということになる。

ウクライナ語が大学や仕事に必要であるか否かという選択は使用言語（「両親と話す言語」）や言語能力（「最もよくできる言語」）と関連がみられたが、ロシア語に関しては有意な差はみられなかった。これはウクライナ語の公的使用はウクライナ語話者により支持されているのに対し[167]、ロシア語の公的使用を後押しするのがロシア語使用者に限定されないということであり、ロシア語の公的使用は混合語を比較的使用する人たちにより支持され、それは「ロシア語話者」とイコールではないということを示唆している。ウクライナ語に関しては「リードナ・モーヴァ」をウクライナ語とする者が必ずしもウクライナ語使用者ではないことが指摘されているが、ロシア語に関してはその擁護者、もしくは公的場面における必要性を感じている人が必ずしもロシア語使用者であるというわけではなく、それはウクライナ語「母語話者」が多くカウントされたり、ウクライナ語能力が過大に自己申告されることの裏返しとして、必然的に生じたウクライナ語話者を自認しつつウクライナ語の義務化に反対したりロシア語の公的使用を支持する層が存在するゆえ、ということになる。これは 5.3.2.でみたようなある言語の「話者数」とその言語に対する肯定的な政策の支持者数の乖離を説明しうるものである。

ウクライナにおけるバイリンガル話者の数が多いことは前述したが、本調査でもほぼ全てのインフォーマントが複数の設問により両言語を用いていることが判明した。このような二言語の使用が言語の混合の危険性を増すことは否定できない。しかし実際に混合語を比較的使用する傾向があるという結果になったのは、両親と二言語で会話する、のように特定のある場面で、また特定のある相手に対し二言語を用いている場合である

[167] 例えばウクライナ語が「権威ある」としたインフォーマントは、幼少期にウクライナ語のみで話していたインフォーマントに多いという傾向がみられ、カイ自乗検定の結果有意な差が認められた。

ことが考えられる。興味深いことに、上記の混合語を比較的使用しない「両親とロシア語で話し」「『リードナ・モーヴァ』としてウクライナ語とロシア語の両方をあげる」被験者は重複している。つまり彼らはロシア語で両親と話すが「リードナ・モーヴァ」としてロシア語と「ウクライナ人だから」ウクライナ語を同時にあげているのであり、ドメインによってはウクライナ語が用いられるものの（例えば大学の先生と話す言語等）限られた範囲内に留まり言語使用はロシア語優位で安定していると考えられる。

一方、両親と二言語で話す、というようにある一つの決まった場面、特定の相手に対し二言語を用いる人は日常的に二言語を用いているため、場面による使い分けが完全ではないと予想される。それが結果的に比較的混合が起こりやすいという傾向に繋がったのではないだろうか。パイロット調査の項目「あなたが自由に話せる言語」として、一般市民より高いウクライナ語能力が期待されるキエフ大学の学生にとってもロシア語の方が多く「習得されている」と回答されていることから、ウクライナ語よりもロシア語の習得度が高いと考えられ、混合語を比較的使用する傾向にある人はこの「より習得されている」と予想されるロシア語の使用機会を奪われることに敏感であると考えられる。このような層の存在が 5.3.2.でみたロシア語第二国家語化や外国映画のウクライナ語吹き替えというような議論の際に、結果的に「ロシア語話者」数を上回る「ロシア語支持者」の数として表出するものと考えられる。

パイロット調査はその調査対象がウクライナ語での受験を経てかつ入学後も主としてウクライナ語が使用されるキエフ大学の学生であるため、ウクライナ語能力の過大自己申告は他の調査で心配されるほどではないと考えられる。一方で他の調査で明らかにされている「ロシア語話者」数を上回るロシア語の公的使用の支持者やウクライナ語の独占的な地位への反対者の存在に関し、言語の混合使用と人々の言語意識からその理由を導きだしたことに変わりはない。

ロシア語の地位や第二国家語化が議論の俎上に上がるとき、2012 年の「言語政策基本法」制定以前にはウクライナの法基準ではまず「ロシア語話者」数を拠り所とするのではなく、民族的ロシア人のパーセンテージが論拠とされ持ち出されてきた。さらに「ロシア語話者」という基準に至ったとしても多くの場合「母語話者」がカウントされることになり、ウクライナにおいては「ウクライナ語話者」が水増しされることを考慮に入れると、「ロシア語話者」は相対的に少なく数えられていた。軽蔑的なタームとして認識されている「スルジク」に象徴されるように、二言語の混合は嫌われ、正確さやその標

準変種の使用に注意をはらう傾向は対話者と異なる言語で話す「ノン・アコモデーション・バイリンガリズム」とよばれる現象を生み、日常生活のみならずメディアや公的場面でも広くみられるようになっている[168]。

正しいウクライナ語と正しいロシア語を志向する風潮にはウクライナ語かロシア語か、という二者択一式の調査方法は適しているともいえ、例えば不十分な言語能力や混合語使用を隠すのには役立つともいえよう。一方でパイロット調査の結果でみられた「両親と両言語で話す」という回答のように場や相手に依存しない二言語使用は言語の混合の可能性と密接に関わり、結果的に「ロシア語話者」ではない「ロシア語支持者」となって現れる可能性が考えられる。5.3.2.で言及したウクライナ中部地域でみられたウクライナ語話者が過半数を超えるのにウクライナ語の字幕に関する判決に過半数が反対するような現象は、パイロット調査の結果を踏まえるとウクライナ語化が進められればすすめられるほど、また言語の標準や正しさへの志向がされればされるほど過小に申告される「ロシア語話者」とそれに釣り合わない数を占めるロシア語擁護者として今後も顕著に現れてくると予想される。

6.2.4. 「リードナ・モーヴァ」と「矛盾回答」

ウクライナの言語問題を研究対象に据え、使用言語、実施地域、回答者数に違いはあるものの、これまで本論文で扱うパイロット調査及び本調査を含め 2004 年から 2010 年にかけウクライナ国内において 3 度アンケート調査を実施してきた。いずれの調査においてもその主要目的は彼らの「リードナ・モーヴァ」とその解釈であったが、いずれの調査においても「リードナ・モーヴァ」という語の解釈に矛盾が見られる回答がいくらかみられた。このような「リードナ・モーヴァ」に関わる回答を本論文では「矛盾回答」とし、インフォーマントの一様ではない「リードナ・モーヴァ」解釈を見る一端として分析の対象とする。

アンケートでは「あなたのリードナ・モーヴァは何語ですか」という直接「リードナ・モーヴァ」を問う設問の他に「リードナ・モーヴァ以外に使用できる言語」[169]を問

[168] Bilaniuk, “Language in the balance: the politics of non-accommodation on bilingual Ukrainian–Russian television shows,” pp. 105-107.
[169] 調査票の質問は “Якою мовою Ви володієте крім рідної мови?”

う項目を設けた。これは「リードナ・モーヴァ」として回答した言語以外の言語能力を問うものであるが、間接的に「リードナ・モーヴァ」を再び問うことになり、この設問の回答は結果的にインフォーマントによる「リードナ・モーヴァ」解釈の曖昧さを露呈するものとなっている。

インフォーマントの大部分は言語使用領域、また受動的か能動的かという点において若干の違いはあるものの、日常生活でウクライナ語とロシア語の両方を使用するバイリンガルである[170]。しかし「リードナ・モーヴァ」としてウクライナ語のみを提示したインフォーマントが「リードナ・モーヴァ以外に使用できる言語」としてロシア語をあげなかったり、ロシア語を「リードナ・モーヴァ」とするインフォーマントが「リードナ・モーヴァ以外に使用できる言語」にウクライナ語をあげないという現象がみられた。これは質問の文脈が異なれば「リードナ・モーヴァ」ということばの捉えられ方が異なるということを示唆するもので、本論文ではこのような例を「リードナ・モーヴァ」解釈に矛盾が見られた回答という意味で「矛盾回答」と呼ぶことにする。「矛盾回答」の多くは「リードナ・モーヴァ以外に使用できる言語」という質問で用いられる「リードナ・モーヴァ」には単に「リードナ・モーヴァ」を直接問う場合には提示しない言語も含まれてしまった結果として起こるものであると考えられる。この「矛盾回答」は通常の分析過程においては「無効」となる回答であるが、このような回答数がかなり多く、この「矛盾」をする回答者はあるカテゴリーに偏っている傾向が見出されたため「無効」とはせず分析対象に用いることとする。

ここで「矛盾回答」が起こりうる要因として、次の 4 点が考えられる。

1）ウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」という語が“mother tongue”も“native language”も示しうる多義性を有しており、文脈により一様ではない解釈が可能となっている

2）個人の言語アイデンティティそのものに曖昧さがみられ、「リードナ・モーヴァ」を回答する際にその曖昧さが露呈する

[170] アンケート調査では「両親と話す言語」の他、「友人と話す言語」「先生と話す言語」「お祈りする言語」「何語でテレビを見るか」「何語でインターネットを使用するか」という項目を設けた。その結果、インフォーマントのほぼ全員が何らかの形でウクライナ語とロシア語を使用していた。

3)「スルジク」を初めとする混合語等、ウクライナ語なのかロシア語なのか、回答としてどの言語を挙げるのが適切なのかわからない

4) ウクライナ語、ロシア語のうち「リードナ・モーヴァ」ではない他方の言語を使用はしているが「使用できる、習得している」とは提示したくない

以上の要因を踏まえ、2006 年のキエフでのパイロット調査結果をみてみよう。

調査地がキエフ市ではあるものの、出身地や民族言語的背景が多岐にわたり、かつウクライナ語の知識は必須である大学生というある意味特殊なカテゴリーが対象であったことを考慮に入れるならば、上記「矛盾回答」の要因のうち 1) 及び 2) が主だった原因であることが予想される。

パイロット調査では全回答者 184 人中 54 例の「矛盾回答」がみられた。うち「ナショナリティ」がウクライナ人である 169 人のインフォーマント中の「矛盾回答」51 例に限定し、分析を試みた。まず矛盾を有する回答をしたインフォーマントがどのように自己の「リードナ・モーヴァ」を回答しているかに注目し分類すると表 6.6.1.のようになる[171]。

表 6.2.4.1　2006 年調査における「矛盾回答」と「リードナ・モーヴァ」

「リードナ・モーヴァ」	ウクライナ語	ロシア語	両方
矛盾回答数	32（25.9%）	17（50%）	2（25%）

ここから、ロシア語「母語話者」に顕著に高い割合で「矛盾回答」が見出されることがわかる[172]。

しかし、これまでの調査結果からも明らかなように、ウクライナ語「母語話者」の「リードナ・モーヴァ」は必ずしも「幼少期の言語」や「両親と話す言語」「最もよくできる言語」と一致するのもではなかった。よってウクライナ語「母語話者」のこれらの下位分類を含めた「矛盾回答」数の分類を表 6.2.4.2-6.2.4.4 に示す。

[171] 括弧内の数字は「矛盾回答」数を該当の「母語」話者数で割ったものである。

[172] ロシア語「母語」話者に「矛盾回答」が多いという傾向は、「矛盾回答」をしたインフォーマントの「母語」をウクライナ語とロシア語に限定しカイ二乗検定を行った結果 p-value = 0.0484 が得られ、$p < 0.05$ から統計的に有意なものである。

表 6.2.4.2　2006 年調査における 矛盾回答と「幼少期の言語」

「リードナ・モーヴァ」	ウクライナ語			ロシア語	両方
幼少期の言語	ウクライナ語	ロシア語	両方	―	―
矛盾回答数	8(13.1%)	16(38.9%)	8(34.78%)	17(50%)	2(25%)

表 6.2.4.3.　2006 年調査における 矛盾回答と「両親と話す言語」

「リードナ・モーヴァ」	ウクライナ語			ロシア語	両方
両親と話す言語	ウクライナ語	ロシア語	両方	―	―
矛盾回答数	10（13.5%）	20(45.5%)	2（22.2%）	17(50%)	2(25%)

表 6.2.4.4.　2006 年調査における 矛盾回答と「最もよくできる言語」

「リードナ・モーヴァ	ウクライナ語				ロシア語	両方
最もよくできる言語	ｳｸﾗｲﾅ語	ロシア語	両方	その他	―	―
矛盾回答数	7(11.9%)	14(45.1%)	7(22.6%)	4(66.7%)	17(50%)	2(25%)

上の表から明らかなように、ウクライナ語「母語話者」であっても「幼少期の言語」や「両親と話す言語」「最もよくできる言語」としてロシア語のみを回答している場合、ウクライナ語のみを回答する場合に比べ、矛盾回答が生じやすい傾向がみられる[173]。このような「矛盾回答」は、決して大きくはない規模のパイロット調査でもかなりの頻度でみられたことから、おそらく一般的にもかなりの確率でみられるものであろうと予想できる。一方で、ロシア語を「リードナ・モーヴァ」とするインフォーマント、またロシア語を “mother tongue”とする者により高い頻度で矛盾回答がみられたという結果

[173] 「幼少期の言語」をロシア語と回答したインフォーマントに多く「矛盾回答」がみられるという傾向が統計的に有意なものであるか検証すべく、「矛盾回答」をしたインフォーマントの「幼少期の言語」をウクライナ語とロシア語に限定しカイ二乗検定を行った。結果 p-value = 0.01796 が得られ、$p < 0.05$ から統計的に有意であるといえる。また「両親と話す言語」をロシア語と回答したインフォーマントに多く「矛盾回答」が見られるという傾向が統計的に有意なものであるか検証すべく、「矛盾回答」をしたインフォーマントの「両親と話す言語」をウクライナ語とロシア語に限定しカイ二乗検定を行った。その結果 p-value = 0.001518 が得られ、$p < 0.05$ からは統計的に有意であるといえる。更に「最もよくできる言語」としてロシア語のみをあげたインフォーマントに「矛盾回答」が多く見られるという傾向が統計的に有意なものであるか検証すべく、「最もよくできる言語」をウクライナ語とロシア語に限定カイ二乗検定を行った。結果として p-value = 0.002279 が得られ、$p < 0.05$ から統計的に有意であるといえる。

は、ウクライナにおけるロシア語話者とウクライナ語話者では「リードナ・モーヴァ」解釈のなされ方が一定ではなく、異なるものである可能性があることを示唆しているといえよう。ロシア語話者に多く「リードナ・モーヴァ」解釈の不安定さ、ゆらぎがみられるという結果から、ロシア語話者が多い地域において「矛盾回答」が多くみられるのではないか、更には地域の言語状況の差異はその地域の人々の「リードナ・モーヴァ」解釈にも影響を与えているのではないか、という仮説が立てられる。この仮説を実証すべく、本調査を次に示すようにウクライナ国内の異なる 5 つの地域で実施した。

6.3. 本調査概要

本調査は 2010 年 5 月 18 日から 6 月 9 日にかけ、首都のキエフ、東部地域ハルキウ及びドニプロペトロウシク、南部のオデッサ及び西部のリヴィウで実施した[174]。調査目的の一つがロシア語の「ラドノイ・イズィーク」ではなくウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」解釈を問うことであったこと、また調査対象が大学生であり、ウクライナ語を習得しているという前提の下で調査票はウクライナ語でのみ作成した[175]。回答者の中にはウクライナ語の質問にロシア語で回答した者も少なからずあった。本調査はウクライナ国内の 5 つの各地域で実施したものの、その結果は限定的なものであり、地域別言語状況やその差を論ずるものとしてはふさわしくない。よって本論文ではこの調査結果を用い、多様なバックグラウンドを有するインフォーマントがどのような「リードナ・モーヴァ」解釈を行っているか、そこに居住地域という要因がどう関わっているかという視点で分析を試みるものとする。

被験者は 549 人で、うち 545 人がウクライナ国籍を有し、500 人が自身の「ナショナリティ」としてウクライナ人であると回答した。「ナショナリティ」がロシア人であると回答したものは 23 人、加えて 3 人がウクライナ人でもありロシア人でもあると回答している。インフォーマントの性別に関しては、調査を実施したのが文系学部であったこ

[174] 調査地の選定に関しては、当初の希望調査地域全てにおいて実施できたわけではなく、現地の協力者が得られずやむなく断念した地域もあるため、サンプルとしての偏りは否めない。キエフでは 2010 年 5 月 31 日にキエフ大学の学生 88 人から、ハルキウでは 6 月 9 日ハルキウ教育大学の 98 人の学生から、オデッサでは 5 月 27 日にオデッサ大学の学生 90 人から、ドニプロペトロウシク大学で 5 月 26 日に 124 人の学生から、そしてリヴィウではリヴィウ大学及びリヴィウ工科大学の 149 人の学生から回答が得られた。

[175] アンケート調査票およびその日本語訳は巻末の添付資料を参照のこと。

とも関係し、約 80%が女性と偏っている。また 82%以上のインフォーマントは 1990 年代初頭生まれであった。

6.4. 2010 年調査における「リードナ・モーヴァ」 と“mother tongue”

349 人（全体の 63.57%）の回答者がウクライナ語を「リードナ・モーヴァ」と回答している一方で、162 人が（25.9%）「リードナ・モーヴァ」がロシア語であるとしている。そして 27 人の回答者がウクライナ語とロシア語の両言語を自身の「リードナ・モーヴァ」であるとしている。パイロット調査と同様にスクトゥナブ・カンガスの“mother tongue”の定義に沿って「リードナ・モーヴァ」以外に「幼少期のの言語」「両親と話す言語」及び「最もよくできる言語」という設問を設けた。「幼少期の言語」については 232 人（42.25%）がウクライナ語のみ、もしくはウクライナ語が主であったと回答し、233 人（42.44%）がロシア語のみ、もしくはロシア語が主であったとする一方、74 人の被験者はウクライナ語とロシア語が同程度であったと回答し、残り 10 人はそれ以外の言語を用いていたと回答している。

「両親と話す言語」の結果もほぼ同様であり、232 人（42.25%）がウクライナ語のみか主にウクライナ語、243 人（44.26%）がロシア語のみもしくは主としてロシア語と回答した。ウクライナ語とロシア語を同程度用いていると回答したのは 10 人（1.82%）だった。

更に 268 人（48.81%）の被験者が自身の「最もよくできる言語」としてウクライナ語を挙げており、211 人（38.43%）がロシア語と回答している。60 人（10.92%）がこの設問の回答としてウクライナ語とロシア語の両方を挙げている。本調査においても、「リードナ・モーヴァ」として回答者の過半数はウクライナ語を挙げているものの、他方では「幼少期の言語」や「両親と話す言語」、「最もよくできる言語」では「リードナ・モーヴァ」でみられたほど「ウクライナ語」という回答は多くはない。アレルをはじめとする多くの先行研究で言われ尽くされて来た「リードナ・モーヴァ」、ロシア語の「ラドノイ・イズィーク」を問うとその民族語の話者数は調査者が意図する「実際の」ネイティブ・スピーカー数としては水増しされること、また「リードナ・モーヴァ」と第一言語である“mother tongue”が必ずしも一致しないということが本調査でも確認できた。

「リードナ・モーヴァ」の解釈のされ方をみるにあたりそのサブカテゴリー“mother tongue” を得るための質問の 1 つとして、本調査では新たにビラニュークがいう「ノン・アコモデーション・バイリンガリズムの言語」を含めた。前述したように「ノン・アコモデーション・バイリンガリズム」とは、話し相手と言語やスタイルを合わせようとするアコモデーションをあえて避け、互いに「自分の言語」で話し続けコミュニケーションが続けられる状況で用いられることを指し、これは話し手にとってそのドメインにおいて「最も身近な」もしくは「都合の良い」言語であるといえる。調査票では「話し相手と異なる言語で話を続ける状況があるかどうか」を問い、「ある」と回答した被験者には更に「自分が話す言語」と「相手が話す言語」を質問した。

分析にあたりパイロットスタディと同様に、「リードナ・モーヴァ」と“mother tongue”の言語を定義するのに用いる「幼少期の言語」「両親と話す言語」「最もよくできる言語」および「ノン・アコモデーション・バイリンガリズム」という設問から得られた回答言語の関連をみてみよう[176]。被験者の中で「国籍」がウクライナ人である、とした被験者、また「ナショナリティ」がウクライナ人であるとした者の「リードナ・モーヴァ」と“mother tongue”の関連は次のようであった。

表 6.4.1. ウクライナ「国籍」保有者の「幼少期の言語」「両親と話す言語」「最もよくできる言語」「ノン・アコモデーション・バイリンガリズム(NAB)」「リードナ・モーヴァ」のクラメール連関係数 V

	全回答を含めた場合	回答をウクライナ語とロシア語に限定した場合
「幼少期の言語」と「両親と話す言語」	0.724276	0.944995
「幼少期の言語」と「最もよくできる言語」	0.5097203	0.8600736
NAB の言語と「幼少期の言語」	0.5106324	0.7898232
「両親と話す言語」と「最もよくできる言語」	0.64761	0.8809374
NAB の言語と「両親と話す言語」	0.5430209	0.8267843
NAB の言語と「最も良くできる言語」	0.513066	0.756557

[176] ノン・アコモデーション・バイリンガリズムの言語に関し、「そのような状況を経験したことが無い」という回答は連関係数を算出するにあたって他の設問に対する回答としてみられた「両言語」と同様に扱い、「ウクライナ語」「ロシア語」という回答とは別のものとして扱った。

「幼少期の言語」と「リードナ・モーヴァ」	0.590769	0.6909788
「両親と話す言語」と「リードナ・モーヴァ」	0.6521494	0.7223654
「最もよくできる言語」と「リードナ・モーヴァ」	0.4440335	0.7338009
NAB の言語と「リードナ・モーヴァ」	0.4168622	0.5912788

表 6.4.2. 「ナショナリティ」がウクライナ人である被験者の「幼少期の言語」「両親と話す言語」「最もよくできる言語」「ノン・アコモデーション・バイリンガリズム(NAB)」「リードナ・モーヴァ」のクラメール連関係数 V

	全回答を含めた場合	回答をウクライナ語とロシア語に限定した場合
「幼少期の言語」と「両親と話す言語」	0.7202926	0.9503374
「幼少期の言語」と「最もよくできる言語」	0.5706827	0.8525553
NAB の言語と「幼少期の言語」	0.4980042	0.7813135
「両親と話す言語」と「最もよくできる言語」	0.5980782	0.8549464
NAB の言語と「両親と話す言語」	0.5360759	0.8218629
NAB の言語と「最も良くできる言語」	0.5057386	0.754122
「幼少期の言語」と「リードナ・モーヴァ」	0.4864488	0.6771997
「両親と話す言語」と「リードナ・モーヴァ」	0.4885773	0.700167
「最もよくできる言語」と「リードナ・モーヴァ」	0.5980782	0.8549464
NAB の言語と「リードナ・モーヴァ」	0.3954229	0.5685556

表 6.4.1 と 6.4.2 は、「幼少期の言語」と「両親と話す言語」の連関係数が他の組み合わせと比較し最も高く、「幼少期の言語」と「両親と話す言語」の相関性の高さを示している。加えて「最もよくできる語」と「幼少期の言語」、また「最もよくできる語」と「両親と話す言語」の連関係数も高い。これらの結果は多くのインフォーマントが「幼少期の言語」、「両親と話す言語」、「最もよくできる言語」として同一の言語を挙げているということである。対して、「リードナ・モーヴァ」と他の設問の連関係数はどの組み合わせにおいても高くはない。特に設問の回答として「ウクライナ語」もしくは「ロシア語」という回答をしたインフォーマントに絞って分析すると、「リードナ・モーヴァ」を含む組み合わせと“mother tongue”に関する設問の組み合わせにおいて、連関係数の差はより明確なものとなる。「幼少期の言語」と「両親と話す言語」、また「最もよくできる言語」の連関係数はかなり強い関連性を示す 0.85 以上であるが、「リードナ・モー

ヴァ」と“mother tongue”に関わる他の設問の連関係数は 0.67-0.73 に留まっている。

更に、２つの表を比較すると、「ナショナリティ」がウクライナ人と回答したインフォーマントによる「リードナ・モーヴァ」と“mother tongue”に関わる設問の連関係数の方が、「ウクライナ国籍保有者」のものよりも低いということがわかる。換言すると、「リードナ・モーヴァ」と“mother tongue”という設問に対する回答言語の不一致は、ウクライナ人以外の他の「ナショナリティ」を含む「ウクライナ国籍保有者」よりも「ナショナリティ」がウクライナ人であるインフォーマントにより多く見られた、ということである。

これらの結果は、パイロット調査の結果と同様にインフォーマントは「リードナ・モーヴァ」を問われた時と“mother tongue”に関する設問に回答する時とでは異なる言語を提示し、また「幼少期の言語」、「両親と話す言語」や「最もよくできる言語」といった“mother tongue”に関わる設問に対しては、同一の言語を回答するという傾向を示唆しており「リードナ・モーヴァ」について“mother tongue”に関わる設問とは異なる解釈をしていることが垣間見える。「ナショナリティ」がウクライナ人であるインフォーマントは、「リードナ・モーヴァ」と“mother tongue”に関わる設問の連関係数が「ウクライナ国籍所有者」と比較するとより低い傾向にあり、よって本調査では「ナショナリティ」がウクライナ人であるインフォーマントが特に「リードナ・モーヴァ」と“mother tongue”に関わる設問における回答として異なる言語を挙げる傾向にあったと考えることができる。以下の表ではウクライナ語、ロシア語、それぞれの「母語話者」達が「幼少期の言語」「両親と話す言語」「最もよくできる言語」として「リードナ・モーヴァ」とは異なる言語を挙げてことがわかる。

表　6.4.3.　「リードナ・モーヴァ」の言語と「幼少期の言語」

「幼少期の言語」	ウクライナ語 「リードナ・モーヴァ」	ロシア語 「リードナ・モーヴァ」
ウクライナ語のみ	196	0
主としてウクライナ語	53	4
ウクライナ語とロシア語	44	19
主としてロシア語	29	28
ロシア語のみ	25	109

表　6.4.4.　「リードナ・モーヴァ」の言語と「両親と話す言語」

「両親と話す言語」	ウクライナ語 「リードナ・モーヴァ」	ロシア語 「リードナ・モーヴァ」
ウクライナ語のみ	185	0
主としてウクライナ語	42	1
ウクライナ語とロシア語	52	5
主としてロシア語	42	25
ロシア語のみ	27	131

表　6.4.5.　「リードナ・モーヴァ」の言語と「最もよくできる言語」

「幼少期の言語」	ウクライナ語 「リードナ・モーヴァ」	ロシア語 「リードナ・モーヴァ」
ウクライナ語のみ	258	6
ウクライナ語とロシア語	31	13
ロシア語のみ	56	141

表 6.4.6.「リードナ・モーヴァ」の言語と「ノン・アコモデーション・バイリンガリズム」の言語

「ノン・アコモデーション・ バイリンガリズム」の言語	ウクライナ語 「リードナ・モーヴァ」	ロシア語 「リードナ・モーヴァ」
ウクライナ語のみ	109	2
多くの場合ウクライナ語	113	7
ロシア語のみ	26	58
多くの場合ロシア語	67	74
そのような状況は無い	34	21

パイロットスタディの結果と同様に、表 6.4.3−6.4.6 が示しているのは、多くのインフォーマントがウクライナ語を「リードナ・モーヴァ」と回答している一方で、彼らにとってウクライナ語が「幼少期の言語」でも「両親と話す言語」でもなければ「最もよくできる言語」でもない、ということがあるという事実であろう。2.2.でも触れたようにロシア語の「ラドノイ・イズィーク」同様、ウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」も個人の「母語」とされる“mother tongue”や「第一言語」いうものよりも「基幹民族語」や更には「国語」という意味内容を含みうるより広い語義で捉えられてきた。この傾向は本調査においても、「ナショナリティ」がウクライナ人であるインフォーマントは

「リードナ・モーヴァ」としてウクライナ語が「幼少期の言語」や「両親と話す言語」や「最もよくできる言語」ではなくともウクライナ語を回答する傾向があるという結果に表れている。

アレルが指摘しているように、ウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」やロシア語の「ラドノイ・イズィーク」は“mother tongue”というよりはむしろ“native language”を意味するものであるという。一方でアレルをはじめとする先行研究では旧ソ連圏において他方の“mother tongue”が人々にどのように理解されているか、また理解されていないかということについては論じられてこなかった。パイロット調査の結果と同様に、ここでもクラメール連関係数の結果認められた「幼少期の言語」「両親と話す言語」および「最もよくできる言語」の設問に対する回答言語の強い関連性が確認できた。よってインフォーマントが「リードナ・モーヴァ」とは別に“mother tongue”という概念を受容する余地があることを示していると考えられる。

このような状況のもと、ウクライナ語を「リードナ・モーヴァ」とみなす解釈が主流ともいえる中で 162 人のインフォーマントがロシア語を「リードナ・モーヴァ」として回答している。アレルの分類に従うならば、彼らは「リードナ・モーヴァ」として“native language”ではなく“mother tongue”を提示していることになる。それゆえ、彼らは「リードナ・モーヴァ」を回答する際、その語が有するイデオロギー的側面である“native language,”換言するならばウクライナ人「ナショナリティ」の言語、またウクライナ国家への帰属意識というようなものに左右されない、と解釈することが可能であろう。彼らは「リードナ・モーヴァ」を「個人の」“mother tongue”と解しているのである。このようなロシア語を「リードナ・モーヴァ」とする彼らに特徴的な傾向として、キエフにおけるパイロット調査の結果でも明らかであるように「ウクライナ人であるならばウクライナ語を習得しなけらばならない」という設問に他のインフォーマントと比べ賛同しないということであった[177]。換言するならば、ロシア語「母語話者」は「ナショナリティ」はウクライナ人であってもウクライナ語習得に重きを置いていないといえよう。上述の表のロシア語「母語話者」の“mother tongue”に関わる設問の回答言語の関連においても、彼らの「リードナ・モーヴァ」解釈は個人の言語使用とその経

[177] 質問は “Чи згодні Ви, з наступним твердженнями? “Українською мовою потрібно володіти, тому що я громадянин України.”” ロシア語「母語話者」は他の言語の「母語話者」に比べ、これに賛同しないと言う傾向には統計的に有為であった。

験に立脚したものであることが理解できる。

6.5. 2010 年調査における「リードナ・モーヴァ」、言語使用と言語意識

言語意識についてはその法的地位とは別に、新聞雑誌の記事や学術論文においてもしばしばみられるような、「ウクライナ語は独立後に『国家語』の地位を得たものの、かつては『いなかのことば』とされていた」や「ロシア語は『洗練された言語』であるとみなされている」のようなステレオタイプともいえる、生活の中で何らかのイデオロギーに染まったイメージがある。しかし、どのような人々がどの言語に対しどのようなイメージを持っているのか明らかにしている先行研究は決して多くはない。そこでこれらの選択肢を含め、ウクライナ語、ロシア語をどのように捉えているか、またマスメディアにアクセスする際に用いる言語についても問い、それぞれ次の表に示すような結果が得られた。

表 6.5.0.1.　ウクライナ語に関する意識[178]

ウクライナ語は高等教育に必要だ					
完全に賛成	どちらかというと賛成	どちらかというと反対	完全に反対	どちらともいえない	平均値
351 (63.9%)	134 (24.4%)	29 (5.3%)	23 (4.1%)	12 (2.2%)	1.562842
ウクライナ語は仕事に必要だ					
完全に賛成	どちらかというと賛成	どちらかというと反対	完全に反対	どちらともいえない	平均値
260 (47.3%)	167 (30.4%)	34 (6.2%)	78 (14.2%)	10 (1.8%)	1.92714

[178]以下の表では「完全に賛成」に「1」、「どちらかというと賛成」に「2」、「どちらともいえない」に「3」、「どちらかというと反対」に「4」、「完全に反対」に「5」を代入し、それぞれの平均値を算出した。「1」に近いほど賛同する意見が多く、「5」に近いほど反対意見が多いということになる。

ウクライナ語は権威ある言語だ					
完全に賛成	どちらかというと賛成	どちらかというと反対	完全に反対	どちらともいえない	平均値
203 (36.9%)	169 (30.7%)	74 (13.5%)	84 (15.3%)	19 (3.5%)	2.174863
ウクライナ人であるならウクライナ語を習得すべきだ					
完全に賛成	どちらかというと賛成	どちらかというと反対	完全に反対	どちらともいえない	平均値
390 (71.0%)	124 (22.5%)	12 (2.2%)	17 (3.1%)	6 (1%)	1.406193
ウクライナ語は日常のコミュニケーションに必要である					
完全に賛成	どちらかというと賛成	どちらかというと反対	完全に反対	どちらともいえない	平均値
170 (30.9%)	165 (30.0%)	69 (12.5%)	118 (21.5%)	27 (4.9%)	2.393443

結果としていえることは、大多数の被験者が高等教育にウクライナ語が必要であると回答しているということであろう。事実、2012 年の「国家言語政策基本法」施行まで高等教育機関における教授言語は「公式には」ウクライナ語でなされるものと規定されており、試験やレポートは原則としてウクライナ語で課せられている。また、高等教育と同様、ビジネスシーンにおいても過半数の被験者がウクライナ語を必要なものと捉えている反面、少なからずの被験者がウクライナ語は仕事に必要ないと考えている。ウクライナ語の権威についても過半数の被験者がそれを認めている一方でこれに対する賛同数は「高等教育におけるウクライナ語の必要性」や「ビジネスシーンにおけるウクライナ語の必要性」に賛同した被験者と比してかなり少ない。「ウクライナ人であるならばウクライナ語を習得すべき」と考える被験者が 9 割以上にのぼり、「ウクライナ語能力」の必要性は広く認知されているといえる。

一方、習得の必要性ではなくその実態、日常生活における「使用」ということになると、ウクライナ語は日常コミュニケーションに必要と過半数のインフォーマントが回答しているものの、これに反対している被験者も 4 分の 1 にのぼる。

表 6.5.0.2.　ロシア語に対する意識

ロシア語は高等教育に必要だ					
完全に賛成	どちらかというと賛成	どちらかというと反対	完全に反対	どちらともいえない	平均値
94 (17.1%)	188 (34.2%)	54 (9.8%)	147 (26.7%)	66 (12.0%)	2.823315
ロシア語は仕事に必要だ					
完全に賛成	どちらかというと賛成	どちらかというと反対	完全に反対	どちらともいえない	平均値
86 (15.6%)	237 (43.1%)	46 (8.3%)	133 (24.2%)	47 (8.5%)	2.668488
ロシア語は権威ある言語だ					
完全に賛成	どちらかというと賛成	どちらかというと反対	完全に反対	どちらともいえない	平均値
92 (16.7%)	216 (39.3%)	74 (13.4%)	113 (20.5%)	54 (9.8%)	2.673953
ウクライナ人であってもロシア語を習得すべきだ					
完全に賛成	どちらかというと賛成	どちらかというと反対	完全に反対	どちらともいえない	平均値
119 (21.6%)	224 (40.8%)	42 (7.6%)	93 (16.9%)	71 (12.9%)	2.586521
ロシア語は日常のコミュニケーションに必要である					
完全に賛成	どちらかというと賛成	どちらかというと反対	完全に反対	どちらともいえない	平均値
149 (27.1%)	200 (36.4%)	36 (6.5%)	105 (19.1%)	59 (9.8%)	2.499089

アンケート調査実施時の 2010 年、つまり「言語政策基本法」制定以前にはロシア語は「公的には」高等教育機関の教授言語にはなっていなかったものの、ロシア語が「高等

教育に必要である」と過半数の被験者が回答している。一方でこれに反対する被験者も4割近くに迫っている。ロシア語のビジネスシーンにおける必要性については高等教育におけるその必要性と比してより賛同されている。ロシア語が権威を有するかということについても過半数のインフォーマントが賛同している。調査実施時はいずれの地域においてもロシア語に関する法的地位は認められておらず、ウクライナにおいて明確な法的地位は規定されていなかったにも拘らず、その権威は広く認められていたといえる。さらにウクライナにおけるロシア語習得についても6割を超える被験者が必要であると認識している。一方で約4分の1の被験者がロシア語能力の必要性はないとしている。ロシア語使用については、これが日常のコミュニケーションの言語として必要であると回答したのは全被験者の6割以上にのぼる一方で、3割近くの被験者がその必要性を否定している。

更に「スルジク」に対しどのような立場をとっているかについて以下のような結果が得られた。

表 6.5.0.3.「スルジク」について[179]

完全に肯定的	どちらかというと肯定的	中立的	どちらかというと否定的	完全に否定的	どちらともいえない	平均値
27 (4.9%)	43 (7.8%)	132 (24.0%)	178 (32.4%)	158 (28.7%)	11 (2.0%)	2.980874

「スルジク」については6割以上の被験者が否定的に捉えており、平均値から全体的にも「スルジク」はウクライナ国内において、少なくとも調査対象であった高等教育を受けている大学生からはかなり否定的に捉えられていることがわかる。

ロシア語に第二国家語の地位を付与することについては以下のような結果が得られた。

[179] 表では「完全に肯定的」に「1」「どちらかというと肯定的」に「2」「どちらともいえない」および「中立的」に「3」「どちらかというと否定的」に「4」「完全に否定的」に「5」を代入し、平均値を算出した。

表 6.5.0.4. ロシア語に対する第二国家語の地位の付与について

完全に賛成	どちらかというと賛成	どちらかというと反対	完全に反対	どちらともいえない	平均値
103 (18.7%)	84 (15.3%)	98 (17.8%)	229 (41.5%)	35 (6.3%)	2.857013

第二国家語という地位をあたえることについて、3 割を超える被験者が賛同しているものの、6 割近くの被験者が反対している。平均値から全体としてはやや否定的に捉えられていることが推察できる。ロシア語をはじめとする海外映画のウクライナ語化については以下のような結果が得られた。

表 6.5.0.5. 外国映画のウクライナ語吹き替えについて

完全に賛成	どちらかというと賛成	どちらかというと反対	完全に反対	どちらともいえない	平均値
181 (32.9%)	163 (29.6%)	84 (15.3%)	79 (14.3%)	42 (7.6%)	2.149362

本調査では 6 割以上の被験者がウクライナ語の吹き替えに賛成しているが、約 3 割の被験者は反対している。ロシア語優勢地域におけるロシア語の公用語化については以下のような結果が得られた。

表 6.5.0.6. ロシア語優勢地域におけるロシア語の公用語化について

完全に賛成	どちらかというと賛成	どちらかというと反対	完全に反対	どちらともいえない	平均値
94 (17.4%)	135 (24.5%)	156 (28.4%)	105 (19.1%)	59 (10.7%)	2.549180

まだ「言語政策基本法」が制定されていなかった本調査時、ロシア語の公用語化については約 4 割の被験者が賛同している一方で半数近くが反対していた。

ウクライナ人であるかぎり十分なウクライナ語を習得していなくてはならない、ということの是非については以下のような結果が得られた。

表 6.5.0.7. ウクライナ人であるかぎり十分なウクライナ語を習得していなくてはならない

完全に賛成	どちらかというと賛成	どちらかというと反対	完全に反対	どちらともいえない	平均値
367 (66.8%)	136 (24.7%)	22 (4.0%)	6 (1.0%)	18 (3.3%)	1.409836

9 割以上の被験者が十分なウクライナ語能力を不可欠であると認識している。 また、言語状況、言語問題に関しては以下のような結果が得られた。

表 6.5.0.8. ウクライナにおける言語状況、言語問題に関する意識

	賛同者数
ウクライナ語とロシア語の二言語使用状況は肯定的に捉えられるべきだ	302 (55.0%)
ウクライナ語とロシア語の二言語使用状況は否定的に捉えられるべきだ	109 (19.8%)
言語状況はよく論じられるがその一方で状況は安定している	104 (18.9%)
言語状況は良くなってきている	54 (9.8%)
言語状況は悪くなってきている	140 (25.5%)
ウクライナでは言語権は保証されている	44 (8.0%)
ウクライナでは言語権は保証されていない	72 (13.1%)
言語問題となるようないかなる問題もない	140 (25.5%)

調査項目の最後にウクライナ国内の言語状況に関し被験者がどう考えているか、複数回答、無回答を可とし、上記のような内容を質問した。それぞれの項目に回答している被験者は重複するもののウクライナ語とロシア語の二言語状況については否定的に捉えるより肯定的に捉えるべきとする被験者が目立ち過半数が賛同している。しかしながらその言語状況はよくなっているかというと、良くなっているという被験者より悪化していると捉える者が多数を占め、約 4 分の 1 の被験者が国内の言語状況は悪化していると回答している。一方でウクライナにおいて言語問題は存在しないという意見にも 4 分の 1 の被験者が賛同している。

言語使用については、“mother tongue”の言語を間接的に問うために設けた「両親と話す言語」以外に、「最もよく使用する言語」「何語の新聞を読むか」「SMS やメールを書く時に何語を用いるか」「読書をするときは何語の書籍を手にするか」を問う項目を設けた。

ここで列挙した結果はウクライナ国内の言語使用状況、また人々の問題意識を概観しようとするものではなく、本調査のインフォーマントの言語的属性および意識をみるために挙げた。このような属性および意識を「リードナ・モーヴァ」の言語やその解釈とこれらがどう関わっているか、いないのかを分析する上で用いる。次に「言語使用」「言語意識」と「リードナ・モーヴァ」および“mother tongue”との関わりをみてみよう。

6.5.1. 2010 年調査における「リードナ・モーヴァ」と言語使用

以上のデータを基にインフォーマントによる言語選択とウクライナ語、ロシア語についての意識、また言語の混合についての意識がそれぞれどう関わっているか分析を試みる。

まず「リードナ・モーヴァ」「幼少期の言語」「両親と話す言語」「最もよくできる言語」「最も良く用いる言語」「何語で新聞を読むか」「インターネット、メール等は何語で利用するか」「学校教育を何語で受けたか」また「文芸作品を何語で読むか」という質問の回答で、それぞれロシア語を「2」、ロシア語とウクライナ語の両方を「1.5」、ウクライナ語を「1」とし、設問ごとの平均を算出した[180]。結果は「1」から「2」の間で示され、「1」に近い方がウクライナ語寄り、「2」に近い方がロシア語寄りとなる。

[180] それぞれの平均は「リードナ・モーヴァ」が 1.328467「幼少期の言語」が 1.492245「両親と話す言語」が 1.495438「最もよくできる言語」が 1.44708「学校教育を受けた言語」が 1.282847 「最も良く用いる言語」が 1.571168「新聞、雑誌を読む言語」が 1.67427「文芸作品を読む言語」1.635036「携帯メールを書く言語」は 1.64781 であった。

図 6.5.1.1.　「リードナ・モーヴァ」と言語使用[181]

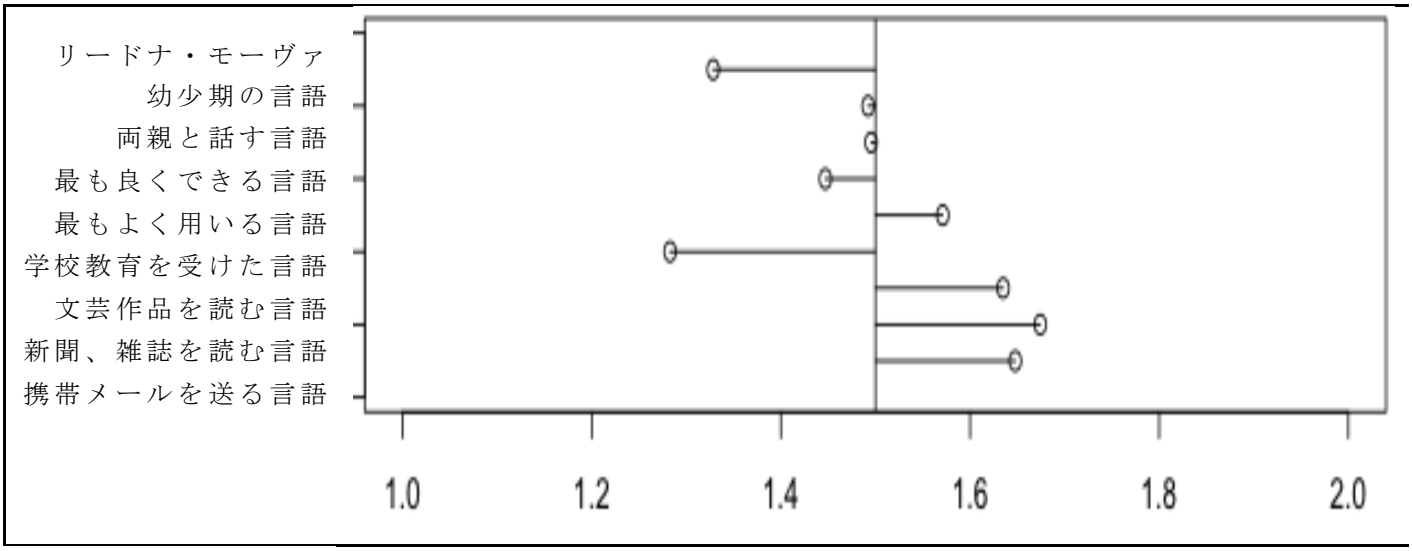

6.5.2. 2010 年本調査における言語使用と「リードナ・モーヴァ」

図 6.5.1.1.から「リードナ・モーヴァ」と「最も良くできる言語」及び「学校教育」でウクライナ語が選ばれているものの、「最も良く用いる言語」「文学作品を読む言語」および「携帯メールを送る言語」では概してロシア語が用いられている様子が明らかである。

言語意識に関しては、「ウクライナ語話者」はウクライナ語の必要性、権威を他の話者に比してより感じている反面、ロシア語の必要性や権威を他の被験者に比して認めていない傾向にある。反対に「ロシア語話者」はロシア語を「ウクライナ語話者」よりも権威ある、必要ある物としてポジティブに捉えている傾向がみられた。

「ウクライナ語は教育、ビジネスの場で必要である」と回答しているのはウクライナ語「母語話者」、またウクライナ語を“mother tongue”とするインフォーマント、ウクライナ語をロシア語より多い割合で用いているインフォーマントにより多く見られるということは統計的にも有意であった[182]。また「ウクライナ国民であるならばウクライナ語

[181] ウクライナ語に「1」(主にウクライナ語は「1.25」)、ロシア語に「2」(主にロシア語は「1.75」)、両言語に「1.5」(1 がウクライナ語寄り、2 がロシア語寄り）を代入し平均値を算出。

[182] 「ウクライナ語が高等教育で必要である」という意見に対し、完全に賛同（1）、賛成（2）中立（3）反対（4）全く反対（5）という数字を代入した場合、「リードナ・モーヴァ」をウクライナ語とした被験者の平均値は 1.237822 であったが、ロシア語「母語話者」の平均値は 2.290123 であった。 p-value = 4.289e-12

を話せなくてはいけない」「ウクライナ語は日常のコミュニケーションに必要である」という意見に関しても「リードナ・モーヴァ」をウクライナ語とした人また“mother tongue”の言語がウクライナ語である被験者は他の人よりも賛同する傾向がみられた[183]。特に注目に値するのは、「ウクライナ国民であるならウクライナ語を話せなくてはならない」というものには「賛成」、「どちらかというと賛成」を合わせると 549 人中 412 人が賛同しているものの、被験者の「リードナ・モーヴァ」、“mother tongue”の言語別に見ると、賛同の度合いは若干の差がみられた。特に「リードナ・モーヴァ」の言語別に見ると差は“mother tongue”でみられた差より大きく、ロシア語を「リードナ・モーヴァ」とした被験者はこの意見に否定的な傾向がみられた。

一方、ロシア語が高等教育やビジネスシーンにおいて必要である、という意見に賛同したのもは当然ながらロシア語「母語話者」やロシア語を“mother tongue”とする被験者に多い傾向が見られた[184]。平均するとロシア語の必要性や権威を認めているのはロシア語話者の賛同度合いが最も高く、続いてウクライナ語ロシア語の両言語の話者、ウクライナ語話者が続いている。ロシア語に関する意識のなかで注目すべきなのは、「ウクライナ国民でもロシア語は習得すべきである」また「日常コミュニケーションにおいてロシア語は必要である」という項目で、ロシア語話者の賛同とともに他の言語の話者からも高い支持が得られていることである。ウクライナにおけるロシア語の必要性はウクライナ語でもロシア語でもない他の言語の話者に支持されているということであろう。

さらに「リードナ・モーヴァ」や“mother tongue”の言語との関連でいうと、「スルジク」に対する意識、ウクライナにおける言語状況の捉え方に差が見られた。全体的に「スルジク」をポジティブに捉えるインフォーマントは多くはないものの、特に「リードナ・モーヴァ」をロシア語と回答したインフォーマント、また“mother tongue”の言語がロシア語である者は他の被験者と比してより否定的に捉える傾向がみられた。

個別の言語イメージやその言語に対する意識とは別に、より大きな視点でウクライナ国内の言語状況をどのように捉えているか問う設問においても、被験者の「リードナ・モーヴァ」および“mother tongue”の言語により若干の差異が確認できた。

---

[183] 「ウクライナ語は日常コミュニケーションに必要である」という意見に対し脚注 170 ど同様に数字を代入したところ「リードナ・モーヴァ」をウクライナ語とする被験者の平均値は 1.767908 であったが、ロシア語を「リードナ・モーヴァ」賭する人では 3.092593 と大きな差がみられた（p-value = 9.538e-14）。

[184]

6.6.「矛盾回答」

パイロット調査で見られた、質問の文脈が異なると「リードナ・モーヴァ」という語のインフォーマントによる解釈に不整合がみられることを示す「矛盾回答」は 2010 年にウクライナ国内の 5 つの地域で実施した本調査でも、172 人の被験者に見られた。パイロット調査の結果では「ロシア語話者」に多く見られる傾向があったが、本調査でも同様の傾向がみられるか「矛盾回答」をしたインフォーマントの「リードナ・モーヴァ」及び“mother tongue”をみてみよう。

表 6.6.1. 2010 年調査における「矛盾回答」と「リードナ・モーヴァ」[185]

「リードナ・モーヴァ」	ウクライナ語	ロシア語	ウ、ロ両言語	他の言語
「矛盾回答」者数	97 / 349 (27.79%)	69 / 162 (42.59%)	5 / 27 (18.51%)	1 (10%)

表 6.6.2. 2010 年調査における「矛盾回答」と「幼少期の言語」[186]

「幼少期の言語」	ウクライナ語のみ	主にウクライナ語	ウクライナ語ロシア語両方	主にロシア語	ロシア語のみ	他の言語
「矛盾回答」者数	29 / 188 (15.42%)	11 / 44 (25%)	32 / 74 (43.24%)	27 / 61 (44.26%)	72 / 172 (41.86%)	1 (10%)

表 6.6.3. 2010 年調査における「矛盾回答」と「両親と話す言語」[187]

「両親と話す言語」	ウクライナ語のみ	主にウクライナ語	ウクライナ語ロシア語両方	主にロシア語	ロシア語のみ	他の言語
「矛盾回答」者数	26 / 187 (14.43%)	11 / 45(24.44%)	31 / 64 (48.43%)	37 / 76 (48.68%)	65 / 167 (38.92%)	2 (20%)

[185]「矛盾回答」をした被験者とその「リードナ・モーヴァ」の関連は統計的に有為である（p 値＞0.01）。
[186]「矛盾回答」をした被験者とその「幼少期の言語」の関連は統計的に有為である (p 値 <0.01)。
[187]「矛盾回答」をした被験者とその「両親と話す言語」の関連は統計的に有為である (p 値 <0.01)。

表 6.6.4. 2010 年調査における「矛盾回答」と「最もよくできる言語」[188]

「最もよくできる言語」	ウクライナ語	ロシア語	ウ、ロ両言語	他の言語	無回答
「矛盾回答」者数	43 / 268 (16.04%)	96 / 211 (45.49%)	30 / 60 (50%)	1 (16.66%)	2 (50%)

表 6.6.5. 2010 年調査における「矛盾回答」と「ノン・アコモデーション・バイリンガルで用いる言語」[189]

「ノン・アコモデーション・バイリンガルで用いる言語」	ウクライナ語	ロシア語	そのような状況は無い
「矛盾回答」者数	43/232(18.53%)	102/251(40.63%)	27/66(40.90%)

2010 年の調査においてもロシア語「母語話者」、加えて「幼少期の言語」「両親と話す言語」「最もよくできる言語」としてロシア語を回答するインフォーマントに矛盾回答が高い割合でみられた。「ノン・アコモデーション・バイリンガル状況で用いる言語」の結果からは、ウクライナ語を使用する被験者では低い頻度でしかみられないことが明らかである。このように調査時期、地域、対象が異なっても「矛盾回答」をする傾向のあるインフォーマントの言語的属性がパイロット調査結果と一致しているということは、このような回答を「無効回答」として分析対象から外すことの不適切さと、なぜ矛盾が起こっているのか注目することの必要性を提起するものであろう。

前節ではロシア語「母語話者」にとっては「リードナ・モーヴァ」が「個人のもの」である“mother tongue”「幼少期の言語」「両親と話す言語」「最もよくできる言語」とほぼ一致することから、「リードナ・モーヴァ」として「ナショナリティの言語」をそのまま回答しないという意味で“native language”という解釈から自由であるとした。しかし「矛盾回答」の分析は一見個人の言語使用に立脚した解釈を行っているようにみえるロシア語「母語話者」の「リードナ・モーヴァ」解釈の内実を垣間見せるものとなった

[188]「矛盾回答」をした被験者とその「最もよくできる言語」の関連は統計的に有為である (p 値<0.01)。
[189]「矛盾回答」をした被験者とその「ノン・アコモデーション・バイリンガル状況で用いる言語」の関連は統計的に有為である (p 値<0.01)。

といえる。彼らは「リードナ・モーヴァ」として“mother tongue”であるロシア語を提示しているが、「リードナ・モーヴァ以外に使用できる言語」という質問ではそこで回答されるべきウクライナ語を回答しない。これは「リードナ・モーヴァ以外に使用できる言語」という質問中の「リードナ・モーヴァ」には、単に「リードナ・モーヴァ」を問う場合には提示されないウクライナ語が含まれていることによるものであり、よって“native language”というものから自由であるようにみえるロシア語「母語話者」の「リードナ・モーヴァ」解釈であるが、彼らも集団のものである“native language”さらには国のことばである「国語」という別の解釈の影響下にあるということを示しうるものだろう。

更にロシア語「母語話者」のみでなく、“mother tongue”である「幼少期の言語」「両親と話す言語」「最もよくできる言語」としてロシア語のみを回答したインフォーマントから多く「矛盾回答」が観察されることは、「リードナ・モーヴァ」を“native language”と解釈しウクライナ語と回答しても、“mother tongue”と解釈しロシア語と回答しても、それは「リードナ・モーヴァ」にまつわる表面的な問題に過ぎないもので、「矛盾解答」を生む根本的な要因は“native language”と“mother tongue”が異なる言語であるということを示唆しているのではないだろうか。

表 6.6.6.が示しているのは、「ナショナリティ」がウクライナ人で“mother tongue”がロシア語の人々はウクライナ語を「リードナ・モーヴァ」としてもロシア語を「リードナ・モーヴァ」としても“native language”と“mother tongue”が異なる言語であるため、「リードナ・モーヴァ」解釈に矛盾がみられる傾向がある一方で、ほぼ全員がウクライナ語「母語話者」であるウクライナ語を“mother tongue”とするグループは、“mother tongue”と“native language”が完全に一致するため「リードナ・モーヴァ」という語の解釈にあたり矛盾が生じることが少ないということである。

表 6.6.6. 「リードナ・モーヴァ」と“mother tongue,” “native language”の一致と矛盾回答[190]

提示される「リードナ・モーヴァ」	リードナ・モーヴァと“mother tongue”	リードナ・モーヴァと“native language”	“mother tongue”と“native language”	矛盾回答の頻度
ウクライナ語「母語話者」“mother tongue”がウクライナ語	リードナ・モーヴァ＝“mother tongue”	リードナ・モーヴァ＝“native language”	“mother tongue”＝“native language”	13.1%-16.04%
ウクライナ語「母語話者」“mother tongue”がロシア語	リードナ・モーヴァ≠“mother tongue”	リードナ・モーヴァ＝“native language”	“mother tongue”≠“native language”	38.9%-48.68%
ロシア語「母語話者」	リードナ・モーヴァ＝“mother tongue”	リードナ・モーヴァ≠“native language”	“mother tongue”≠“native language”	42.59-50%

“mother tongue”としてであっても“native language”であってもウクライナ語「母語話者」としてのアイデンティティをほぼ完全に確立できるため「リードナ・モーヴァ」解釈に揺らぎはほとんどみられないということである。このようなウクライナ語を“mother tongue”とするウクライナ語「母語話者」を除くほぼ全てのインフォーマントは“mother tongue”であるロシア語と“native language”であるウクライナ語という 2 つの異なる概念に 2 つの異なる言語を当てはめなければならず、「リードナ・モーヴァ」を問われた際には“mother tongue”と解釈しロシア語と回答するか“native language”と解釈しウクライナ語と回答するか、「リードナ・モーヴァ」の解釈が同時期、同一人物によるものであっても一定しておらず揺れている可能性が否めない。

矛盾回答の分析でみたように、ウクライナ語、ロシア語の二言語を併用するウクライナ人一人一人の中で“native language”と“mother tongue”という解釈が常に拮抗しているものと考えられる。「リードナ・モーヴァ」はこのような拮抗状態を示すバロメーターであるといえよう。

本調査結果の分析から明らかになったのは、「リードナ・モーヴァ」はこれまで指摘さ

[190] 矛盾回答の頻度については表 6.6.1.-6.6.4.の数値をまとめたものである。

れていた「エスニシティの言語」として解釈され「その言語の駆使能力が乏しくとも母語として提示する」ということだけでなく、「ロシア語母語話者」の存在が示すようにエスニックな視点とは離れた視点でこの語を解釈するものも少なくはないということだ。しかしながら本調査結果から「リードナ・モーヴァ」概念の曖昧さ、また解釈が人々に共有されていないということのみならず、「矛盾回答」の分析により同一の個人であっても質問表現を変えると「リードナ・モーヴァ」の意味内容がかわり、個人レベルの解釈にもゆらぎがみられることが明らかになった。パイロット調査の結果では「ロシア語話者」と「ロシア語擁護者」という視点から、「ロシア語母語話者」およびロシア語使用者以上に、急進的なウクライナ語化政策やロシア語の使用制限等に反対する人々の存在を、混合語に対する意識とその使用の傾向から、ロシア語を擁護する側にある人たちが必ずしも「ロシア語母語話者」やロシア語話者ではないという傾向を示唆した。これは「エスニシティの言語」として挙げられた「ウクライナ語母語話者」の水増しの結果、急進的なウクライナ語化についていけない「ウクライナ語話者」の反動であるといえ、ウクライナ語「母語話者」の表面的な増加と表裏一体をなす。

本章は都市部に在住の大学生を調査対象としたため、地域、世代、ジェンダー等の大きな偏りがあることは否めない。しかしながら、本論はウクライナ語「リードナ・モーヴァ」の意味しうる内容が多義にわたることを踏まえ、インフォーマントによる「リードナ・モーヴァ」解釈と他のカテゴリーにおける選択の関連を扱った。結果としてウクライナにおける「リードナ・モーヴァ」という概念の曖昧さとその解釈の揺らぎとして表れた二言語併用話者の言語アイデンティティの曖昧さを露呈するものとなったが、この「リードナ・モーヴァ」が人々の言語アイデンティティと結びついている限り、言語問題を論じる上で無視できない要素となっているのは明らかであろう。

6.7. 地域別言語状況と「矛盾回答」

前節では「矛盾回答」の分析によって、ロシア語を“mother tongue”とするウクライナ人「ナショナリティ」のインフォーマントは「リードナ・モーヴァ」という語の解釈にあたり、ゆらぎが見られるということを改めて指摘した。1.2.で詳述したが、ウクライナは大雑把に括ると親欧米路線、ウクライナ民族主義、ウクライナ語優勢の西部、親露路線を支持し、かつロシア語優勢の東部、南部と分けることができ、国勢調査をはじ

めとする各調査でもそれぞれの地域におけるこのような政治的、また民族言語的特徴が確認されてきた。2001 年ウクライナ国勢調査においても、「リードナ・モーヴァ」の結果から西部地域がウクライナ語圏であること、東部、南部地域ではロシア語「母語話者」がかなりの数に上ることを結果として明確に示されており、これは公式な「母語話者」数として次回の調査まで該当地域における言語政策に用いられているものである。だが果たしてこの結果はどこまで信頼できるものであろうか。同一人物による同時期のものであっても、ロシア語を“mother tongue”とするウクライナ人「ナショナリティ」の被験者による「リードナ・モーヴァ」の解釈が一定していない可能性があるというパイロット調査及び本調査でみられた「矛盾回答」の分析から、ロシア語「母語話者」が多いとされる東部、南部地域において「リードナ・モーヴァ」に関する矛盾回答が頻出するのではないかという仮説が導きだされる。反対に、ウクライナ語「母語話者」のみではなくウクライナ語を“mother tongue”とする人々が優勢であるとされる西部地域については、「リードナ・モーヴァ」に関する矛盾回答は多くはないものと予想できる。もしこの仮説が正しいとすると、各地域によって「リードナ・モーヴァ」という設問から得られる回答に対する信頼性が異なるということであり、「リードナ・モーヴァ」という同一の設問に対する回答でそれぞれの地域における言語状況を概観したり、「リードナ・モーヴァ」カテゴリーを用いて地域差を比較することに対しその有用性を疑問視せざるを得ないことになりうる。この仮説を検証すべく、本節では地域別に「リードナ・モーヴァ」及び“mother tongue”の結果、言語意識及び言語使用、そして「矛盾回答」の詳細をみていく。

6.7.1. 各地域における「リードナ・モーヴァ」と“mother tongue”

西部、東部、南部地域を含む 5 つの地域で実施した本調査結果から「リードナ・モーヴァ」そのもののみに留まらず、その解釈の地域差をみるにあたり、「矛盾回答」の出現度を見る前に、まずインフォーマントを地域別に分け「リードナ・モーヴァ」と“mother tongue”の回答から見られる各地域の言語的特徴を概観しておこう。地域別のインフォーマントの「リードナ・モーヴァ」及び“mother tongue”を表 6.7.1.1-6.7.1.5 に示す。「ナショナリティ」はいずれの地域でもウクライナ人が大多数を占めているが「リードナ・モーヴァ」や“mother tongue”では地域差が大きいことがわかる。

表 6.7.1.1.　地域別インフォーマントの「ナショナリティ」

		ドニプロペトロウシク	ハルキウ	キエフ	オデッサ	リヴィウ
「ナショナリティ」	ウクライナ	112	83	84	77	144
	ウ、ロ両方	1	1	0	1	0
	ロシア	9	10	1	0	3
	その他	2	5	3	12	2

表 6.7.1.2.　地域別インフォーマントの「リードナ・モーヴァ」

		ドニプロペトロウシク	ハルキウ	キエフ	オデッサ	リヴィウ
「リードナ・モーヴァ」	ウクライナ語	59	34	53	62	141
	ウ、ロ両方	8	8	8	2	1
	ロシア語	57	56	27	17	5
	その他	0	0	0	9	2

表 6.7.1.3.　地域別インフォーマントの「両親と話す言語」

		ドニプロペトロウシク	ハルキウ	キエフ	オデッサ	リヴィウ
両親と話す言語	ウクライナ語のみ	4	10	19	23	131
	主にウクライナ語	11	8	8	12	6
	ウ、ロ両方	13	15	15	17	4
	主にロシア語	36	15	11	11	3
	ロシア語のみ	59	50	35	19	4
	その他	1	0	0	8	1

表 6.7.1.4.　地域別インフォーマントの「最も良くできる言語」

		ドニプロペトロウシク	ハルキウ	キエフ	オデッサ	リヴィウ
最もよくできる言語	ウクライナ語	27	20	35	47	139
	ウ、ロ両方	16	14	16	11	3
	ロシア語	79	62	35	29	6
	その他	2	2	2	3	1

表 6.7.1.5.　地域別インフォーマントの「幼少期の言語」

		ドニプロペトロウシク	ハルキウ	キエフ	オデッサ	リヴィウ
幼少期の言語	ウクライナ語のみ	8	12	17	25	126
	主にウクライナ語	7	9	8	13	7
	ウ、ロ両方	18	9	22	15	10
	主にロシア語	29	17	9	4	2
	ロシア語のみ	61	51	32	25	3
	その他	1	0	0	8	1

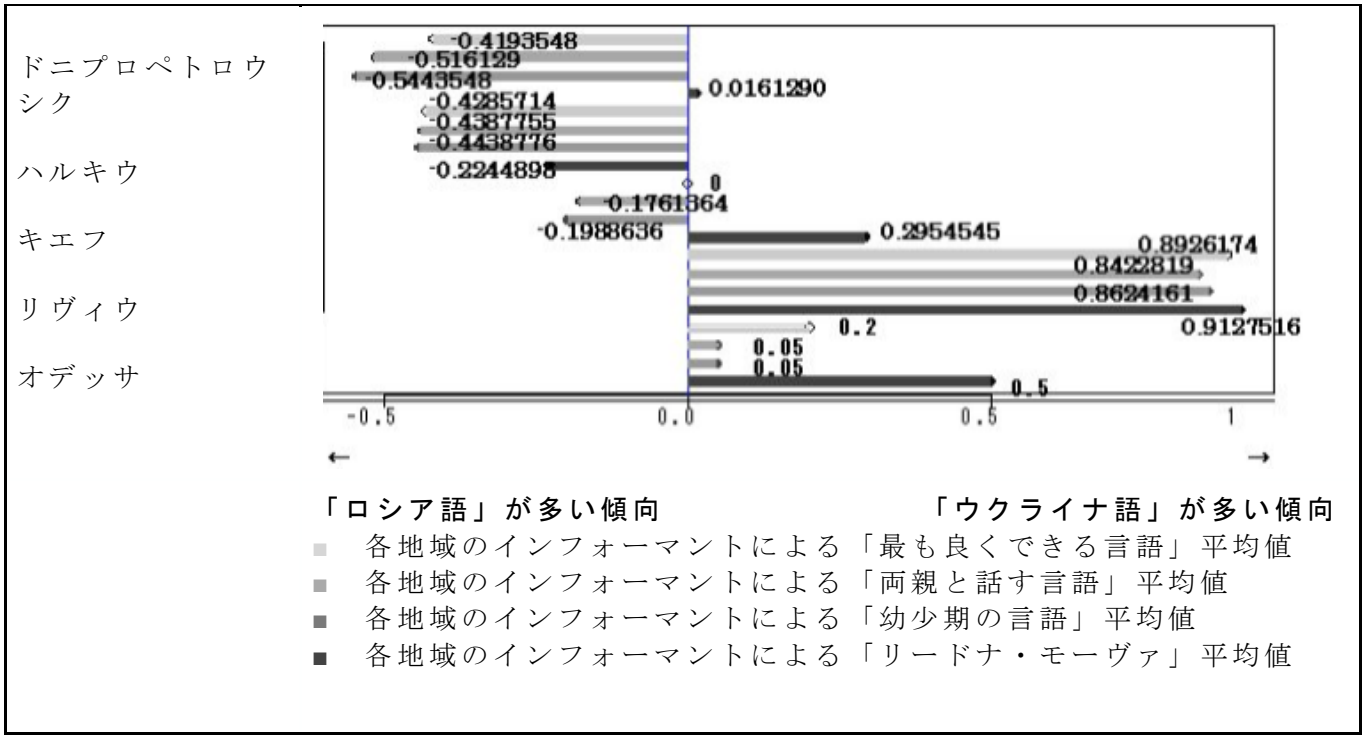

図 6.7.1.6.　地域別「リードナ・モーヴァ」と“mother tongue”の平均値

図 6.7.1.6.はこれらの設問に対する回答された言語を数値化し、ウクライナ語、ロシア語の地域差の度合いを見ようとするものである。数値化にあたり、ウクライナ語、もしくは「ウクライナ語のみ」との回答を「1」、「主にウクライナ語」を「0.5」、「ロシア語」もしくは「ロシア語のみ」という回答には「−1」、「主にロシア語」は「−0.5」、そして「ウクライナ語とロシア語両方」という回答には「0」とした。調査対象としたどの地域でも「リードナ・モーヴァ」の平均値は“mother tongue”に関わる 3 つの設問の

回答の平均値よりも高く、よってどの地域においても「リードナ・モーヴァ」に関する限り「ウクライナ語」が過大評価され回答されるものと考えられる。一方でこれらの数値は東部、西部ウクライナをはじめとする各地域における地域差をはっきりと示すものでもあった。東部ウクライナに位置するハルキウやドニプロペトロウシクのインフォーマントは自分たちの“mother tongue”として他の地域のインフォーマントよりロシア語を回答することが多く、一方でウクライナ西部リヴィウのインフォーマントは「リードナ・モーヴァ」に関しても“mother tongue”に関しても他の地域のインフォーマントに比べ「ウクライナ語」という回答が多かったことがわかる。

6.7. 2. 各地域における言語使用状況と言語態度

ここで各地域によるインフォーマントの差をより明確にするため、インフォーマントの居住地域により統計的有為差がみられた言語関連項目をみてみよう。

ウクライナの言語状況に関しどのような感情を抱いているかという点では、ドニプロペトロウシク、ハルキウのインフォーマントは国内における二言語使用を肯定的に捉えており、「ウクライナで人々が二言語を話すことはよいことだ」という意見に賛同している。この意見にはロシア語「母語話者」及びロシア語を“mother tongue”とするインフォーマントも他のインフォーマントと比較し、肯定的であった。一方で、リヴィウでは「二言語を用いるのはよいことではない」という意見に賛同するインフォーマントがより多くみられ、この意見に対しては同様に「ウクライナ語母語話者」やウクライナ語が“mother tongue”であると回答した者がより多く賛同している。ここから得られる結論は、ウクライナのロシア語話者は二言語使用状況に関し比較的寛容で肯定的態度であるのに対し、ウクライナ語話者は否定的であるということだ。

言語使用におけるその正確さに関し、キエフ、それに次いでドニプロペトロウシクのインフォーマントが他の地域のインフォーマントに比べ、ウクライナ語を話し、書くときにそのアクセントやイントネーション、正書法等に気を配ると回答している。ロシア語に関しては、ドニプロペトロウシクのインフォーマント、それに続きキエフとハルキウのインフォーマントが、ロシア語を用いるときにアクセント、イントネーション、正書法等の文法規則に気を配ると回答している。この設問は、人々がその言語を使用する時にどのくらい発音や文法規則に気を配っているかという情報を得るためであり、イン

フォーマント自身の言語能力を測るものではない。興味深いことに「スルジク」については他の地域と比較し、オデッサ、及びハルキウのインフォーマントが比較的この混合語の使用に寛容である傾向が窺えた。

ここで、ロシア語話者が多数を占める東部地域ドニプロペトロウシクとハルキウに注目してみよう。これらの地域においてインフォーマントの“mother tongue”の平均値、またはロシア語使用の度合いはほぼ同じ状況であるといえるが、「リードナ・モーヴァ」の回答に関しては差が見られた。表 6.7.1.2.が示すように、ドニプロペトロウシクでは 47.6%のインフォーマントが「リードナ・モーヴァ」をウクライナ語と、46%がロシア語と回答しているのに対し、ハルキウでは「リードナ・モーヴァ」をウクライナ語と回答した者は 34.7%に留まり、過半数の 57%にインフォーマントがロシア語であると回答している。 両地域とも“mother tongue”に関してはロシア語が多数であるものの、もし「リードナ・モーヴァ」のみの結果によってこれら両地域の言語状況を判断しようとするならば、過半数が「ウクライナ語母語話者」であるドニプロペトロウシクの方がハルキウよりもウクライナ語話者が多く、一方のハルキウをロシア語話者がより多いと判断してしまうであろう[191]。言語状況を語る上で「リードナ・モーヴァ」が多用されるという現実を踏まえるとこのような可能性については否定できるものではない。

このハルキウとドニプロペトロウシクの例のように、“mother tongue”ではロシア語が優勢であるにもかかわらず「リードナ・モーヴァ」の解釈が異なる理由は何に由来するのであろうか。むろん要因の一つとしてその地域における「ナショナリティ」がロシア人である割合が挙げられよう。ハルキウではこの「ナショナリティ」がロシア人であるインフォーマントの割合がドニプロペトロウシクのインフォーマントよりも若干高く、このことが「ロシア語母語話者」の数に影響を与えていることは十分考えられる。「リードナ・モーヴァ」解釈に影響を与える要因としてこの他に考えられるハルキウとドニプロペトロウシクのインフォーマントの差異は、言語使用の正確さに関する態度が考えられる。前述したように、ハルキウのインフォーマントと比較するとドニプロペト

[191] 5.2.2.1 でみたように 2001 年のウクライナ・センサスにおいても「リードナ・モーヴァ」という指標ではかるなら、ドニプロペトロウスクではウクライナ語「母語話者」が 67%であるのに対し、ハルキウではその数は 53.8%にとどまり、国勢調査の結果でも同様にドニプロペトロウスクの方が「ウクライナ化している」傾向がみられた。一方で本調査の結果が示しているように、両地域における被験者が何語を“mother tongue”としているかという状況はほぼ同じ可能性も考えられる。

ロウシクのインフォーマントはウクライナ語、ロシア語両言語の使用に際しその文法及び発音等の正確さにより注意を払っている。対して、ハルキウのインフォーマントはドニプロペトロウシクのインフォーマントと比較するとロシア語とウクライナ語の混合語である「スルジク」の使用により寛容であった。統計的には有意であったものの、両地域のインフォーマント数が十分なものではないため、ハルキウよりもドニプロペトロウシクの人々の方が言語の正確さにより注意深いとは言いきれないが、両地域とも“mother tongue”がロシア語であるロシア語話者が多い地域であるということを踏まえると、この「正確さ」に注意を向ける傾向がどのような要因と関わり合うのものなのか興味深い。更にこのハルキウとドニプロペトロウシクの地域の例に倣うと、“mother tongue”のロシア語の割合はほぼかわらないのに「ウクライナ語母語話者」が比較的多くみられるドニプロペトロウシクでは両言語使用に際し文法上や発音等の正確さに注意を払い、反対に「ロシア語母語話者」が多いハルキウにおいては「スルジク」の使用により寛容であるということから、今回の調査結果では「ロシア語地域」においては「ウクライナ語母語話者」が多いほど言語使用の正確さに敏感であり、「ロシア語母語話者」が多いほど混合語の使用により寛容であるということになる。

つぎに、これらの様々な言語的バックグラウンドが「リードナ・モーヴァ」解釈にどう影響を与えているのか、また「矛盾回答」にどのような影響を与えているのかみてみよう。

6.7.3.「矛盾回答」と地域差

次の表は「矛盾回答」をしたインフォーマントを調査地域別に分類したものである。

表 6.7.3.1.　地域ごとの「矛盾回答」の頻度

	オデッサ	リヴィウ	キエフ	ハルキウ	ドニプロペトロウシク
「矛盾回答」をした人の数	20	25	25	43	59
地域におけるパーセンテージ	22.22%	16.89%	28.40%	43.87%	47.58%

表 6.7.3.1. はドニプロペトロウシク、ハルキウのインフォーマントに「矛盾回答」をした者の割合がかなり多い一方でリヴィウのインフォーマントにはそのようなインフォーマントの割合が少ないことを示している。ウクライナ語話者が多数を占めるリヴィウのインフォーマントに少なく、ロシア語話者が多数を占めるハルキウ、ドニプロペトロウシクに「矛盾回答」者が多いということは、表 6.6.6. でみた「ウクライナ語話者」に「リードナ・モーヴァ」に関する解釈矛盾が少ないということを裏付けるものである。前述したように、ハルキウとドニプロペトロウシクのインフォーマントの「リードナ・モーヴァ」には大きな差が見られた。しかし表 6.7.3.1.が示すように「矛盾回答」の頻度で見ると、「リードナ・モーヴァ」の設問に対する回答によって得られる「母語話者」数というものは、その語の解釈を論じる上での表面的な問題に過ぎないということだ。両地域とも「矛盾回答」者数が多いということを考慮に入れると、ロシア語を“mother tongue”とする人が多い両地域であるがハルキウに比べドニプロペトロウシクにウクライナ語を「リードナ・モーヴァ」とする者が多い、ということから何かしらの言語的状況、言語態度等を論ずるべきではない。解釈に揺らぎがつきまとうということを示す「矛盾回答」が多い「リードナ・モーヴァ」カテゴリーの結果からこれら両地域の言語状況および人々の言語態度を論じることは有意義とはいえないばかりか、議論を誤った方向に導くということを示唆している。

6.8. 結論

本章ではその多様性や解釈の曖昧さという問題を有しつつも、国勢調査をはじめとする各種調査において必ずといってよいほど用いられている「リードナ・モーヴァ」という設問がどのように解釈されているかアンケート調査結果を用いて分析を試みた。結果、その術語としての曖昧さは特に二言語話者の「リードナ・モーヴァ」解釈において「矛盾回答」として表出し、一定ではない解釈の可能性が露呈されることとなった。

更に地域による「矛盾回答」の頻度の大きな差異は、ウクライナの人々の「リードナ・モーヴァ」解釈にまつわるゆらぎが地域ごとに少なからずのばらつきがみられるということを示している。本調査のインフォーマント数は大きくはないものの、本調査結果が示唆するのは「ロシア語話者」が多く在住する地域では「リードナ・モーヴァ」解釈に矛盾が

比較的多く見られ、その解釈は不安定であるということを、見過ごすべきではないということであろう。それゆえ、特に「リードナ・モーヴァ」の回答から地域ごとの言語状況や人々の言語意識を鑑みようとするとき、それらの数値が必ずしも信頼に値する完全なものではないということに注意を払わなくてはならない。

終章　現代ウクライナにおける「リードナ・モーヴァ」

7.1.「リードナ・モーヴァ」の有用性

スクトゥナブ・カンガスの“mother tongue”の定義を一般的な「母語」とするなら、グボグロやメチコフスカヤ、アレルらはこれに「自民族語」“native language”という解釈を加えたということになる。アレルがいうようにウクライナにおいて「リードナ・モーヴァ」が“native language”と捉えられやすいという傾向は否めないものの、一方の“mother tongue”に関しては、アンケート調査結果から「リードナ・モーヴァ」と「幼少期の言語」「両親と話す言語」「最もよくできる言語」のクラメール連関係数の算出によりこの概念が「リードナ・モーヴァ」とは別のものとして理解されうる可能性が示唆された。

アレルをはじめ、旧ソ連圏における国勢調査の「母語」カテゴリーを論じた研究者はそれぞれニュアンスが異なるものの個人の“mother tongue”として解釈されるべきロシア語の「ラドノィ・イズィーク」やウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」が、“native language”として人々に捉えられていることを問題視してきた。よって特に「母語」カテゴリーの結果から言語状況を推測しようとする者にとっては「ラドノィ・イズィーク」や「リードナ・モーヴァ」が“mother tongue”と解釈され、自分が属するナショナリティの言語ではなく個人の「第一言語」に立脚した解釈を促しうる状況は民族語「母語話者」が過大評価されないという意味で「本来の」解釈といえるかもしれない。しかし「リードナ・モーヴァ」の設問に“mother tongue”を回答することが「本来の」解釈であったとしても、その解釈にあたって問題はないかというとそうでない。

2012 年 8 月「国家言語政策基本法」の制定にあたり、またその制定を経て、国内外で新たな言語法の是非が論じられる中、マスメディアのテクストでは「リードナ・モーヴァ」ということばもこれまでになく頻繁に用いられてきた。「言語政策基本法」の「リードナ・モーヴァ」定義を踏まえているからか、ここで用いられている「リードナ・モーヴァ」の意味内容は、2012 年以前と比べてみると圧倒的に“mother tongue”として、用いられているものが多くみられるようになった。本来の「あるべき」意味内容を示すものとして用いられていると考えることもできるが、今後このような使われ方が一般的になったとしても歴史的に人々の意識に深く根ざされた“native language”という解釈が

「リードナ・モーヴァ」概念から消え去ることはないと思われる。よって、現代ウクライナで見られるこのような「リードナ・モーヴァ」という概念の一様ではない語義の存在は微妙な変化を施されつつも維持されるものと考えられる。

現在ウクライナにおいて「リードナ・モーヴァ」が問題になるのは、これまで指摘されてきたように「リードナ・モーヴァ」が“native language” として捉えられウクライナ語を「リードナ・モーヴァ」とする者の水増しが起こっている可能性が高いということよりも、クラメール連関係数の算出により判明した「リードナ・モーヴァ」とは異なる言語として位置付けられうる“mother tongue”を「リードナ・モーヴァ」ということばが意味しうる、時に「リードナ・モーヴァ」ということばが“mother tongue”と解釈されうることなのではないだろうか。矛盾回答の分析結果は“mother tongue”と “native language”が同一でない限り、つまりウクライナ語のみを“mother tongue”とするウクライナ人でない限り「リードナ・モーヴァ」の解釈にまつわる揺らぎがつきまとうということを示唆しているといえよう。よってウクライナ語の「リードナ・モーヴァ」に関しては、“mother tongue”も“native language”も、そして時に「国語」や「国家語」をも示しうるということがこのことばの解釈にあたり問題となっているのではないだろうか。「リードナ・モーヴァ」ということばは“mother tongue”を示しうるものであるが、同時にそれは“native language”や「国語」と解釈されないということを意味するものではない。現在出版されているウクライナ語で書かれた言語学の入門書でも言語接触や言語習得に関する記述に「第一言語」の意味で「リードナ・モーヴァ」が用いられ[192]、また「言語政策基本法」制定以降はロシア語話者に用いられる個人の「第一言語」を示す「リードナ・モーヴァ」もよく見られるようになった。遅れてやってきた「本来の」意味内容が「リードナ・モーヴァ」概念を更に捉えにくく曖昧なものとすることは否めない。

このようにウクライナにおける「リードナ・モーヴァ」はことば自体が多様な意味内容を有し概念に曖昧さがつきまとうのに加え、更に「矛盾回答」にみられたように「リードナ・モーヴァ」に回答することは少なからずのウクライナ人にとってウクライナ語とロシア語の間で揺れる言語アイデンティティの曖昧さを露呈するものともなりうる。「言語政策基本法」発効以降、「地域語」の地位をある言語に付与するための根拠となる

192 例えば Кочерган, Загальне мовознавство.

「母語話者」数、及びそれをはかる「リードナ・モーヴァ」は以前に増して重要な意味をもつものとなっている。しかし前回の 2001 年国勢調査における設問のように、何らかの一定の解釈が人々の間で共有されていることを前提とした上で、特にその概念を定義することなく今後の調査でも問われるとするなら、それは疑問視せざるを得ない問題である。

7.2. 第２回全ウクライナ国勢調査と「リードナ・モーヴァ」

2001 年の前回調査から 10 年以上を経て、当初ウクライナでは 2010 年に国勢調査を実施する予定であった。しかしその後 2012 年末に延期となり、2012 年の初頭には独立後 2 回目となる国勢調査が実施されるのは 2013 年であるとされたものの、更に昨秋には 2016 年に延期されると発表された。ウクライナ国家統計省は 2012 年 4 月の時点で次回の国勢調査に関する情報を公開しており[193]、それによると質問は全部で 27 項目設けられ、言語関連項目として前回と同様に「リードナ・モーヴァ」が問われることになっている。

次回国勢調査で問われる「リードナ・モーヴァ」は前回調査で問われた「リードナ・モーヴァ」は設問項目は同じであってもその影響は全く異なるものといわざるを得ない。2012 年に施行された「国家言語政策基本法」と、それを受けて州議会、地方議会が該当地域における「少数民族語」に「地域語」という地位を付与する基準となっているのは国勢調査の「リードナ・モーヴァ」の結果から得られた「母語話者」数であり、次回国勢調査で問われる「リードナ・モーヴァ」は前回のものとは異なり、話者数によっては「地域語」という地位を付与する根拠として用いられるものとして、当初からデザインされるべきである。よって、次回の国勢調査で問われる「リードナ・モーヴァ」は「言語政策基本法」で定義されている「リードナ・モーヴァ」と同じであるべきであり、「個人が幼少期に身につけた第一言語」を回答すべきとする注意書きが必要であり、その定義は回答者となる国民全体で共有されるべきであろう。よりふさわしい「母語話者」数の算出のために

[193] УНІАН, “Оприлюднено оновлену анкету перепису населення 2013 року” [20.04.2012 13:36] http://health.unian.net/ukr/detail/232868（2014 年 3 月 30 日閲覧）

は「リードナ・モーヴァ」を問うのではなく、「言語政策基本法」の定義そのままの「個人が幼少期にみにつけた第一言語」を直接問うのが最も良い方法となろう。

2006 年パイロット調査のアンケート票（原語）

Анкета про мови

Yuko Shimeki
Osaka University, Japan

Результати анкети будуть використані для наукових досліджень і є анонімними.

1 ім'я _____
2 стать _____
3 рік народження _____
4 спеціальність _____
5 місце народження _____
6 національність _____

7 Яку мову Ви вважаєте рідною? _____
8 Якою мовою Ви говорите від народження? _____
9 Якою мовою користуються у Вашій школі? _____
10 Якою мовою Ви розмовляєте з батьками? _____
11 Якою мовою Ви розмовляєте з друзями? _____
12 Якою мовою Ви розмовляєте з учителями (профессорами)? _____
13 Якою мовою Ви молитеся? _____
14 Телебачення на якій мові Ви дивитеся? _____
15 Ви використовуєте україно- чи російськомовний інтернет? _____
16 Якою мовою Ви володієте крім рідної мови? _____
17 Якою мовою Ви говорите найкраще? _____

18 Що Ви думаєте про українську мову? (жодна відповідь не вірне)
(1) потрібна для навчання (2) потрібна для роботи (3) треба володіти українською мовою, тому що я українець(українка) (4) престижна мова (5) мова яку використовують у школі (6) мова у місті (7) мова у селі (8) мова, якою Ви вільно володієте

19 Що Ви думаєте про російську мову? (жодна відповідь не вірне)
(1) потрібна для навчання (2) потрібна для роботи (3) престижна мова (4) мова яку використовують у школі (5) мова у місті (6) мова у селі (7) мова, якою Ви вільно володієте

20 Чи змішуєте Ви українську і російську мови? (жодна відповідь не вірне)
(1) завжди (2) часто (3) іноді (4) рідко (5) ніколи (6) важко відповісти

21 Якщо Ви відповідаєте "завжди" "часто" "іноді", у яких випадках?
(1) залежить від співрозмовник (2) коли змінюєте тему (3) коли Ви не пам'ятаєте вірне слово (4) коли Ви звикли говорити слово іншою мовою (5) коли Ви говорите термін (6) коли Ви говорите цитату (7) коли немає схожих фраз в мові, якою Ви користуєтесь (8) несвідомо (9) не знаю

22 Що Ви думаєте про змішування української і російської мов?
(1) добре (2) не дуже погано (3) не задумувався (4) не дуже добре (5) погано (6) важко відповісти

23 Якщо ви відповідали "добре" або "не дуже погано", чому так думаєте?
_____
_____

24 Якщо Ви відповідали “не дуже добре” або “погано”, чому так думаєте?

_____

_____

25 Що Ви думаєте про суржик? (жодна відповідь не вірне)
(1) Це російське слово, фраза включене в українське речення.
(2) Це українське слово, фраза включене в російське речення.
(3) використання української мови з російською вимовою.
(4) використання російської мови з українською вимовою.
(5) використання української мови за граматичними нормами російської мови.
(6) використання російської мови за граматичними нормами української мови.

26 Що Ви думаєте про використання суржика?
(1) добре (2) не дуже погано (3) не дуже добре (4) погано (5) важко відповісти

27 На Вашу думку, чи залишиться суржик в Україні?

_____

_____

Дякую за допомогу!

調査票（日本語訳）

1. 名前
2. 性別
3. 生年
4. 専門
5. 出生地
6. ナショナリティ
7. 「リードナ・モーヴァ」は何語ですか？
8. 誕生から何語を用いていますか？
9. あなたの学校では何語が用いられていましたか？
10. 両親と何語で話しますか？
11. 友人とは何語で話しますか？
12. 先生や教授とは何語で話しますか？
13. お祈りをする時は何語ですか？
14. テレビは何語でみますか？
15. ウクライナ語、もしくはロシア語でインターネットを使っていますか？
16. 「リードナ・モーヴァ」以外にどのような言語を習得していますか？
17. 最も良くできる言語は何語ですか？
18. ウクライナ語について
(1)学校教育に必要　(2)仕事に必要　(3)ウクライナ人だから習得しなくてはいけない　(4)権威がある　(5)学校で使われる　(6)都市の言語　(7)田舎の言語　(8)自由に話せる言語
19. ロシア語について
(1)学校教育に必要　(2)仕事に必要　(3)権威がある　(4)学校で使われる　(5)都市の言語　(6)田舎の言語　(7)自由に話せる言語

20. ウクライナ語とロシア語を混ぜることはありますか？
(1)「いつも」(2)「よく」(3)「時々」(4)「まれに」(5)「決してない」(6)どちらともいえない
21. もし「いつも」、「よく」または「時々」あるなら、どのような状況でですか？
(1)話し相手による　(2)テーマが変わるとき　(3)正しい語が出てこないとき　(4)その言語の語を用いるのに慣れている　(5)術語が必要なとき　(6)引用文を示したいとき　(7)話している言語にふさわしい表現が見当たらないとき　（8）無意識に　(9)わからない
22. ウクライナ語とロシア語の混合についてどう思いますか？
(1)「よい」(2)「わるくはない」(3)「良くはない」(4)「悪い」(5)どちらともいえない
23. 「よい」もしくは「そんなに悪くはない」と回答された方はその理由を教えてください。
24. 「悪い」もしくは「良くない」と回答された方はその理由を教えてください。
25. スルジクについてどう思いますか？
(1)ウクライナ語の文で用いられるロシア語、表現　(2)ロシア語の文で用いられるウクライナ語の語、表現　(3)ロシア語の発音で話されるウクライナ語　(4)ウクライナ語の発音で話されるロシア語　(5)ロシア語の文法規則に則ったウクライナ語　(6)ウクライナ語の文法規則に則ったロシア語
26. スルジクの使用についてどう思いますか？
(1)「よい」(2)「わるくはない」(3)「良くはない」(4)「悪い」(5)どちらともいえない
27. ウクライナでスルジクは使われ続けると思いますか？

2010 年本調査のアンケート票（原語）

Добрий день! Мене звати Юко Сімекі. Я аспірантка Осакського університету (Японія). Я займаюся вивченням мовної ситуації в Україні. Прошу Вас посприяти мені в проведенні мого дослідження.

Результати цього дослідження будуть використані винятково в наукових цілях , і жодні особисті відомості респондентів не будуть розголошені.

Юко Сімекі:

1. Ваше громадянство _____
2. Рік народження _____
3. В якій області Ви народилися ? _____ (у місті / у селі)
4. В якій області проживали найдовше ? _____ (у місті / у селі)
5. Ваша національність _____
6. Ваша освіта _____
7. Ким працюєте? (якщо Ви студент, на якому курсі?) _____
8. Яку мову Ви вважаєте рідною? _____
9. Якою мовою (якими мовами) Ви розмовляєте з батьками?
   а) Тільки українською; б) Здебільшого українською, іноді російською; в) Як українською, так і російською;
   г) Здебільшого російською, іноді українською; д) Тільки російською; е) іншою мовою (вкажіть)_____
10. Якою мовою (якими мовами) Ви розмовляєте з дідусями та бабусями?
   а) Тільки українською; б) Здебільшого українською, іноді російською; в) Як українською, так і російською;
   г) Здебільшого російською, іноді українською; д) Тільки російською; е) іншою мовою (вкажіть)_____
11. Якою мовою Ви розмовляли до вступу в загальноосвітню школу?
   а) Тільки українською; б) Здебільшого українською, іноді російською; в) Як українською, так і російською;
   г) Здебільшого російською, іноді українською; д) Тільки російською; е) іншою мовою (вкажіть)_____
12. Якою мовою проводилось навчання в школі? _____
13. Якою мовою Ви володієте найкраще? _____
14. Якою мовою Ви розмовляєте найбільше в повсякденному житті? _____
15. Якою мовою окрім рідної Ви володієте? _____
16. Якою мовою зазвичай Ви читаєте газету та журнал? _____
17. Якою мовою зазвичай Ви пишете SMS та e-mail у мобільному телефоні? _____
18. Якою мовою зазвичай Ви читаєте художню літературу? _____

19. Чи згодні Ви, з наступними твердженнями?
   (1) "Українська мова потрібна для вищої освіти"
      а) Згодний (-а) повністю; б) Згодний (-а); в) Не згодний (-а); г) Зовсім не згодний (-а); д) Важко відповісти.
   (2) "Українська мова потрібна для працевлаштування"
      а) Згодний (-а) повністю; б) Згодний (-а); в) Не згодний (-а); г) Зовсім не згодний (-а); д) Важко відповісти.
   (3) "Українська мова - престижна"
      а) Згодний (-а) повністю; б) Згодний (-а); в) Не згодний (-а); г) Зовсім не згодний (-а); д) Важко відповісти.
   (4) "Українською мовою потрібно володіти, тому що я громадянин України"
      а) Згодний (-а) повністю; б) Згодний (-а); в) Не згодний (-а); г) Зовсім не згодний (-а); д) Важко відповісти.
   (5) "Українська мова потрібна для повсякденної комунікації"
      а) Згодний (-а) повністю; б) Згодний (-а); в) Не згодний (-а); г) Зовсім не згодний (-а); д) Важко відповісти.
20. Чи надаєте Ви значення грамотності в розмові українською (наголос, відмінювання тощо)?
   а) завжди; б) часто; в) іноді; г) рідко; д) ніколи.
21. Чи надаєте Ви значення граматичні складовій при написанні українською мовою (правопис)?
   а) завжди; б) часто; в) іноді; г) рідко; д) ніколи.

22. Чи згодні Ви, з наступними твердженнями?
   (1) "Російська мова потрібна для вищої освіти"
      а) Згодний (-а) повністю; б) Згодний (-а); в) Не згодний (-а); г) Зовсім не згодний (-а); д) Важко відповісти.
   (2) "Російська мова потрібна для працевлаштування"
      а) Згодний (-а) повністю; б) Згодний (-а); в) Не згодний (-а); г) Зовсім не згодний (-а); д) Важко відповісти.
   (3) "Російська мова - престижна"
      а) Згодний (-а) повністю; б) Згодний (-а); в) Не згодний (-а); г) Зовсім не згодний (-а); д) Важко відповісти.
   (4) "Російською мовою потрібно володіти, навіть якщо я громадянин України"
      а) Згодний (-а) повністю; б) Згодний (-а); в) Не згодний (-а); г) Зовсім не згодний (-а); д) Важко відповісти.

(5) "Російська мова потрібна для повсякденної комунікації"

а) Згодний (-а) повністю; б) Згодний (-а); в) Не згодний (-а); г) Зовсім не згодний (-а); д) Важко відповісти.

23. Чи надаєте Ви значення грамотності в розмові російською (наголос, відмінювання тощо)?

а) завжди; б) часто; в) іноді; г) рідко; д) ніколи.

24. Чи надаєте Ви значення граматичні складовій при написанні російською мовою (правопис)?

а) завжди; б) часто; в) іноді; г) рідко; д) ніколи.

25. Коли у Вас будуть діти, якою мовою Ви плануєте з ним спілкуватися?

а) Тільки українською; б) Здебільшого українською, іноді російською; в) Як українською, так і російською;
г) Здебільшого російською, іноді українською; д) Тільки російською; е) іншою мовою (вкажіть)_____

26. Чи бувають такі ситуації, коли Ви спілкуєтесь з іншими людьми на різних мовах (наприклад, один - українською, інший - російською)? ____Так / Ні___.

Якщо маєте такий досвід,

(1) Які стосунки у Вас із цією людиною? _____

(2) Як часто відбувається таке спілкування?

а) завжди; б) часто; в) іноді; г) рідко.

(3) Якою мовою Ви розмовляєте і якою мовою Ваш співбесідник розмовляє?

а) завжди Ваша мова - українська, і мова Вашого співбесідника - російська;
б) завжди Ваша мова - російська, і мова Вашого співбесідника - українська;
в) здебільшого Ваша мова - українська, і мова Вашого співбесідника - російська;
г) здебільшого Ваша мова - російська, мова Вашого співбесідника - українська.

27. Як Ви ставитесь до вживання «суржику»?

а) абсолютно позитивно; б) скоріше позитивно; в) нейтрально; г) скоріше негативно; д) абсолютно негативно;
е) важко відповісти.

28. Чи згодні Ви з наступною думкою: ***«кожен громадянин України зобов'язаний добре знати українську мову»***

а) Згодний (-а) повністю; б) Згодний (-а); в) Не згодний (-а); г) Зовсім не згодний (-а); д) Важко відповісти.

28. Чи згодні Ви з наступними твердженнями: ***«російській мові в Україні необхідно надати статус другої державної мови»***

а) Згодний (-а) повністю; б) Згодний (-а); в) Не згодний (-а); г) Зовсім не згодний (-а); д) Важко відповісти.

30. Чи схвалюєте Ви, коли іноземні фільми дублюються українською мовою ?

а) Згодний (-а) повністю; б) Згодний (-а); в) Не згодний (-а); г) Зовсім не згодний (-а); д) Важко відповісти.

31. Чи згодні Ви з наступною думкою: ***«українська мова – єдина державна, але в регіонах компактного проживання російськомовного населення, російська мова може бути визнана офіційною»***

а) Згодний (-а) повністю; б) Згодний (-а); в) Не згодний (-а); г) Зовсім не згодний (-а); д) Важко відповісти.

32. Як Ви ставитесь до сьогоднішньої мовної ситуації в Україні? (можете обрати декілька варіантів)

а) в Україні люди можуть розмовляти й українською, і російською - це дуже добре;
б) в Україні люди розмовляють і українською, і російською - це не дуже добре;
в) мовна ситуація в Україні обговорюється, проте залишається стабільною.
г) мовна ситуація в Україні поступово змінюється на краще.
д) мовна ситуація в Україні поступово погіршується.
е) в Україні мовне право громадян гарантоване.
є) в Україні мовне право громадян не гарантоване.
ж) оскільки люди розуміють одне одного, здається, то немає жодних проблем.

Дякую за співпрацю.

Якщо Ви можете надати мені можливість спитати Вас про мови через мережу Інтернет, напишіть, будь-ласка, Ваше ім'я та адресу електронної пошти.

調査票（日本語訳）

1. 国籍
2. 生年
3. 出生地
4. 最も長く居住した地域
5. 「ナショナリティ」（民族的属性）
6. 学歴
7. 職業（学生の場合は学年）
8. 「リードナ・モーヴァ」は何語ですか？
9. 両親と何語で話しますか？
a) ウクライナ語のみ b) 多くの場合はウクライナ語、時々ロシア語 c) ウクライナ語とロシア語の両言語 d) 多くの場合ロシア語、時々ウクライナ語 e) ロシア語のみ f) 他の言語（その言語を記述）
10. あなたの祖父母とは何語で話しますか？
a) ウクライナ語のみ b) 多くの場合はウクライナ語、時々ロシア語 c) ウクライナ語とロシア語の両言語 d) 多くの場合ロシア語、時々ウクライナ語 e) ロシア語のみ f) 他の言語（その言語を記述）
11. 就学前には何語を話していましたか？
a) ウクライナ語のみ b) 多くの場合はウクライナ語、時々ロシア語 c) ウクライナ語とロシア語の両言語 d) 多くの場合ロシア語、時々ウクライナ語 e) ロシア語のみ f) 他の言語（その言語を記述）
12. 学校では何語で勉強しましたか？
13. あなたが最もよくできるのは何語ですか？
14. 日常的に最もよく用いる言語は何語ですか？
15. 「リードナ・モーヴァ」以外習得している言語は何語ですか？
16. 何語で新聞や雑誌を読みますか？
17. 携帯で SMS やメールを書くとき、何語で書きますか？
18. 文芸作品を読むとき何語で読みますか？

19. あなたは以下の主張に賛成ですか？
(1)「ウクライナ語は高等教育に必要不可欠である」
a) 完全に賛成 b) 賛成 c) 反対 d) 全く反対 e) どちらともいえない
(2) 「ウクライナ語は就職に必要不可欠である」
a) 完全に賛成 b) 賛成 c) 反対 d) 全く反対 e) どちらともいえない
(3) 「ウクライナ語は権威ある」
a) 完全に賛成 b) 賛成 c) 反対 d) 全く反対 e) どちらともいえない
(4) 「ウクライナ人であるならばウクライナ語を習得するべきだ」
a) 完全に賛成 b) 賛成 c) 反対 d) 全く反対 e) どちらともいえない
(5) 「ウクライナ語は日常的なコミュニケーションに必要だ」
a) 完全に賛成 b) 賛成 c) 反対 d) 全く反対 e) どちらともいえない

20. ウクライナ語を話すとき、アクセントや発音に注意を向けますか？
a) 常に注意を向けている b) よく注意を向ける c) 時々注意を向ける d) あまり注意することは無い e) 注意を向けることは全くない.

21. ウクライナ語で書く時、正書法に注意を向けますか？
a) 常に注意を向けている b) よく注意を向ける c) 時々注意を向ける d) あまり注意することは無い e) 注意を向けることは全くない.

22. あなたは以下の主張に賛成ですか？
(1) 「ロシア語は高等教育に必要不可欠である」

a) 完全に賛成 b) 賛成 c) 反対 d) 全く反対 e) どちらともいえない
(2) 「ロシア語は就職に必要不可欠である」
a) 完全に賛成 b) 賛成 c) 反対 d) 全く反対 e) どちらともいえない
(3) 「ロシア語は権威がある」
a) 完全に賛成 b) 賛成 c) 反対 d) 全く反対 e) どちらともいえない
(4)「ウクライナ人であっても、ロシア語を習得しなければならない」
a) 完全に賛成 b) 賛成 c) 反対 d) 全く反対 e) どちらともいえない
(5)「日常的なコミュニケーションにロシア語は必要だ」
a) 完全に賛成 b) 賛成 c) 反対 d) 全く反対 e) どちらともいえない

23. ロシア語を話すとき、アクセントや発音に注意を向けますか？
a) 常に注意を向けている b) よく注意を向ける c) 時々注意を向ける d) あまり注意することは無い e) 注意を向けることは全くない.

24. ロシア語で書く時、正書法に注意を向けますか？
a) 常に注意を向けている b) よく注意を向ける c) 時々注意を向ける d) あまり注意することは無い e) 注意を向けることは全くない.

25. 子供を持った時に何語で話しかけますか？
a) ウクライナ語のみ b) 多くの場合はウクライナ語、時々ロシア語 c) ウクライナ語とロシア語の両言語 d) 多くの場合ロシア語、時々ウクライナ語 e) ロシア語のみ f) 他の言語（その言語を記述）

26. あなたは話し相手と異なる言語で会話を続けることはありますか？(例えばあなたはウクライナ語で話し、相手はロシア語で返すというような状況)　　ある / ない
(1) その話し相手とはどのような関係ですか?
(2) お互いに異なる言語で話しあう頻度はどのくらいですか？
a) いつも b) よくある c) 時々 d) めったにない（がある）

(3) そのような時、あなたは何語を話し、話し相手は何語を話していますか？
a) あなたの言語は常にウクライナ語で、話し相手の言語は常にロシア語
b) あなたの言語は常にロシア語で、話し相手の言語は常にウクライナ語
c) 多くの場合あなたの言語はウクライナ語で、話し相手の言語はロシア語
d) 多くの場合あなたの言語はロシア語で、話し相手の言語はウクライナ語

27. 「スルジク」の使用についてどのような意見をもっていますか？
a) 完全に肯定的 b) どちらかというと肯定的 c) 中立的 d) どちらかというと否定的 e)完全に否定的 f) どちらともいえない

28. 「ウクライナ国民はウクライナ語の高い知識が要求される」という主張に賛成ですか？
a) 完全に賛成 b) 賛成 c) 反対 d) 全く反対 e) どちらともいえない

29. 「ウクライナにおいて、ロシア語には第二の国家語の地位が与えられるべきだ」という主張に賛成ですか？
a) 完全に賛成 b) 賛成 c) 反対 d) 全く反対 e) どちらともいえない

30. 外国映画の上映に際し、ウクライナ語に吹き返されることについて賛成ですか？
a) 完全に賛成 b) 賛成 c) 反対 d) 全く反対 e) どちらともいえない

31. 「ウクライナ語が唯一の国家語である一方、ロシア語話者が多く居住する地域においてはロシア語が公用語として認められるべきである」という主張に賛成ですか？
a) 完全に賛成 b) 賛成 c) 反対 d) 全く反対 e) どちらともいえない

32. ウクライナにおける言語状況についてどのような意見を持っていますか？（複数解答可）
a) ウクライナの人々はウクライナ語、ロシア語の両言語を話すが、これはとても良いことだ。
b) ウクライナの人々はウクライナ語、ロシア語の両言語を話すが、これはそんなに良いことではない
c) 国内の言語問題はよく議論されているが、その状況は安定している
d) ウクライナの言語状況は段々良くなってきている
e) ウクライナの言語状況は段々悪くなってきている
f) ウクライナにおいて人々の言語権は保証されている
g) ウクライナにおいて人々の言語権は保証されていない
h) 人々がお互いを理解し合えている限り、そこにどんな問題も存在しない

参考資料

分析に用いた一次資料

Рішення Конституційного Суду України № 10-рп від 14.12.1999[ウクライナ憲法裁判所 1999 年 12 月 14 日判決文]

Закон Української Радянської Соціалістичної Республіки “Про мови в Українській РСР” [ウクライナ共和国における諸言語に関する法律 1989 年 10 月 28 日採択]

Обережно – мова! [『ことばにご注意！』ウクライナにおけるウクライナ語の機能化に関する公聴会議事録] парламентське видавництво, 2003.

Законопроект “про мови в Україні” ［言語法草案］ http://gska2.rada.gov.ua/pls/zweb_n/webproc4_1?pf3511=38474

ЗАКОН УКРАЇНИ Про засади державної мовної політики (http://zakon2.rada.gov.ua/laws/show/5029-17)

“Українська Правда” (http://pravda.com.ua/)

“Радіо Свобода” (http://www.radiosvoboda.org/)

参考文献

[日本語文献]

ヴァイスゲルバー L. (1994)『母語の言語学』三元社

太田晴雄（2005）「母語・第一言語」真田信治、庄司博史編『事典・日本の多言語社会』岩波書店、351-352 頁

小森宏美（2004）「EU 加盟を目指すエストニアにおける言語法改正とその背景」『ことばと社会別冊 1　ヨーロッパの多言語主義はどこまできたか』三元社

小森宏美　（2009）『エストニアの政治と歴史認識』三元社

塩川伸明(1999)「ソ連言語政策史再考」『スラブ研究』No.46, 北海道大学スラブ研究センター

塩川伸明（2004）『民族と言語 （多民族国家ソ連の興亡 I)』岩波書店

塩川伸明（2007）「国家の統合・分裂とシティズンシップ」（第 5 章）塩川伸明・中谷和弘編『法の再構築 [Ⅱ] 国際化と法』東京大学出版会

渋谷謙次郎（2004）「欧州における主権・人権・言語権」『ことばと社会別冊 1　ヨーロッパの多言語主義はどこまできたか』三元社

渋谷謙次郎編（2005）『欧州諸国の言語法』三元社

渋谷謙次郎・小嶋勇編著（2007）『言語権の理論と実践』三元社

渋谷謙次郎（2007）「『母語』と統計」『ことばと社会』10 号、三元社

田中克彦（1975）『言語の思想—国家と民族のことば—』NHK ブックス

田中克彦（1978）『言語からみた民族と国家』岩波書店

田中耕一、荻野昌弘（編）（2007）『社会調査と権力—<社会的なもの>の危機と社会学—』世界思想社

ディボフスキー A. (2003) 「旧ソ連諸国における言語状況の若干の傾向について—言語のステータスの問題をめぐってー」『言語文化研究第 29 号』大阪大学言語文化研究科

中井和夫（1998）『ウクライナ・ナショナリズム—独立のジレンマ—』東京大学出版会

中井和夫 (2004) 「ウニアート教会」川端香男里、佐藤経明、中村喜和、和田春樹、塩川伸明、栖原学、沼野充義監修『[新版]ロシアを知る事典』平凡社、75 ページ

服部倫卓 (2004) 『不思議の国ベラルーシ—ナショナリズムから遠く離れて—』岩波書店

安田敏明（2007）「『国語』とはなにか」『ことばと社会』10 号、三元社

芳之内雄二（2008）「ウクライナの現代言語状況と言語問題」北九州市立大学文学部紀要 (74), 47-61.

渡邊日々（2000）「民族的な言語行為のジレンマーロシア・ブリヤーチヤにみえる他言語使用の諸相ー」『ことばと社会』2000 年 3 月号、三元社

[英語文献]

Anderson BA, Silver BD. 1990, “Some factors in the linguistic and ethnic Russification of Soviet nationalities: Is everyone becoming Russian?” In: *The Nationalities Factor in Soviet Politics and Society*. Hajda L,Beissinger M, editors. Boulder, CO: Westview Press.

Arel, D. 1995, “Language Politics in Independent Ukraine: Towards one or two state languages?” *Post-Soviet Affairs*, Vol. 23, No. 3, pp. 597-622.

Arel, D. 1995, ‘Ukraine: The Temptation of the Nationalizing State’. In *Political Culture and Civil Society in Russia and the New States of Eurasia*, Tismaneau, V. (ed.). pp. 157-188.

Arel, D. 2002, “Interpreting “Nationality” and “Language” in the 2001 Ukrainian Census,” *Post-Soviet Affairs*, vol.18, no.3, pp.213-249.

Arel, D. 2005, The “Orange Revolution”: Analysis and Implications of the 2004 Presidential Election in Ukraine. *Third Annual Stasiuk-Cambridge Lecture on Contemporary Ukraine*, Cambridge University, 25 February, http://www.ukrainianstusies.uottawa.ca/ukraine_list/pdf/Arel_Cambridge.pdf.

Arel, D. 2006, Introduction: Theorizing the Politics of Cultural Identities in

Russian and Ukraine, in *Rebounding Identities: The Politics of Identity in Russia and Ukraine*, Arel D. and Ruble B. A. (eds.), pp.1-30.

Aslund A. and McFaul M. eds., 2006, *Revolution in Orange: The origines of Ukraine's Democratic Breakthrough*, Carnegie Endowment for International Peace.

Besters-Dilger J. 2009, Language Policy in Mass Media, in J. Besters-Dilger(ed.) *Language Policy and Language Situation in Ukraine: Analysis and Recommendations,* Peter Lang, pp.243-286.

Bilaniuk, L. 2003, "Gender, language, attitudes and language status in Ukraine," *Language in Society* 32,pp.47-78.

Bilaniuk, L. 2005, *Contested Tongues: Language Politics and Cultural Correction in Ukraine*, Cornell University Press.

Bilaniuk, L. 2010, Language in the balance: the politics of non-accommodation on bilingual Ukrainian-Russian television shows, International Journal of Sociology of Language 201, pp. 105-133.

Bilaniuk L. and Melnyk S. 2008, "A tense and Shifting Balance: Bilingualism and Education in Ukraine," *The International Journal of Bilingual Education and Bilingualism* Vol. 11, No.3&4., pp. 340-373.

Bowring B. 2010, "Language Policy in Ukraine: International Standards and Obligations, and Ukrainian Law and Legislation," in J. Besters-Dilger(ed.) *Language Policy and Language Situation in Ukraine: Analysis and Recommendations*, Peter Lang, pp. 57-100.

Camelot A. M. 2002, "Post-Soviet Language Policy and the Language Utilization Patterns of Kyivan Youth," *Language Policy* 1, pp.237-260.

Cmejrkova S, 2003, "The categories of "own" and "foreign" in the language and culture of Czech repatriates from the Ukraine," *International Journal of Sociology of Language* 162, pp.103-123.

Der Gaudio, S and Tarasenko O. 2009, "Surzhyk: Topical Quesions and Analysis of a Concrete Case," in J. Besters-Dilger(ed.) *Language Policy and Language Situation in Ukraine: Analysis and Recommendations*, Peter

Lang, pp.327-358.

Fasold, R. 1984, *The Sociolinguistics of Society*, Blackwell.

Fedyuk, 2006. "EXPORTING UKRAINE WEST AND EAST Ruslana vs. Serducka," http://www.kakanien.ac.at/beitr/emerg/ofedyuk1.pdf.

Fedyuk, 2010. "Images of transnational motherhood: the role of photographs in measuring time and maintaining connections between Ukraine and Italy." *Journal of Ethnic and Migration Studies,* February 2012, 38(2).

Kertzer, D. and Arel, D. 2002, *Census and identity: The politics of race, ethnicity, and language in national censuses*, Cambridge.

Haugen E. 1983, The Implementation of Corpus Planning: Theory and Practice, in *Progress in Language Planning: International Perspectives*, Cobarrubias J. and Fishman J. (eds), 269 -289. Berlin: Mouton.

Hogan-Brun G. and Ramoniene M, 2003, Emerging language and education policies in Lithuania, *Language Policy* 2, 27-45.

Humesky A. 2000, State and Status of the Ukrainian Language Today and Tomorrow, *The Ukrainian Quartery*, Vol. LVI, No. 4, pp.383-394.

Hrycak A. 2006, Institutional Legacies and Language Revival in UKraine, in *Rebounding Identities: The Politics of Identity in Russia and Ukraine,* Arel D. and Ruble B. A. (eds.), pp.62-88.

Isajiw W. Organizational Differentiation and Persistance of Ethnic Community: Ukrainians in the United States*, The Ukrainian Experience in the United States.*

Janmaat J. G. 1999, "Language Politics in Education and the Response of the Russians in Ukraine," *Nationalities Papers*, Vol. 27, No.3, pp.475-501.

Kalynovs'ka, O. 2009, "Language Situation in Education," in J. Besters-Dilger(ed.) *Language Policy and Language Situation in Ukraine: Analysis and Recommendations*, Peter Lang, pp.201-242.

Kent K. 2010, "Language Contact: Morphosyntactic Analysis of Surzhyk Spoken in Central Ukraine," LSO Working Papers in Linguistics 8: 33-53. Proceedings of WIGL 2010.

Kulyk, V. 2006, "Constructing common sense: Language and Ethnicity in Ukrainian public discourse," *Ethnic and Racial Studies*, Vol. 29, No. 2, pp. 281-314.

Kulyk, V. 2008, "Language Policy in Ukraine: What People Want the State to Do," Paper to be presented at the Sciences Po-ASN conference on "Empire and Nations,"

Kulyk, V. 2009, "Language Policies and Language Attitudes in Post-Orange Ukraine," in J. Besters-Dilger(ed.) *Language Policy and Language Situation in Ukraine: Analysis and Recommendations*, Peter Lang, pp.15-56.

Kulyk V. 2010, "Ideologies of language use in post-Soviet Ukrainian media," *International Journal of the Sociology of Language,* Vol. 201, pp.79-104.

Kulyk, V. 2011, "Beliefs about language status and corpus in focus group discussions on the Ukrainian language policy," *International Journal of Society of Language*. Vol. 212, pp. 69–89.

Kulyk V. "Language identity, linguistic diversity and political cleavages: evidence from Ukraine," *Nations and Nationalism* 17 (3), 2011, 627–648.

Kuzio, T. 1998, *Ukraine: State and Nation Building*, Routledge.

Kuzio T. 2000, "Nationalism in Ukraine: Towards a New Framework," *Politics* 20 (2), pp.77-86.

Kuzio T. 2001, "Identity and nation-building in Ukraine: Definig thr 'other'," *Ethnicities* Vol 1(3), pp.343-365.

Kuzio T. 2001, "'Nationalising states' or nation-building? a critical review of the theoretical literature and empirical evidence," *Nations and Nationalism* 7 (2), pp.135-154.

Latin, D. 1998, *Identity in Formation: The Russian-speaking Population in the Near Abroad*, Cornel University Press.

Masenko L. 2009, "Language Situation in Ukraine: Sociolinguistic Analysis," in J. Besters-Dilger(ed.) *Language Policy and Language Situation in Ukraine: Analysis and Recommendations*, Peter Lang, pp.101-138.

Moser M. *Language Policy and the Discourse on Languages in Ukraine*. ibidem, 2013.

Osipian A. L., 2010, "Corruption in the politicized university: lessons for Ukraine's 2010 presidential elections," *Innovation: The European Journal of Social Science Research*, Vol. 23, No. 2, June 2010, pp.101-114.

Pauly M. D. 2009, "Tending to the "Native Word": Teachers and the Soviet Campaign for Ukrainian-Language Schooling, 1923 – 1930," *Nationalities Papers*, Vol. 37, No.3, May 2009.

Pavlenko A. 2006, "Russian as a Lingua Franca," *Annual Review of Applied Linguistics* 26, pp.78-99.

Pavlenko A. 2008, "Russian in post-Soviet countries," *Russian Linguistics* 32, pp.59-80.

Pavlenko A., 2011, "Language rights versus speakers' rights: on the applicability of Western language rights approaches in Eastern European contexts," *Lanageg Policy* (2011) 10:37–58 .

Pierre A. Coulombe, 1997, *Language Rights in French Canada*, Peter Lang.

Rivers W.P., 2002, "Attitudes towards incipient mankurtism among Kazakhstani college students," *Language Policy* 1, pp. 159-174.

Sidak M. and Bysaga Y., 2006, "Legal Foundations of Registration and Licensing of Credit Institutions in Ukraine: In the Context of Ukraine Entering the European Union," *Jurisprudencija Mokslo darba,* 11(89); 34–40.

Skutnabb-Kangas,T. and Phillipson. R, 1989, "'Mother Tongue': the Theoretical and Sociopolitical Construction of a Concept," Ulrich Ammon(ed.), *Status and Function of Languages and Language Varieties*, Walter de Gruyter.

Skvirskaja V. 2009, "Language is a Political Weapon" or on Language Troubles in Post-Soviet Odesa, in J. Besters-Dilger(ed.) *Language Policy and Language Situation in Ukraine: Analysis and Recommendations*, Peter Lang, pp.175-200.

Solchanyk R. 1992, “Ukraine, The (former) Center, Russia, and “Russia””, *Studies in Coperative Communism* Vol. 25, No. 1, March 1992, pp.31-45.

Surzhko-Harned L., 2010, “Liberal nationalism, nationalist liberalization, and democracy: the cases of post-Soviet Estonia and Ukraine,” *Nationalities Papers*, Vol. 38, No. 5, September 2010, 623 – 646.

Taranenko, O. 2007, “Ukrainian and Russian in Contact: Attraction and Estrangement”, *International Journal of Sociology of Language*, no.183, pp.119-140.

Trach, N. 2009, “Language Policy and Language Situation in the Sphere of Legal Proceedings and Office Administrations in Ukraine,” in J. Besters-Dilger(ed.) *Language Policy and Language Situation in Ukraine: Analysis and Recommendations,* Peter Lang, pp. 287-326.

White S., McAllister I. and Feklyunina V., 2010, “Belarus, Ukraine and Russia: East or West?” *The British journal of politics and international relations*, Vol 12, 344-367.

Yavorska, G. 2010, “The impact of ideoligies on the standardization of modern Ukrainian,” *International Journal of Sociology of Language* 201, pp. 163-197.

Zalizniak H. 2009, “Language Orientations and the Civilisation Choice for Ukrainians,” in J. Besters-Dilger(ed.) *Language Policy and Language Situation in Ukraine: Analysis and Recommendations*, Peter Lang, pp.139-174.

Zimmerman W. 1998, “Is Ukraine a Political Community?” *Communist and Post-Communist Studies*, Vol.31, No.1, pp.43-55.

[ウクライナ語・ロシア語文献]

Ажнюк Б. М. Мовна єдність нації: діаспора й Україна, Рідна Мова, 1999.

Бабенко В. Н. 2007, К вопросу о статусе русского языка в Украине, Россия и свободный мир 57 (№ 4), С. 128-136.

Бацевич Ф. Духовна синергетика рідної мови: Лінгвофілософські нариси,

Академія, 2009.

Бестер-Дільґер А. Мовна політика та мовна ситуація в Україні: аналіз і рекомендації, Видавничий дім “Києво-Могилянська кадемія,” 2008.

Всеукраїнський перепис населення ’2001 http://2001.ukrcensus.gov.ua/

Грищенко А. П. Сучасна українська літературна мова. Київ, Вища школа.

Губогло М. 1970, Взаимадействие языков и межнациональные отношения в советском обществе. История СССР, №.6.

Губогло М.Н. Языки этнической мобилизации, Школа «Язык Русской Культуры», 1998.

Данилевська О. 2007 Суспільне протистаяння чи компроміс: з історії двомовності в Україні(на матеріалі преси періоду Української революції 1917-1920 рр.), Українсько російська двомовність:Лінгвосоціокультурні аспекти, Університетське видавництво Пульсари.

Зарецкий О. 2007 Російські неологізм початку 1990-х років у сучасній українській політичній публіцистиці (на матеріалі двомовних газет), Українсько російська двомовність:Лінгвосоціокультурні аспекти, Університетське видавництво Пульсари.

Кагоаманов Ю. Война языков на Украине

Козлов В. Национальности СССР. 1975.

Кулик В. Дискурс українських медій: ідентичністі, ідеології, владні стосунки, Критика, 2010.

Масенко, Л. Т. Мова і політика, Соняшник, 2004.

Масенко, Л. Т. Мова і Суспільство, КМ Академія, 2004.

Масенко, Л. Т. Нариси з соціолінгвістики, Видавничий дім “Києво-Могилянська кадемія,” 2010.

Мечковская Н. Б. Языковая ситуация в Беларуси и этические коллизии двуязычия // Russian Linguistics №18, 1994.

Мечковская Н. Б. 2004, Чем интересен русский язык в рассеянье? Russian Linguistics 28, pp.237-259.

Мечковская Н. Б. 2005. Постсоветский русский язык: новые черты в

социолингвистическом статусе, Russian Linguistics (2005) pp.49-70.

Медведев, О. Мовний баланс України, Сучасність № 9, 2007, С. 64-68.

Озерова Н. 2003. Сопоставительная грамматика русского и украинского языков. Київ. Наукова Думка.

Пінчук О. і Червяк П. Нариси з етно- та соціолінгвістики, Просвіка, 2005.

Прадід Ю. Ф. 2002. Мовне питання в українських конституціях ХХст., Мовознавчтво, 2002, № 1, С. 17-22.

Радчук В. 2007. Параметри і взаємодія мов. Українсько російська двомовність: Лінгвосоціокультурні аспекти, Університетське видавництво Пульсари.

Руда О. 2007, Комунікативна невдача в контексті українсько-російської двомовності (жанр анекдоту), Українсько російська двомовність:Лінгвосоціокультурні аспекти, Університетське видавництво Пульсари.

Сергійчук В. “Українізація” Росії: Політичне ошуканство українців російською більшовицькою владою в 1923-1932 роках, Українська видавнича спілка, 2000.

Сербенська О. Антисуржик. Вчимося ввічливо поводитись і правильно говорити, Львів: Світ, 1994.

Ставицька Л. і Труб В. 2007. Суржик: міф, мова, комунікація, Українсько російська двомовність:Лінгвосоціокультурні аспекти, Університетське видавництво Пульсари.

Тараненко, О. Мовна ситуація та мовна політика в сучасній Україні, Мовознавство (2-3), 2003, С.30-55.

Тишков В, А. Реквием по этносу. Москва, 2003.

Тищенко, К. Метатеория мовознавства, Кив: Основы, 2000.

Фомин А. Русскиц язык на Украине: Будет ли принсена в жертву Европейская хартия региональных языков и языков меньшинств? Свободная мысль № 7, 2007.

Шевельов Ю. Внесок галични у формування української літературної мови, КМ Академія, 2003.